

北宋中期における西北辺境の情勢

— 欧陽脩「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」を手がかりとして —

文 学 研 究 科

哲学歴史学専攻 東洋史学専修

2 0 2 5 年 度

B B A 2 4 0 1 2

しゅう せいじゅ

周 正樹

目次

序章.....	1
0.1 国際秩序の変動と境界維持の課題.....	1
0.2 軍政・財用・地方統治.....	2
0.3 慶暦政治と欧陽脩.....	4
0.4 河東・河北の位置づけと二つの契機.....	5
0.5 史料の位置と問題の提起.....	6
第一章 先行研究の整理.....	8
1.1 対外関係史.....	8
1.2 軍事制度史.....	10
1.3 経済・財政・賦役・供輸と辺境統治.....	11
1.4 史料学・方法.....	13
1.5 小結.....	14
第二章 「河東奉使奏草」の分析.....	15
2.0 本章の視角.....	15
2.1 軍政改革.....	15
2.1.1 河東 01「画一起請劄子」.....	15
2.1.2 河東 05「相度併県牒」.....	16
2.1.3 河東 06「同前奏狀」.....	18
2.1.4 小結.....	19
2.2 軍事防務.....	19
2.2.1 河東 16「論西北事宜劄子」.....	20
2.2.2 河東 17「論宣毅萬勝等兵劄子」.....	23
2.2.3 河東 18「論麟州事宜劄子」.....	25

2.2.4	河東 30「論代州開壕事宜劄子」	28
2.2.5	小結	29
2.3	辺境統治	29
2.4	賦役財政	31
2.4.1	河東 03・04・07	31
2.4.2	河東 08「義勇指揮使代貧民差役奏状」	33
2.4.3	河東 11・12・13・15	34
2.4.4	河東 19・20・21・22・24・25	37
2.4.5	小結	44
2.5	人事任免	45
2.5.1	河東 02「辟郭固随行劄子」	45
2.5.2	河東 09・10・14	46
2.5.3	河東 26・28・29	49
2.5.4	河東 36・37	51
2.5.5	小結	52
2.6	本章小結	52
第三章	「河北奉使奏草」の分析	53
3.0	本章の視角	53
3.1	軍政改革	53
3.1.1	河北 01「乞許同商量保州事劄子」	53
3.1.2	河北 03「乞不親教閱劄子」	54
3.1.3	河北 09「訪問逐州利害牒」	56
3.1.4	河北 33・34	56
3.1.5	小結	59
3.2	軍事防務	59

3.2.1 河北 19「乞真定府分驍武兵士別作指揮」	60
3.2.2 河北 24「乞置弓弩都作院」	61
3.2.3 河北 38「乞条制都作院」	63
3.2.4 小結	65
3.3 辺境統治	66
3.3.1 河北 05「奏洺州盜賊事」	66
3.3.2 河北 35・40	68
3.3.3 小結	70
3.4 賦役財政	71
3.4.1 河北 06「乞一面罷差兵士拽磨」	71
3.4.2 河北 22「乞置御河催綱」	72
3.4.3 小結	74
3.5 人事任免	74
3.5.1 河北 13・14	75
3.5.2 河北 43「自劾乞罷轉運使」	77
3.5.3 小結	78
3.6 本章小結	78
結語	79
参考文献	81
付録	82
「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」分類（番号付き）	82

序章

0.1 国際秩序の変動と境界維持の課題

北宋中期の西北辺境は、しばしば宋夏戦争の激化、あるいは宋遼関係の緊張という図式で要約されてきた。しかし本論文が焦点を当てるのは、戦争と和平の推移という「結果」ではない。むしろ、戦争に踏み込みきれず、かといって安寧な和平にも留まれないという状況下で、いかに境界秩序を保とうとしたか、その政治過程そのものである。対外関係の動揺は、前線の維持を単なる軍事措置に留め置くことを許さない。それは財用の配分や人事の運用、ひいては地域社会への負担転嫁を伴って波及する。こうした内と外の接合が露出し、喫緊の政策課題として立ち現れた局面こそが、慶暦前後の西北辺境であった。¹

対遼関係は、澶淵の盟以後、長期的な和平の枠組みに組み込まれたとされる。だが、和平とは静態を意味しない。陶晋生（2008）²が論じるように、宋遼関係は理念・言説の層と、交渉枠組・国境運用の層とが重層的に併存しており、盟約もまた単年の講和ではなく、継続的な交渉を可能にする制度装置として機能していた。この制度の下、境界管理は日々更新され、些細な摩擦であっても条約秩序全体へと波及しかねない緊張を孕む。ゆえに、境界線上での兵力配置や更戍、関市の統制、往来の監視といった実務は、条約秩序の外部に残された偶発性を抑え込むための、終わりなき要請として存在したのである。

条約秩序が維持されているという事実は、裏を返せば、境界の微細な揺らぎが直ちに国際問題へと接続しうることを意味する。局地的な衝突や内部の騒擾は、容易に「敵の挑発」あるいは「味方の不始末」として再解釈され、中央政府は即座に説明責任を迫られることになる。たとえ戦火が交わらぬ時期であっても、境界管理に要する軍政運用と財用負担が消えるわけではない。曾瑞龍（2003）³は、戦争と平和を法状態として二分する便宜性を戒め、限定的な暴力や摩擦が条約秩序の内部で反復される現実に即して、政策を戦略水準と現場水準の接続問題として捉えるべきだと説く。戦争がないということは、軍政が不要であることを意味しないのである。同じく曾瑞龍の宋遼戦争研究が示唆するように、河北は燕雲の記憶を抱えつつも、澶淵体制の下で境界が制度化された地域であった。そこで問われたのは、和平維持を大前提としつつ、境界摩擦を制御し、国家目的（大戦略）と現場運用をいかに擦り合わせるかという統治の技法である。それゆえ河北の課題は、対境への配慮を伴う秩序維持として、しばしば「内」と「外」を同時に睨む形で立ち現れることとなる。

一方、李華瑞（1998）⁴が整理するように、西北の対夏関係は、より直接的な戦争の様相を呈した。党項の建国（1038）以後、宋夏関係においては前線の圧力が常態化し、城寨線や補給線の整備が国家的課題として前景化する。さらに慶暦戦争期には、守勢か攻勢かをめぐる戦略論争が沸き起こり、城寨の備えと後方（関中）防備の落差、あ

¹ 方震華『和戦之間の両難：北宋中後期の軍政與対遼夏関係』（社会科学文献出版社、2020年。）を参照。

² 陶晋生『宋遼関係史研究』（中華書局、2008年）を参照。

³ 曾瑞龍『経略幽燕：宋遼戦争軍事災難の戦略分析』（香港中文大学出版社、2003年。）を参照。

⁴ 李華瑞『宋夏関係史』（河北人民出版社、1998年）を参照。

るいは軍政運用の制度的欠陥が一挙に露呈した。戦争は前線の将兵だけで完結するものではない。兵站・軍費・糧道・馬政・人事が連動し、軍政と財用の接合が絶えず試される。すなわち、戦争は軍政の領域を超え、財用の論理を軍政の内部へと深く引き込むのである。

慶暦の和議は武力衝突を一時的に緩和させたが、前線維持の負担を消し去ったわけではない。どの線を守り、どこまでを守られるとみなすのか。そして、その選択をどの程度の歳費と輸送負担で引き受けるのか。こうした判断は、軍事・外交・財政のいずれか一領域に閉じることなく、相互の制約のもとで繰り返し再調整を迫られる。曾瑞龍（2006）⁵が論じるように、守勢とは単なる消極策ではなく、縦深と機動反撃を組み合わせて圧力を受け流す「弾性」こそが問われる局面であり、固定的手段の反復はかえって持続可能性を損ないかねない。

さらに北宋は、対遼と対夏という二正面を同時に抱え込んでいた。条約秩序の維持と戦時的圧力の緩和は別個に進むのではなく、互いに資源配分を競合させる関係にある。方震華（2020）⁶が「和戦之間（平和と戦争の間）」の困難として描き出すのは、軍政をめぐる選択が常に財用制約に拘束され、一方を厚くすれば他方が薄くなるという、二正面構造特有の緊張であった。のみならず、軍政と対遼夏関係を結ぶ議論の中で、前線維持の問題が財用と不可分であることを方氏は繰り返し強調する。戦争が長引けば財用は軍政へと吸い寄せられ、軍政の再編は必然的に地方社会の負担再編として現れる。逆に財用制約が強まれば、防衛線の設計や兵站構想は直ちに実行可能性の壁に突き当たる。軍政・財用・地方統治は、境界維持という一点において相互に拘束し合う関係にあるのである。

ここまで見た通り、北宋中期の国際秩序は、単に外部との軍事的衝突だけで規定されるものではない。陶晋生（2008）⁷が指摘するように、対遼外交は対遼関係のみで完結せず、対西夏を含む周辺関係との同時調整を迫られる。その結果、和平維持・軍備・財政負担が一体の政策課題として編成されることになる。条約秩序の運用と戦時圧力の持続は、境界の維持を政治課題として浮上させ、その内側に軍政・財用・地方統治の接合面を生々しく露出させたのである。

対遼の条約秩序と対夏の戦時圧力は、ともに境界の維持を政治課題として突きつけた。次に、その維持がいかなる形で軍政・財用・地方統治の接合面において具体化したのかを確認する。

0.2 軍政・財用・地方統治

前節で概観した国際秩序の変動を内政の視座から捉え直すと、外圧の複層化は、北宋国家の軍事制度が抱える構造的制約を浮き彫りにしたといえる。王曾瑜（2011）⁸が指摘するように、禁軍を中心とする編成は五代的な軍閥割拠の克服を意図した中央集権装置であったが、京師への集住と更戍的な運用は、将と兵の恒常的な結合を弱め、

⁵ 曾瑞龍『拓辺西北：北宋中後期対夏戦争研究』（香港中華書局、2006年）を参照。

⁶ 方震華『和戦之間の両難：北宋中後期の軍政與対遼夏関係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

⁷ 陶晋生『宋遼関係史研究』（中華書局、2008年）を参照

⁸ 王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）を参照。

統制上の歪みを内包していた。しかも平時から巨額の財用を要し、軍事の維持そのものが国家財政を恒常的に圧迫する構造となっていた。

范学輝（2015）⁹の整理によれば、枢密院—三衙体制は、軍令・人事を中枢に集約しつつ、禁軍の兵籍・訓練・差遣を通じて皇帝の軍事基盤を支える装置として整備されたものである。仁宗期には管軍八位が定着し、京師禁軍は平時の都市軍政を担いつつ、戦時には西北辺境へ大量に発遣される。だが、その「発遣」のたびに兵站・輸送・賦役の負担配分は組み替えられ、地方統治の安定条件は大きく揺さぶられる。軍事制度を単なる制度図として把握するだけでは、前線維持の政治性は見えてこない。そこで本研究は、軍政が財用・人事・地方統治へと接続する局面にこそ注目する。

制度の摩耗は、軍における人の問題へと直結する。辺境では兵站の不備や給与の遅滞が不満として蓄積し、逃亡や騒擾の火種となり得る。だからこそ軍政の議論は、人事・賞罰の設計を伴い、必然的に財用論へと接続せざるを得ない。軍事制度とは、単なる「兵の配置」にとどまらず、社会に対する「負担の配置」にほかならない。方震華¹⁰が軍政と財用の不可分性を強調するのは、前線維持の実態が地方社会における負担の再編として現象するからである。軍費の議論は、単に足りるか否かという量的な問題には還元できない。輸送が遅れば前線は脆くなり、輸送を増やせば民力が削がれる。輸送路の確保は軍事であるが、輸送の運用は行政である。境界維持の実務は、まさに軍政と地方行政の境目に生じる。伊藤一馬¹¹は、陝西の将兵制を地方統治体制の中に位置づけ直し、軍事配置・指揮系統と州県運営の接合に着目した。将兵制が地域統治の枠組として作用したという指摘は、河東・河北においても軍政を制度論の内部に閉じ込めず、地方統治の作動として読み解く必要性を示唆している。

武将層の形成と行動様式を捉える研究は、軍政の議論が理念の自足ではなく、将兵の利害と統制の困難を前提にしていることを教えてくれる。文臣の提言は、その困難を「統治の言葉」に置き換えながら、現実的な選択肢を模索する営みであった。その過程で、軍功・賞罰・軍紀の再配列が語られ、軍政は政治の語彙へと組み込まれていく。¹²何冠環¹³が整理した北宋武将像は、儒将や名将といったイメージだけでは説明しきれない軍政の実務的側面を浮かび上がらせる。将兵の暴発や規律の弛緩は、外敵の動向とは異なる位相で国境秩序を揺さぶり得る。西北辺境の統治とは、外敵に備えることであると同時に、内部の秩序を保つことでもあったのだ。

ここで重要なのは、軍事が文臣の言説の中でいかに正当化され、統治の語彙へと翻訳されたかである。呉挺誌¹⁴は、仁宗慶曆期以降に進展する「文臣統兵」をめぐる、士人がそれを合理化した論理を整理した。文臣を軍民統合の担い手として指定する発想、武臣の専門性を承認しつつも統制・監督の必要を説く議論、さらに忠誠への不信という政治的判断を背景に文臣統帥を要請する言説——これらは理念の遊戯ではなく、境

⁹ 范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015年）を参照。

¹⁰ 方震華『和戦之間の両難：北宋中後期の軍政與対遼夏關係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

¹¹ 伊藤一馬「北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制」（『待兼山論叢』第46号史学篇、2012年）を参照。

¹² 陳峰『北宋武将群体与相關問題研究』（中華書局、2004年）を参照。

¹³ 何冠環『北宋武将研究』（香港中華書局、2003年）を参照。

¹⁴ 呉挺誌「北宋士人对『文臣統兵』的合理化論述」（『清華學報』新第44卷第4期、2014年）を参照。

界の不測と内部の暴発を同時に恐れる、危機管理の言語に他ならない。文官掌軍の制度的展開もまた、単なる理念の反映ではない。陳峰¹⁵は、文官掌軍が制度として整えられる過程で、軍令・人事・財用の管理が官司間で分掌され、その調整こそが政策運用の成否を左右したと論じる。中央の軍令と辺路の経略が接続する地点では、命令系統の整備だけでなく、情報の収集・報告、賞罰の裁断、費用負担の割り振りが同時に作動する。奏草の分析は、こうした制度史の議論を、より微細な実務レベルの言語表現へと引き降ろす通路となるであろう。

以上の議論が示すのは、軍政が制度として自己完結しているのではなく、財用と地方統治に深く結節しているという事実である。范学輝¹⁶が禁軍統率機構としての三衙管軍制度をたどるとき、そこには皇権の軍事基盤を支える中央統制と、戦時の発遣・平時の都市軍政という運用の幅が併存している。この運用の幅はそのまま、費用・兵站・人員をどこから捻出し、誰に負担させるかという政治的選択を伴う。したがって本研究が問うべきは軍政の「正しさ」ではない。軍政がいかなる論理で語られ、どのような優先順位が付され、その結果としてどの資源が動員され、どの負担が誰に移転されたのか、という統治の構造そのものである。

軍政が財用と地方統治に結びつく以上、改革政治は軍事制度の技術論にとどまらず、情報と人事をめぐる政治過程を不可避に伴うこととなる。以下、視点を慶暦期の政治環境へと移し、欧陽脩の出使の文脈を整理する。

0.3 慶暦政治と欧陽脩

およそ一世紀に及んだ対夏戦争は、河東をはじめとする辺境での軍事行動に巨額の出費を強き、地域社会の民力を著しく疲弊させた。とりわけ 1040 年から 1042 年にかけての三川口・好水川・定川寨における三戦の敗北は、北宋軍の脆弱性を白日の下に晒した。慶暦 4 年（1044）に至り、宋夏双方は「慶暦の和約」を締結し、宋が歳幣（銀・絹・茶）を供与することを条件に一時的な安寧を得たが、それは決して盤石な平和ではなかった。方震華¹⁷が指摘するように、澶淵の盟以来、宋朝は長きにわたり安定を保ったものの、士大夫層の深層には旧領回復への渴望が伏流していた。西夏の侵攻は、安易な「和戎」政策の限界を露呈させ、たとえ和議が成立しても、范仲淹ら「経略」を志向する官僚たちは現状に安住しなかった。彼らは辺防の強化と軍需・補給の再編による「拓辺」を掲げ、辺境の安撫を急務としたのである。この文脈において、仁宗は当時諫官であった欧陽脩を河東へ派遣した。『宋史』欧陽脩伝によれば、慶暦 4 年 4 月、仁宗は欧陽脩に対し、転運使と協同して沿辺の軍糧・屯田事務を措置するよう詔を下したとされる。欧陽脩は河東において辺地の利害を視察し、軍糧供給の整備、鉄銭鑄造体制の確立、欠損問題の処理、さらには州治移転案の検討などに奔走し、同年 7 月に京師へ帰還して復命した。

時を同じくして、河北路もまた騒乱の渦中にあった。慶暦 3 年（1043）から翌年にかけての黄河決壊は、徳州・博州一帯を浸し、糧運の動脈を寸断した。だが、より深刻な危機は保州における兵変である。慶暦 4 年 8 月、祝念祖ら守軍は、軍需負担の苛

¹⁵ 陳峰「宋代文官掌軍制度及其效応」（『中国社会科学』第 7 期、2022 年）を参照。

¹⁶ 范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015 年）を参照。

¹⁷ 方震華『和戦之間の兩難：北宋中後期の軍政與対遼夏關係』（社会科学文献出版社、2020 年）を参照。

烈さを背景に蜂起し、城を占拠して帰順を拒んだ。この変乱は単なる内部反乱にとどまらず、宋遼国境の安全を根底から脅かすものであり、朝廷の危機感は頂点に達した。事態の收拾を図るべく、朝廷は欧陽脩を龍図閣直学士兼河北都転運使に任じた。特筆すべきは、仁宗が出発に際して下した「勿為久留計，有所欲言，言之（長く滞在するのを計るな、言いたいことがあれば言え）。」（『宋史』巻319、欧陽脩列伝）。これは、皇帝が彼の直言と現場判断に全幅の信頼を置いていた証左といえよう。河北に到着した欧陽脩は、宣撫使の富弼と連携して軍務を調整し、反乱の招撫と盗賊の鎮圧に奔走した。当時の河北は、兵変の事後処理のみならず、黄河氾濫が生んだ「塘泊」の管理、契丹との边境争地の処理、さらには辺将の李昭亮の不法に起因する民怨など、複合的な難題が山積していた。文臣として辺陲に臨んだ欧陽脩は、軍紀の引き締めと民情把握を両輪とし、積極的な建言を通じて中央の政策決定を促した。これらの施策は、動揺する北宋の境界秩序を再安定化させるうえで、決定的な役割を果たすこととなる。

漆侠¹⁸が『朋党論』を手掛かりに論じるように、前節で確認した軍政・財用・地方統治の接合は、政治過程のなかで組み替えられる必要があった。慶曆新政は、その組み替えを外圧と内政の接合面で構想した改革である。改革期の政治は理念の提示だけでなく説得と調整の技法を伴っていた。仁宗期の政治的性格についての議論を踏まえると、政策はしばしば急進よりも調整の形を取り、その調整は官僚間・地方官司間の交渉の上に立つ。軍政や財用の再編が、ときに「制度論」でなく「措置」の形で出てくるのは、制度を変える前に、まず運用の緊急部分を塞ぐ必要があったからである。¹⁹

劉子健²⁰が指摘するように、彼は改革派言説の担い手であると同時に、現実の政治技術を用いて問題を整理し直す官僚であった。奉使の任務は単なる視察ではない。現地の状況を把握し、官司間の齟齬を整え、朝廷へ提言として還元する。奉使期の文書は制度と現場のあいだに生じる摩擦を、文臣の言葉で束ねた記録となる。また、奉使が必要となる局面とは、中央が「現場の語り」を必要とする局面である。編年史的叙述や官僚機構の報告だけでは捉えきれない微細な摩擦が境界維持を揺さぶるとき、中央は現地へ目を向けざるを得ない。奉使とは、政策決定に先立って現場条件を可視化し、論点を選別し、朝廷が判断可能な形へ整える制度的装置であった。²¹

改革政治の言説と行政技術の双方を背負う官僚として、欧陽脩は境界維持の現場へ送り出された。次節では、河東・河北の戦略的位置を確認したうえで、麟州存廢と保州兵乱という二つの契機が何を政策課題として露出させたのかを示す。

0.4 河東・河北の位置づけと二つの契機

¹⁸ 漆侠「范仲淹集团与慶曆新政——讀欧陽脩『朋党論』書後」（『歴史研究』第3期、1992年）を参照。

¹⁹ 陳峰、朱晨鸞「宋仁宗『仁孝寛裕』的特点及其对朝政等方面的影响」（『西北大学学报（哲学社会科学版）』（第53卷第5期、2023年）を参照。

²⁰ 劉子健 著 劉雲軍、李思、王金煥 訳『欧陽修：十一世紀的新儒家』（重慶出版社、2022年）を参照。

²¹ 陶晋生『宋遼關係史研究』（中華書局、2008年）を参照。

こうした改革政治の文脈のもとで、河東と河北は、地理的にも制度的にも対照的な条件を持つ。太行山を挟んで西側に河東、東側に河北が広がり、河東では黄河・山地の線と城寨線が重なるため、防衛線の設計そのものが統治課題となる。河北は平野部が広く、境界管理は軍事と同時に流通・情報の制御と結び付く。²²慶暦期に欧陽脩が二度にわたり河東・河北へ出使した背景には、国境秩序の維持が「外」と「内」の両面から揺さぶられたという事情があった。以下では、麟州存廃と保州兵乱を、それぞれ境界維持の設計と秩序維持の危機として位置づける。

河東では麟州の存廃が争点化した。拠点の存置は対夏前線の維持にとって象徴的な意味を持つ一方、維持には歳費と輸送負担が伴い、河東の民力を圧迫する。欧陽脩は、存置すれば河東を困らせ、廃すれば河外を失うという二律背反を軸に、防衛線設計と地域負担の均衡を論点として立てた。²³同劄子は、拠点の価値を軍事地形の語彙で語りつつも、議論の焦点をそこへ閉じない。兵の抽減や再配置を比較の論理で組み立て、さらに五寨との関係に目を向けながら、防衛線全体を一つの網として捉える。ここに、前線維持の問題が軍政・財用・地域負担の接合面として提示される。

ここで注目すべきは、麟州問題が「拠点の存否」という一見単純な問いでありながら、実際には境界維持の設計思想を問う議論へと転化している点である。守る線の一つ動かせば輸送と守備の負担配分が変わり、負担配分が変われば地方統治の安定条件も変わる。境界をめぐる議論は、つねに社会の安定条件を含み込む。²⁴

河北に視線を移ろう。対遼境界が条約秩序のもとで一応の安定を得ていたからこそ、内部の規律崩壊は境界秩序を攪乱し得る。欧陽脩は、驕兵の暴発が対境の不測を招き得ることを強く意識し、軍紀・官僚統制・情報運用の再編を急務として提起した。²⁵保州兵乱は、軍政の内部問題が外交の問題へ接続し得ることを示す。軍の規律、官僚の統制、現地情報の扱い方が揺らげば、それ自体が境界秩序の不確実性を高め、対境判断を難しくする。²⁶鎮圧後の処置と対遼関係への配慮が同時に問題となったことを示す。すなわち保州兵乱は、境界の安定性が外部の軍事力だけでなく、内部の秩序維持によって規定されるという事実を政策課題として露出させた事件であった。和平期における「不安定性」は外部よりも内部から立ち上がり得る。

以上の二事件は性格を異にするが、共通して「境界の動揺」を示す。麟州存廃が前線設計と財用負担の問題を露出させたのに対し、保州兵乱は軍紀と官僚統制の問題を前景化した。しかしいずれも、対外関係の緊張管理が軍政・財用・秩序維持の調整と同一平面で迫られたという点において、慶暦期の西北辺境の特徴を凝縮している。

0.5 史料の位置と問題の提起

²² 曾瑞龍『経略幽燕：宋遼戦争軍事災難的戦略分析』（香港中文大学出版社、2003年）を参照。

²³ 『欧陽文忠公集』（『四部叢刊初編』第886～921冊、上海涵芬楼景印元刊本）巻115、河東奉使奏草巻上、「論麟州事宜劄子」。

²⁴ 伊藤一馬「北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制」『待兼山論叢』（第46号史学篇、2012年）を参照。

²⁵ 『欧陽文忠公集』（『四部叢刊初編』第886～921冊、上海涵芬楼景印元刊本）巻117、河北奉使奏草巻上、「乞許同商量保州事劄子」。

²⁶ 呉挺誌「北宋士人对『文臣統兵』の合理化論述」（『清華學報』新第44巻第4期、2014年）を参照。

以上の背景と二つの契機を踏まえ、ここで本論文の中核史料を導入する。二度の出使に際し、欧陽脩が現地で収集した情報と判断を朝廷へ提示するために作成した上奏文が、南宋期に周必大が収集・編纂した『欧陽文忠公集』に収められ、出使先に応じて総称して「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」と呼ばれる。本研究が対象とするのは、決着した政策の結果ではなく、未確定の状況のなかで利害比較と実行可能性の判断を説得的に組み立てる文書群である。したがって、そこには制度論の抽象ではなく、現場の制約条件を踏まえた政策言説が残りやすい。本研究が対象とする「河東奉使奏草」は三十八篇であり、「河北奉使奏草」は四十三篇であり、計八十一篇である。篇数は史料の「量」であると同時に編集・伝来の産物でもある。ゆえに個々の篇を孤立して読むのではなく、全体として反復される論点、沈黙が続く論点、特定の官名・地名が集中する領域を同定し、それを河東と河北の差異へ接続する必要がある。奏草各篇の文体・形式は一様ではない。政策提言を直接に構成する文書もあれば、事情を報告し判断材料を提示する文書、処分の是非を論じる文書、現地官司の関係整理を主眼とする文書もある。この形式差は、問題の性格差であると同時に、朝廷に提示されるべき「論点の形」の差でもある。したがって内容分析は形式分析と不可分である。

奏草とは奏章の草稿であり、作者の原初的な叙述や措辞を保持し、正式上奏時に削除された細部を含む場合がある。すなわち、最終決定を写すのではなく、決定へ向かう途中の論理を写す。そこには判断の条件分岐、相手方の反論を先取りする言い回し、保留や譲歩の仕掛けが含まれやすい。だからこそ、軍政・財用・統治の接合が言葉の組み立てとして現れる。奏草を用いる意義の第一は、軍政と財用の接合が「論点」として提示されている点にある。制度史研究は制度の骨格を明らかにし、外交史研究は政策の大枠を描き出すが、奏草はそれらを現場の制約条件へ引き戻し、論点がいかに切り分けられたのかを示す。第二に、奏草は政策形成の「説得」の回路を保存する。上申文書である以上、語りは政治的配慮に制約される。沈黙もまた意味を持つ。ゆえに筆者は、奏草本文の語り方をそのまま実態として受け取らず、同時代史料との齟齬・一致を点検しつつ、むしろ「何が論点として立てられ、何が立てられなかったのか」を統治課題の現れとして読む。

また、辺境統治は軍と官の内部に閉じない。城寨線の維持は、労役と運搬、物資の調達を通じて地域社会へ浸透し、地域社会の疲弊は再び軍政の維持可能性を揺さぶる。方震華が軍政と対外関係の接合を論じる際に財用を中核へ置いたのは、軍事的合理性がそのまま政策の合理性になり得ないこと、すなわち財用と社会負担が政策判断を拘束することを示すためである。²⁷河北の境界管理においては、戦時の論理が常に前面に出るとは限らない。むしろ、平和が前提であるからこそ、偶然的な事件が外交へ波及する危険が高まり、内部の秩序維持と情報運用が過敏に問題化される。曾瑞龍の戦略分析で描いたように、河北は取り返すという夢と現実を守る要請のあいだで政策言説が揺れる場でもあった。²⁸奏草を読む際には、この揺れが、軍事論の語彙だけでなく、処分論・対境配慮の語彙として現れる点に注意する。他方、河東の対夏前線では、存廃・移置・抽減といった措置語彙が出やすい。それは、戦線をどこに引くかがそのまま輸送と費用の線を引くことであり、線を引くたびに地域負担の配置が変わるから

²⁷ 方震華『和戦之間的両難：北宋中後期的軍政與対遼夏関係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

²⁸ 曾瑞龍『経略幽燕：宋遼戦争軍事災難的戦略分析』（香港中文大学出版社、2003年）を参照。

である。曾瑞龍による「可守」の思考は、まさにこの線引きをめぐる判断の連続であった。欧陽脩の奏草は、この判断を、単なる軍事地形ではなく、財用と人事を含む運用の問題として構成する。²⁹

文臣統兵をめぐる政治文化の分析は、奏草の語り方を読むうえで欠かせない。同じ措置であっても、武臣の行為をどう位置づけ、どの語彙で正当化し、どの語彙で抑制するかによって、文書の政治的意味は大きく変わる。呉挺誌が論じる合理化論述の枠組みを参照することで、奏草が単なる事務文書ではなく、統治の正当化と危機管理の言説として機能していることを、文言のレベルで検証できる。³⁰

以上を踏まえ、本論文の中心課題は次の三点である。第一に、欧陽脩は河東・河北という二つの境界条件のもとで、軍政・財用・人事・地域社会をいかに結び付け、何を「急」とし、何を「久」として秩序立てたのか。第二に、麟州存廢と保州兵乱という境界の動揺を手掛かりに、境界の安定性がどの層で論じられたのか。第三に、その論点構成は、北宋中期の対遼・対夏政策の揺れと、文臣統兵をめぐる政治文化と、どのように呼応しているのかである。方法として筆者は、（一）奏草各篇の精読による論点構成の復元、（二）史料突合による事件経過と制度運用の確認、（三）制度史・軍事史・外交史の成果を参照しつつ、奏草という現場文書に即して、北宋中期西北辺境の統治が抱えた接合の論理を描き出すことを目指す。

また本研究は、河東・河北の比較を地域差の列举で終わらせない。河東で前線設計と輸送負担が結びつき、河北で秩序維持と対境配慮が結びつくとしても、両者には共通の統治語彙が潜む。その共通語彙がどの局面で強まり、どの局面で断裂するかを追うことで、対夏の戦時的維持と対遼の平時的維持が、北宋国家の内部でどのように資源配分を競合させたのかを、奏草で捉え直すことができる。なお、奏草を用いた地域統治研究は、外交史・軍事史・制度史・政治史の境界に位置する。いずれの領域でも結論は往々にして大きく語られるが、奏草が残すのは、結論へ至る途中の論点整理であり、それゆえに小さな判断の積み重ねが見えやすい。

章立ては次のとおりである。第一章では、宋遼・宋夏関係史、軍政制度史、文臣統兵研究、武将研究、欧陽脩研究の諸成果を整理し、本研究の位置づけを明確にする。第二章では河東奉使期の奏草を中心に、対夏前線を支える防衛線設計と補給・財用の論点を分析する。第三章では河北奉使期の奏草を中心に、保州兵乱を契機とする軍紀・官僚統制、対境管理と財用運用の論点を分析する。結語では以上の検討から得られる歴史像と今後の課題を示す。要するに、本論文は「北宋中期の西北辺境はどうであったか」という大きな問いを、奏草という現場文書の分析を通じて、軍政・財用・統治の再接合として具体化する試みである。慶暦期の政策は理念と制度の一致としてではなく、境界の動揺に対応しながら形を変える運用として現れる。その運用の輪郭を河東と河北の比較のなかで描き出すことが、本研究の狙いである。

第一章、先行研究の整理

²⁹ 曾瑞龍『拓辺西北：北宋中後期対夏戦争研究』（香港中華書局、2006年）を参照。

³⁰ 呉挺誌「北宋士人对『文臣統兵』的合理化論述」（『清華學報』新第44卷第4期、2014年）を参照。

1.1 対外関係史

序章で掲げた問いは、慶暦前後の西北辺境を和戦の反復としてだけ捉えるのでは足りない、という感覚に由来する。遼と西夏という二つの境界が並走するなかで、戦略がどの層で語られ、政策の争点がどの言葉で立ち上がったのか。まず、この前提となる研究史を押さえ、以後の史料読解に必要な見取り図を整えておく。

宋遼関係研究は、華夷観・正統観といった理念へ収斂させる語りから、交渉の仕組みと国境現場の運用を丁寧に向う方向へ重心を移してきた。陶晋生が示すように、澶淵体制は軍事的正面对決を抑え込む一方で、国境の規制と処理を制度化する枠組でもあった。使節往来や境界での小さな摩擦処理こそが、秩序を支える日常の作業であった。³¹ただ、澶淵体制の安定だけを強調すると、北宋側が何を和平と呼び、どの水準で選択を迫られたのかが見えにくくなる。曾瑞龍は、戦争か平和かを単純に並べる整理そのものが歴史的文脈に依存する点を押さえつつ、宋側の弭兵講和言説を国際関係のなかに置き直した。北宋が講和と呼んだものは静止ではなく、境界の処理と費用負担を含む運用の名でもあった、という問題意識である。³²本論では、この視角を踏まえつつも、遼と西夏を同じ枠で一括せず、両者を分けて見る必要があると考える。どの官司がどの層の問題を担い、誰の言葉が可否の基準になったのか、そこに目を凝らしたい。

西北辺境をめぐる宋夏関係は、宋遼関係が与える長期の枠とは異なり、和戦の振れ幅が大きい。そのつど軍政・財政・辺境社会の緊張が前景化する。そこでの政策判断は西夏だけに向けられるのではない。遼というもう一つの境界秩序を常に織り込む必要があった。元昊挙兵以後の慶暦戦争期をめぐる研究の焦点も、勝敗の評価に限られない。攻勢と守勢の戦略論争は、城寨配置や防備線の設計、中枢の軍政運用の欠陥と結びつきながら展開した点が重視されてきた。李華瑞の整理によれば、前線の備えは国家的資源配分の問題でもあり、慶暦和議は対外関係の節目であると同時に統治の組み立てを組み替える契機でもあった。講和後も課題は残り、形を変えて反復する。その持続性を前提に置いておく。³³

この二正面の条件は、朝廷内部では政策論争として言葉を与えられる。方震華は、北宋中期の対外政策が神宗期に拓辺へ傾いていく過程を追ひ、その転換が軍事判断だけでなく財用や官僚制の運用と結びついていたことを示した。また和と戦の間で揺れる意思決定を、対遼・対夏が同時並行する構造から捉え直している。³⁴

軍事史・武将研究も、二正面の緊張を条件として捉える点で響き合う。陳峰は、澶淵の盟以後の宋遼関係が北宋の防衛思想と軍備配置の長期的前提をなし、さらに対西夏と対遼の緊張が併存すること自体が軍政運営を左右する条件であったと位置づけた。³⁵ここで確認した対外関係史の見取り図を踏まえ、続いて軍事制度史研究が示す制度的回路へ目を移す。

³¹陶晋生『宋遼関係史研究』（中華書局、2008年）を参照。

³²曾瑞龍『経略幽燕：宋遼戦争軍事災難の戦略分析』（香港中文大学出版社、2003年）を参照。

³³李華瑞『宋夏関係史』（河北人民出版社、1998年）を参照。

³⁴方震華『和戦間の両難：北宋中後期の軍政與対遼夏関係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

³⁵陳峰『北宋武將群体與相關問題研究』（中華書局、2004年）を参照。

1.2 軍事制度史

前節で確認したように、慶暦期前後の対外関係は、条約秩序の運用、二正面の資源配分、政策論争としての言語が絡み合う場であった。理念が整えられるだけでは国境は動かない。現場へ降ろす回路を支えたのは、編成・統制・差遣・補給といった軍政制度とその運用である。奏草が濃く記すのも抽象的な戦略理念ではなく、制度の縫い目で可否が裁定される局面であった。この節では、軍事制度史研究の蓄積を制度の沿革と運用の両面から押さえ、史料読解へつなぐ足場を整える。

制度の大枠を押さえるうえで、王曾瑜の軍制研究は基礎となる。王曾瑜は、北宋軍制の問題を戦時にだけ現れる逸脱として片づけず、平時の編成・統制・補給のあり方が、戦争局面で繰り返し表面化する構造として捉えた。慶暦期のように戦争が長く続く局面では、制度上の歪みが一度きりで終わらず、次々に政策課題化する。ここに、奏草が一件処理ではなく継続課題として諸問題を語る理由がある、と筆者は考える。もちろん軍政は静止していない。王曾瑜は、慶暦戦後に将兵法の推行など、兵と将を一定程度結び付けようとする改編が試みられたことも整理し、変化の方向を示した。通史的整理が示すのは大きな輪郭であるが、そこから先は、輪郭がどこで擦れ、どこで詰まるのか、運用の局面へ入る必要がある。³⁶

運用の局面を精密に描く研究として、范学輝の三衙研究がある。范学輝は、禁軍統率機構としての三衙、すなわち殿前司・侍衛馬軍司・侍衛歩軍司と管軍制度を官制史として捉え、その成立と変遷、職掌（兵籍・訓練・差遣等）、長官層の位置づけを整理した。三衙の機能が見えてくると、軍政が単なる軍の内部管理ではなく、兵籍・訓練・差遣といった行政処理の束であったことが分かる。さらに、禁軍の規模推移と財政負担をめぐる議論は、軍政が国家資源の配分と切り離せないことを示す。禁軍は政治的安定の基盤として重視される一方で、増員は冗兵問題を抱え込み、訓練・統制・差遣の緊張を生む。軍制改革が軍の枠内で完結せず、財用・運輸・地方行政の回路を巻き込むのはこのためである。³⁷もう一つの要点は、中央（三衙）と地方（兵馬司）が、枢密院の統轄下に置かれつつも機構として並立し、相互牽制の関係にあったという点である。命令が一直線に貫徹するとは限らず、権限と責任の配分をめぐって調整が生じる。³⁸ここに、奏草の処置案は、理念の宣言として読むより、権限と財用の制約を踏まえた「やれる」と「やれない」の提示として読むべきである。

制度が現場へ降りる局面を、より具体的な地方統治の仕組みとして描いたのが将兵制研究である。伊藤一馬は、陝西における将兵制を兵と将の固定という制度論に閉じず、経略安撫体制や州県運営を含む地方統治の枠組として再検討し、軍政と行政の接合に目を向けた。³⁹この視角を踏まえると、辺境軍政は戦争の技術というより、地域統治の制度として姿を現す。差遣と補給、地域社会への負担、官司間調整が絡み合う

³⁶王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）を参照。

³⁷范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015年）を参照。

³⁸范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015年）を参照。

³⁹伊藤一馬「北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制」（『待兼山論叢』第46号史学篇、2012年）を参照。

場所で、政策課題が言葉になる、奏草の読解は、まさにその言語の生成過程を追う作業になる。

ここまで見た制度史研究は、統帥機構と禁軍体制、冗兵と財政負担を含む軍政運用、将兵制と地方統治体制という複数の層から北宋軍政を立体的に描き出してきた。その厚みを踏まえるほど、奏草に現れる政策課題の言語を、制度の説明とどう接続するかが問題として残る。橋渡しの媒介として、文臣統兵・儒将論を改めて押さえておきたい。

北宋の軍政運用を語るとき、文臣が軍事に関与することは例外ではない。制度と人事が交差する地点で、それは繰り返し現れた。文臣統兵の論点は、武人軽視の理念として片づけられるべきではない。軍事を統治の言葉で処理し直す回路として働き得た点に注目しておきたい。⁴⁰その際、文臣が関与したのは作戦の細目だけではない。軍政の運用をめぐる裁可、責任の切り分け、現場の不具合の吸い上げといった手続の層が重なる。奏草に現れるのは、まさにこの接合部である。文臣の軍政関与は、武将側の実態とも結び付けて理解される必要がある。何冠環は、宋代武将の行動様式と官僚制の拘束を重ね合わせ、武将が軍政の内部に置かれた存在であったことを描いた。文臣と武将の関係は理念対立としてだけでは捉えられず、権限配分と責任の所在をめぐる具体の交渉として立ち現れる。⁴¹

文人談兵の社会風潮を扱った王軍営の論考も、軍事が文人世界の外にある話題ではなかった点を示す。談兵は趣味的な言説であると同時に、官僚としての判断と責任の言語を鍛える場でもあった。⁴²この位相を押さえると、奏草の議論が単なる軍事専門論ではなく、統治言説として組み立てられている理由が見えやすくなる。

以上の先行研究は、軍政を制度・政策・社会という複数の層で捉える必要を教える。そこで次に、財用・供輸・賦役が軍政運用の内部に入り込む回路を、研究史の到達点として整理しておく。

1.3 経済・財政・賦役・供輸と辺境統治

西北辺境の統治を論じる研究は、戦争と外交の推移だけを追っても落ち着かない、という感覚を早くから共有してきた。軍の配置、城寨の維持、境界の監視を支えるのは、結局のところ錢穀・物資・人手であり、それらの調達と運搬が途切れれば、政策の選択肢は目に見えて細る。本節は、慶暦期前後の研究蓄積のうち、経済・財政・賦役・供輸、すなわち軍需の調達と運搬に関わる論点が、どのような文脈で扱われてきたのかを研究史として整理する。

軍政制度史の研究では、財政は背景事情として外に置かれるより、むしろ制度の内側に組み込まれている。范学輝は三衙と禁軍運用を軸に、統率機構の整備が軍事力の拡張を可能にする一方で、軍の常備化が平時の支出を押し上げ、運用の持続性を脅かすという緊張を明確にする。軍政改革は統制の工夫であると同時に、支え方をめぐる

⁴⁰呉挺誌「北宋士人对『文臣統兵』の合理化論述」(『清華學報』新第44卷第4期、2014年)を参照。

⁴¹何冠環『北宋武將研究』(香港中華書局、2003年)を参照。

⁴²王軍営、陳峰「北宋中期文人談兵社会風尚芻議」(『西北大學學報(哲学社会科学版)』第41卷第3期、2011年)を参照。

再設計でもある、という見え方がここから浮かぶ。⁴³王曾瑜は、断片的史料を前にしつつも、編制・運用・装備・後勤・軍費を一つの枠に収め、軍制を断代史として描き直そうとした。その叙述が冗兵と財政の問題を常に議論の中心へ引き寄せた点で、軍制研究の言葉遣いそのものが、財用と供輸を欠かせない要素として内包していることが確認できる。⁴⁴

ただし、軍政制度史が制度の構造に厚みを持つほど、地域社会にどのような負担が蓄積したのか、誰がどの経路で物資を動かしたのか、といった具体は、別の素材を必要とする。ここで武将研究を参照すると、論点の配置が少し変わる。陳峰は武将を群体として捉え、出自類型・任用・官職運用、さらに文武関係の制度と政治文化を整理して北宋軍事エリートの輪郭を描く。⁴⁵ただ、その叙述の中心は政治・制度の配置に置かれ、調達や負担の細部は焦点になりにくい。本論文が奏草を扱うのは、こうした研究上の焦点の違いを、政策言説のレベルでつなぎ直すためである。

対外関係史の枠組に移ると、財用は外交の外部条件として置かれるだけでなく、選択の分岐点を形づくる要素として語られる。方震華は、対外政策の転換をめぐる議論のなかで、軍事行動の可否が財政負担の見積りと絡み合うことを丁寧に描いた。⁴⁶ここでいう負担は錢穀の出納にとどまらず、輸送の手当・人役の動員・徴発の連鎖といった動かすための仕事の積み重ねを含む。

戦略史の側からは、この結びつきがさらにはっきりと示される。曾瑞龍は宋遼戦争を戦略分析の対象とし、作戦設計や進退の判断が兵站と補給の見通しに左右されることを繰り返し指摘した。⁴⁷また、対夏戦争の長期化が財政・供輸の負担をどのように拡張させたかを追ひ、戦略判断が資源配分の問題へ沈み込んでいく過程を描いている。

⁴⁸

条約秩序とその運用を軸に宋遼関係を論じる陶晋生も、和平を支出の停止として理解しない。むしろ秩序維持の費用を前提にして、国境の管理と交渉が回り続けるところに澶淵体制の現実がある、という見取り図である。⁴⁹この見方は、戦争と和平を単純に対置する枠組を相対化したと言えよう。費用は戦時に限らず、平時の秩序の中でも形を変えて働き続ける、という見え方である。

宋夏関係史研究は、講和条件や交渉過程を精密に積み上げ、慶暦和議を含む政治過程の輪郭を与えてきた。李華瑞の体系的叙述はその代表である。ただ、その関心は主として公的關係と戦争過程に置かれ、互市・歳賜などの経済要素は、しばしば交渉条件や関係維持の要素として位置づけられる。⁵⁰経済が現場でどう回り、どこで詰まったのかという運用論は、別の素材と接続して補う必要が残る。

⁴³范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015年）を参照。

⁴⁴王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）を参照。

⁴⁵陳峰『北宋武將群體與相關問題研究』（中華書局、2004年）を参照。

⁴⁶方震華『和戦之間的兩難：北宋中後期的軍政與對遼夏關係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

⁴⁷曾瑞龍『經略幽燕：宋遼戰爭軍事災難的戰略分析』（香港中文大学出版社、2003年）を参照。

⁴⁸曾瑞龍『拓邊西北：北宋中後期對夏戰爭研究』（香港中華書局、2006年）を参照。

⁴⁹陶晋生『宋遼關係史研究』（中華書局、2008年）を参照。

⁵⁰李華瑞『宋夏關係史』（河北人民出版社、1998年）を参照。

加えて、辺境統治を異民族政策の枠で総合する金成奎の研究は、軍事に偏らない幅広い視角を与え、軍政・社会・政策思想の連関を見えやすくした。⁵¹ただし、その成果を慶暦期の河東・河北へ接続するには、地域差と官司間調整を、文書の運用という具体の層に下ろして描き直す作業が欠かせない。この点で、黒水城出土文書を手がかりに軍政文書の運用を論じた陳瑞青の成果は示唆的である。⁵²

以上の研究史から見えてくるのは、経済・財政・賦役・供輸が、軍制運用の条件であり、対外政策の選択を縛る制約でもあり、条約秩序を支える仕組みでもあった、ということである。他方で、河東・河北という具体の場において、これらがどのような言葉で語られ、どの官司間調整の中で処理されたのかは、研究史の段階ではまだ像を結びにくい。以下の本論では、奏草の議論を手がかりに、この実務の言い回しを先行研究の枠組へ結び直す。

1.4 史料学・方法

前節までで確認したとおり、軍政の運用や財用の手当ては、理念や制度の語彙だけでは把握しきれない。実際には、どの官司が何を照会し、誰がどの範囲で責任を負うのかという、手続の層が常に介在する。研究史の側でも、政策論争や制度の構造を描く仕事は厚い一方で、現場へ降りる経路、つまり文書を介した連絡と処理、を、まとまった範囲で扱う試みはまだ限られている。本節では、宋代の文書制度研究を踏まえつつ、奏草を公文実務の痕跡として読み解く視角を整理しておく。

文書制度研究の意義は、用語を定義することに尽きない。たとえば軍政文書を扱う陳瑞青は、黒水城出土文書を手がかりに、軍需・調度・役使の手配が、一定の書式と処理手順によって支えられていたことを示した。軍政が戦場の出来事としてだけでなく、物資・人員・銭帛を動かす行政実務として組み立てられていた以上、文書の往復は周辺的な付随物ではなく、統治の中核をなしたと理解できる。しかも、そこに残るのは理念の完成形ではなく、計算のやり直しや責任の押し引き、手続の詰め直しといった、統治の手触りに近い痕跡である。⁵³

この点から見ると、劄子・奏状のように皇帝（中枢）へ直接かけられる形式と、牒・申・帖のように官司間で回る形式とでは、同じ問題提起であっても表現の角度が変わり得る。どこまでを事実として報告し、どこからを処置案として提案するのか。あるいは、先例や帳簿の提示を優先するのか、それとも危機の切迫を前面に出すのか。形式の選択は、権限配置と責任範囲の見え方と結びつき、結果として政策議論の輪郭にも影響するのである。

他方で、奏草を史料として扱う際には、文書形式の多様性だけでなく、集成・編集の問題を避けて通れない。「河東奉使奏草」と「河北奉使奏草」は、欧陽脩の出使期に作成された奏章草稿を中心に集成された文書群であるが、草稿である以上、最終的に上奏された文面や裁可後の処置と完全に一致するとは限らない。しかも、その伝来は『欧陽文忠公集』の編纂過程や後世の集録に依存する。東英寿は、『欧陽文忠公集』の編纂と日本への伝来を検討し、新出書簡の発見経緯とも併せて、資料群がどのよう

⁵¹金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』（汲古書院、2000年）を参照。

⁵²陳瑞青『黒水城宋代軍政文書研究』（知識産権出版社、2014年）を参照。

⁵³陳瑞青『黒水城宋代軍政文書研究』（知識産権出版社、2014年）を参照。

な経路で保存・再編されたのかを具体的に跡づけた。こうした史料学的視角は、奏草を作者の意図の直接反映として一枚岩に読む読み方に、自然な歯止めをかける。⁵⁴さらに東英寿は、欧陽脩書簡九十六篇の新発見をめぐって、伝存の偏りや資料群の層位を示しつつ、編纂史の検討が内容理解を支えることを明確にした。⁵⁵本文の濃度や語彙の揺れは、政策課題の軽重だけでなく、草稿段階の推敲や編者の整理方針に左右され得る。したがって、本研究では奏草本文を中核に据えながらも、重要条目については、時点・背景・帰結を他史料と突き合わせて慎重に確認する、という姿勢をあらかじめ定めておく。もっとも、照合の眼目は、記述が同じかどうかを裁くことではない。どの史料が何を残し、何を残さないのか、その機能差を見極めるところにある。奏草を中心に据えると、裁可や実施の最終形が残らない箇所の意味がむしろ問われる。文書往復・旧例・図籍の参照といった実務の層を、政治過程の内部に位置づけ直す契機がここにある。

以上を踏まえるなら、奏草は政策提言の集成であると同時に、官司間連絡の流れを断片的に照らす史料でもある。軍政・財用・人事といった主題が、枢密院・三司・転運司・州県など複数の官司語彙と絡み合いながら現れることが分かる。ここに、制度史研究が提示した構造と、個別案件の処理記録とを接続する入口がある。

ここまで見てきた研究史の論点を、ひとまず同じ地平に並べ直しておきたい。制度の骨格、対外関係の選択肢、財用の制約、そして文書運用という実務の層は、互いに独立して存在するのではなく、同じ政策判断の場を別の角度から照らしている。本章の締めくくりとして、第二章以下で条目を読むとき、何を手掛かりに筋道を追うのかを、筆者の問題設定として言い直す。なお、すべての奏草について網羅的な分析を行うことは困難であるため、一部の分類については、必ずしもそれに属する全奏草を具体的分析の対象とはしていない。

1.5 小結

本章で辿った先行研究は入口こそ異なるが、議論の焦点は次第に近づいていく。方震華は、宋遼・宋夏を別々の舞台に閉じず、複数の境界を同時に調整する局面として北宋の対外政策を捉える視角を与えた。さらに神宗期に拓辺へ転じる転換点を、政策論争と財用見通しが絡む場として具体化する。⁵⁶軍事制度史の整理は、政策判断が統帥機構や禁軍体制の作動、権限配分の現実を支えられていたことを示す。范学輝の三衙研究は禁軍統率機構の枠組を明確にし、制度運用の論点を立てるうえで欠かせない。⁵⁷他方、王曾瑜の軍制研究は、制度の形成と変容を長い時間幅で押さえ、現場の運用

⁵⁴東英寿『『欧陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について——欧陽脩新発見書簡九十六篇を手がかりとして』（『中国文学論集』45号、2016年）を参照。

⁵⁵東英寿「欧陽脩書簡九十六篇の発見——新資料発見の経緯と九十六篇の特色——」平田茂樹・山口智哉・小林隆道・梅村尚樹編『宋代とは何か：最前線の研究が描き出す新たな歴史像』（勉誠出版、2022年）を参照。

⁵⁶方震華『和戦之間的兩難：北宋中後期的軍政與対遼夏関係』（社会科学文献出版社、2020年）を参照。

⁵⁷范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015年）を参照。

を読む際の座標を整える。⁵⁸こうしてみると、対外関係や軍制の問題は、戦争か講和かという選択に収まらない。軍政・財用・官司間手続がどのように噛み合うのか、そしてその噛み合わせ方こそが統治の実態であった、という見え方が浮かぶ。

ただ、先行研究の厚みが増すほど、別の問いも浮かび上がる。制度史は構造を描き、外交史は選択の枠を描き、財政史は制約を描く。いずれも不可欠であるが、それだけでは官司間の連絡や処理の手触りが抜け落ちやすい。陳瑞青の研究が示すように、軍政は文書の往復と手続の連鎖としても現れる。⁵⁹同時に、奏草のように後世に集成された文書群を扱う場合、編纂と伝来の問題を前提に読まねばならない。『欧陽文忠公集』の編纂過程と日本への伝来を論じた東英寿の研究は、その手掛かりとなる。⁶⁰また、欧陽脩書簡の新資料について成立事情を整理した論考は、個別資料の来歴を押さえる作業の重要性を改めて示している。⁶¹

以上を踏まえ、本論文は、欧陽脩「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」を、統治課題が処理可能な案件として言語化される過程を示す史料として位置づける。問うのは、どのような困難が問題として立ち上がり、軍政・財用・文書手続のどこが結節点になるのか、そして河東と河北の差異がどの層で現れるのか、という点である。

第二章以下では、奏草本文の語り口と処理の筋道を丁寧に従い、先行研究が示した見取り図のどこに具体的手触りが宿るのかを確かめていく。

第二章、河東奉使奏草の分析

2.0 本章の視角

欧陽脩「河東奉使奏草」に見える軍政上の建議を、文書の運びに沿って読み進める。本章でいう軍政改革は、兵制条文の改定にとどまらない。辺境で兵を運用する前提として求められる地方行政・財用・情報処理の整備まで含めて捉える。

筆者は「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」を全篇通読し、参照の便宜上、各篇に通し番号を付した上で、その主眼に即して五類型へ整理した（軍政改革、軍事防務、賦役財政、辺境統治、人事任免）。ただし分類は便宜である。以後は、この枠に寄りかかり過ぎず、各奏草が何を課題として立て、どの官司・どの文書手続を通じて実行へ結び付けようとするのかを優先して追う。まず軍政改革類から河東 01・河東 05・河東 06 を取り上げる。三篇はいずれも、軍政上の齟齬を行政・財用・情報の経路として言語化し、処理の順序を提示する点で共通するため、比較の軸を与えやすい。比較の楔として「河北奉使奏草」にも触れるが、第二章の叙述は河東を主軸に据える。

⁵⁸王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）を参照。

⁵⁹陳瑞青『黒水城宋代軍政文書研究』（知識産権出版社、2014年）を参照。

⁶⁰東英寿「『欧陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について——欧陽脩新発見書簡九十六篇を手がかりとして」（『中国文学論集』45号、2016年）を参照。

⁶¹東英寿「欧陽脩書簡九十六篇の発見——新資料発見の経緯と九十六篇の特色——」平田茂樹・山口智哉・小林隆道・梅村尚樹編『宋代とは何か：最前線の研究が描き出す新たな歴史像』（勉誠出版、2022年）を参照。

2.1 軍政改革

2.1.1 河東 01「画一起請劄子」

河東 01 は、河東へ赴く直後の欧陽脩が、任務遂行の前提として朝廷に求める条目を列挙した文書である。冒頭に兵糧手配が掲げられるが、要旨は迎送の抑制と文書収集、すなわち現地の負担を抑えつつ判断材料を確保する段取りにある。

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「画一起請劄子」に、

臣準勅差往河東，擘畫糧草，合有起請事件，今具畫一如後：

一、臣伏詳勅旨，本為河東民力困乏，差臣擘畫利害。竊慮州縣未體朝廷之意，因而搔擾。臣今欲乞特降聖旨指揮下河東路，候臣到彼，不得令官吏及諸色人出城迎送，及不得作樂筵席。

(……省略……)

一、臣所授勅，只是與轉運司計置擘畫邊上糧草。竊緣一路州縣賦租、戸口、兵馬、錢帛及公私財用利害，要見本末文字。竊慮所在不畫時應副。仍乞指揮一路州軍，凡有取索文字，並令畫時應副。

一、臣伏見國家自兵興以來，言事之人多陳利害。竊慮有前後上文字人，內有陳河東一路事宜，所言大體利害詳明，朝廷未暇施行者。乞於中書、樞密院檢尋所上文字，付臣看詳，到彼參驗利害可否，回日聞奏。

一、臣準勅除擘畫糧草外，竊慮更有可以因便勾當事件。伏乞令中書、樞密院畫一條目，付臣施行。取進止。

(臣は勅を奉じて河東へ赴き、兵糧の手配を計画することとなった。そこで請願すべき事柄があるため、条目を次のとおり定めて申し上げる。)

一、勅旨をつぶさに拝したところ、もとより河東の民力が困窮しているため、臣を差して利害を整理し判断させるためである。ひそかに州県が朝廷の意を体得しておらず、そのために人心をかき乱すことをおそれる。ゆえに河東路へ特に聖旨を下して指揮し、臣が到着するまでは官吏および諸色の人々を城外に出して迎送させず、また作樂や筵席を行わせない。

(……省略……)

一、臣が授けられた勅は、ただ轉運司とともに辺上の兵糧を取り計らい計画することだけである。だが一路の州県の賦租・戸口・兵馬・錢帛、ならびに公私の財用利害は、その本末を示す文書を見なければならない。ひそかに所在が時に応じて提出しないことを懸念する。よって一路の州軍へ指揮し、取索する文書はすべて時に応じて提出させたい。

一、国家は兵興以来、言事の人が多く利害を陳じてきた。前後に上申された文書の中には、河東一路の事宜を論じ、利害の大体を詳明に述べ、朝廷が施行する暇のないものがあるであろう。中書・樞密院で上申文書を検し、臣に付して閲覽させ、現地に至って利害の可否を照合して確かめ、帰還後に奏して申し上げたい。

一、臣は勅により兵糧の計画を行うほかにも、便宜により処理できる事件があると考え。中書・樞密院で条目を一つに取りまとめ、臣に付して施行させていたきたい。裁可を仰ぐ。)

と記載される。河東 01 の条目は、兵糧手配の内実を語り出す前に、計画が現地で空転しない条件を整えることに集中する。冒頭で兵糧の計画と起請事件を掲げ、条目として一括して示すのは、仕事を先に手順として固定するためである。

迎送・作楽・筵席の禁止は、礼が動員と費消へ接続し、民への負担として現れる経路を遮断する措置である。州県が朝廷の意を体得しないまま迎送を競えば、人心がかき乱されうるという危惧が、条目の前段で明示されている。第三条では、中書・樞密院に蓄積された上申文書を検し、未施行分も含めて検討材料として回収することを求める。さらに、兵糧以外の案件についても便宜に任せず、中書・樞密院が取りまとめた条目の付与を受けてから処理する。可視の負担を抑えつつ、判断材料の回収、中央履歴の参照、条目付与を一連の手順として組み込み、出使の計画を実務へ接続させる起点を整えるのである。

2.1.2 河東 05「相度併県牒」

河東 05 は、州県の合併をめぐる建議である。欧陽脩は繁簡の印象に頼らず、県ごとの戸口規模と官吏層の過剰を示し、行政単位的设计が民役の軽重を左右することを論じる。本節では、戸口数と官吏数を並べる叙述の意図、そして畫図と申請文書を介して合併可否を詰める手順に注目する。軍政改革類に置くのは、辺境の軍需・輸送・動員が、州県という制度的な器の上にしか成立しないという見取り図が、ここで明確になるからである。

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「相度併県牒」に、

當所體量得潞州八縣内、屯留・黎城・壺關三縣、地居僻遠、戸口凋零、全少詞訟盜賊、逐縣虛占令、佐及諸色公人、色役。今欲擘畫將三縣併省、分割入隣近縣分、可以寬減民役、兼省吏員、須議差官相度利害者。右具如前。今欲牒上黨縣鄧主簿、請詳上項事理、躬親遍往屯留等縣、相度地里遠近、接連疆畔、就近可以分割併省利害、務令人戸穩便。仍具可以分併地里、畫成紙圖、及取索逐縣見在戸口、賦税、見役諸色公人數目、畫一開坐連申、無致鹵莽者。

(当所が調査したところ、潞州管下の八県のうち、屯留・黎城・壺関の三県は、場所が僻遠にあり、人口は減少しており、訴訟や盜賊も全く少ない。それなのに各県は、県令・佐官および諸々の公人・色役を定員通り無駄に配置している。今、計画としてこの三県を併省し、分割して近隣の県分へ編入しようとしている。これによって民の役負担を緩和・削減し、併せて吏員を省くことができるため、官を派遣してその利害を相度させる必要がある。右、具すること前の如し。今、上党県の鄧主簿に牒を発する。願わくは、上項の事理を詳らかにし、自ら屯留等の県へ遍く行き、地里の遠近および接連する境界線を相度せよ。現地の実情において分割・併省の利害を検討し、務めて住民が穩便になるようにする。なお、分併しうる地里を詳細にし、地図を作成する。および各県の現在の戸口・賦税・現役の諸色公人の数目を調査・取得し、画一箇条書きに列举して共に申告し、粗略なことの無きようにする。)

と記載される。河東 05 は、潞州管内の屯留・黎城・壺関三県について、県制の存置が地域の実情に比して過剰となっている点を、統治負担の配分として可視化する文書である。本文は、三県が僻遠であり、人口が減少し、訴訟や盜賊が少ないことを並べる。ここで強調されるのは、行政需要が小さいという評価である。そのうえで、各県が県令・佐官以下の公人や色役を名目上は定員どおり抱え、官吏配置が実態に追従せず固定化していることが、虚占として示される。人口規模と行政装置の規模が釣り合わないという不均衡が、問題の中心に置かれている。対応策として、三県の併省と近隣県への分割編入を掲げ、民役の軽減と吏員の削減を目的に据える。注目すべきは、

構想が先に示される一方で、実施は相度による利害の精査を条件として組み立てられている点である。鄣主簿に対しては、現地へ赴いて地里の遠近や境界線の連なりを確認し、就近の分割が住民にとって穏便となるよう配慮せよと命じる。統廃合を行政内部の都合で完結させず、分割先の選定が生活圈や負担のかかり方に影響することを織り込んだ指示である。

さらに、判断材料を空間と数量の両面で整えるよう要求する。紙図の作成に加え、戸口・賦税・現役の諸色公人の数目を調査し、条目として整理して申告せよと命じる。地図と数目を揃えて再配分を設計する発想が明確であり、合理化を掲げるだけでなく、具体的手続と証拠を伴わせて政策判断を支えようとする態度が見える。末尾で粗略を戒める文言が置かれることから、統廃合が性急な整理に見え得る点を自覚し、調査によって手続きを堅くする意図があった可能性が高い。

2.1.3 河東 06「同前奏狀」

『歐陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「同前奏狀」に、

右臣近自威勝軍至遼州，體量得遼州州界東西二百五十里，南北一百五十九里，所管戸口主客二千七百餘戸，地里、人戸不及一中下小縣，而分建一州四縣。内榆社縣主客一千七十二戸，其餘遼山縣主客五百六十九戸，平城縣主客六百一十八戸，和順縣主客四百五十九戸，各不及一鎮人煙。及潞州管内八縣，亦有似此地里絕近，人戸全少處，虛立縣名，枉占官吏。每縣曹司弓手、手力、解子之類各近伯人外，別有供應本州廳子客司承符、散從及本村里正、戸長、耆長、壯丁、色役，人戸凋零，差役繁重。以臣相度，可以將帶就近，分割併省，庶使減省官吏，寬紓民役。緣臣時暫經過，竊慮不盡民間利害，已密牒知遼州、國子博士蓋平、上黨縣主簿鄣唐等審細相度可與不可，分併利害。臣今前去所過州縣，除邊防要切縣分外，其餘地里迫窄，人戸凋零，絕然小縣，有可以分割併省者，並欲隨近選差幹敏之官，密切先行相度可與不可，分割利害。候臣奉使回日，別具條陳敷奏次。

（右、臣は近ごろ威勝軍より遼州に至り、調査したところ、遼州の州界は東西二百五十里、南北一百五十九里、管轄する戸口は主客合わせて二千七百餘戸であった。その領域と人口は、中下の一小県にも及ばないのに、分けて一州四県を建てている。その内訳は、榆社県が主客一千七十二戸、残る遼山県は主客五百六十九戸、平城県は主客六百一十八戸、和順県は主客四百五十九戸であり、各々が一鎮の人口にも及ばない。および潞州管内の八県にも、また此の如く地里が極めて狭小で人戸が全く少ない処があり、虚しく県名を立て、みだりに官吏を占有している。各県の曹司・弓手・手力・解子の類は各々百人近くに及ぶほか、別に本州の庁子・客司・承符・散從、および本村の里正・戸長・耆長・壯丁・色役を供出しなければならず、人戸は減少しているのに、差役は繁重である。臣が判断するに、これらを近隣へ統合し、分割・併省することができる。こいねがわくは、官吏を減省し、民役を緩和させたい。しかし臣は、一時的に経過したのみであり、民間の利害を尽くしていないことをひそかに慮る。已に密かに知遼州・国子博士の蓋平、上党県主簿の鄣唐等に牒を發し、審細にその可否と分併の利害を相度させている。臣は今より前去して過ぎる所の州県において、辺防の要切なる県分を除くほか、その余の地里が狭いし、人戸が凋零している絶然たる小県で、分割・併省すべき者あれば、並びに近くにおいて幹敏の官を選抜して派遣し、密接に先行し

てその可否と分割の利害を相度させたい。臣が奉使して帰還する日を待ち、別に条陳を具して敷奏する次第である。）

と記載される。河東 06 は、河東 05 の併省構想を遼州の事例で具体化し、規模の不均衡を数値で示しつつ、実施に向けた手順を整える追奏である。本文は、遼州の州界の里数と戸口数を明記し、中下小県にも及ばぬ規模であるにもかかわらず一州四県を分建していると述べる。さらに四県それぞれの戸口数を列举して、各県が一鎮の人煙にも及ばないと断じる。ここでは、統廃合の必要性が印象ではなく、領域と戸口という材料によって説明される構造になっている。また、潞州管内にも同種の事例があると述べたうえで、県の曹司・弓手・手力・解子の類が百人近くに及ぶことを示し、さらに州の庁子・客司・承符・散從、村落の里正・戸長・耆長・壮丁・色役といった供出主体を連ね、人戸が凋零する一方で差役が繁重であると結ぶ。県制の維持が、州・県・村にまたがる役務の連鎖を通じて負担を増幅させるという構図が、具体の人員語彙によって表現されているのである。河東 05 で掲げられた民役の軽減と吏員の削減が、河東 06 では、負担がどの層にどのように及ぶのかという像を伴って描かれている。奉使として暫時経過したに過ぎず、民間の利害を尽くし得ないことを慮ると述べ、密牒によって知遼州や上党県の関係者に精査を命じる。さらに今後通過する州県でも、辺防上の要地を除外しつつ、狭小で人口が少ない県については幹敏の官を選差して先行調査させると述べる。ここからは、統廃合を一律の整理として押し切るのではなく、防備上残すべき単位を確保しながら、調査と選差を重ねて実行可能性を詰める手順を構想していた可能性がうかがえる。奉使帰還後に別途条陳して奏するという結語も、現段階を結論とせず、調査結果を集約して改めて具体案を上申する中間段階として位置づけている。

2.1.4 小結

河東 01 が示したのは、欧陽脩が自分の到着に伴う攪乱を抑え、文書と中枢履歴を回収して判断材料を揃えるという初動の設計であった。続く河東 05 は、州県の合併という行政単位の再編を、戸口規模と官吏配置の不均衡から捉え直し、申請文書、現地での検討を経て朝廷決裁へ持ち込む段取りを提示する。河東 06 は、遼州の具体例によって、里数・戸口数と接界関係を手掛かりに、残すべき県と併入してよい県を詰める。測量・見積は、数目と地理を裁可可能な形に整える作業であった。

軍政改革類は、防務策や城柵の是非に先立って、行政・財政・情報の経路を整える作業として現れる。初動が迎送や作楽へ傾けば民力の損耗が先に立ち、判断材料も欠ける。行政単位が過重であれば民役が重なり、軍需の手配も続かない。こうした前提を踏まえると、防務は城柵・甲兵・沿辺備禦の技術論に閉じず、調達・動員・州県統治の結節として構想されていたことが見えてくる。

2.2 軍事防務

前節で扱った河東 01・05・06 は、着手段階で民力の損耗を抑え、文書と数目を揃えて判断の土台を作る試みであった。これに対して本節の諸奏草は、敵情の不確かさ、器械・兵員の質量、州県実務の水準、そして調達・賦役が背負う負担を、具体の防務

課題として押し出す。防務が戦争か講和かの二択に還元されず、日々の手続と資源配分の上で形を取り直す局面が、ここにより明瞭になる。⁶²

本節では、北虜への備え（河東 16）、禁兵の教閲と入替（河東 17）、麟州の存廢（河東 18）、代州の城壕工事（河東 30）を順に扱う。いずれも城柵や兵数の増減だけを語らず、判断材料をどこで整え、決裁と実施をどの順序でつなぐのかを、文書の言葉として提示している点に注目する。

2.2.1 河東 16「論西北事宜劄子」

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「論西北事宜劄子」に、

臣昨在河東，聞北虜事宜，說者多端而少實。其役兵動衆，修城掘壕，凡所興爲，則有蹤跡。昨三月、四月之間，於北界地名大柳谷、銀瓮口與蕃族相殺，契丹累敗，折却主將數人，見今抄點中軍，秋冬必大交戰。此亦說者多同而不虛。惟云夾山部落叛歸元昊，契丹與西賊相攻。又云西賊見在河灣會割寨，兵馬尤多。或云二虜詐謀，欲合而攻我。此一事，則說者雖多，而以人情料之，皆不可信。自西賊叛我以來，更事契丹甚謹。蓋已與中國交爭，則屈己事隣，乃其常理。二虜自來未聞釁隙，而忽納夾山小族，反與契丹立爲大敵，但恐元昊點差，不爲此事。以此言之，不可信也。契丹若寇邊鄙，當先自河北，不應便出河東。若云出吾不意，則兵釁未成，必未突然入吾險地。是北虜必不攻河東矣。西賊二年之間，累次遣人通好，國家過當，許物已多。今盟約垂成，而忽借契丹數百里之路，崎嶇勞師，入吾險固。以此而言，是西賊必不攻河東，此其不可信者也。然北戎抄點人馬，聲張已久，今漸向秋，必已聚集。邊臣但見虜兵聚在界上，不得不至驚疑。惟在朝廷料敵制謀，養威持重，不爲輕發，使虜不可窺，則得計矣。其密爲禦備次第，臣今具管見，畫一如後：

一、據今事宜，不問北虜攻夾城與元昊，但不過夷狄自相攻耳。然虜兵在我境上，不可不爲支準。惟當持重以待，未宜便若寇至，而大集窮邊，虛成自擾。但訓兵練卒，於并、忻、嵐、憲，屯結以俟。太原去忻州，一日半可至，忻州去代州，一日半可至，嵐州去岢嵐，一日中可至，憲州亦然。今以兵屯忻、并而應援代州，屯嵐、憲而應援岢嵐。賊至，則使代州、岢嵐堅壁清野，待其師老，徐以忻、嵐等兵擊之，此用兵之法也。如此，則虜來不失應敵，不來不至虛驚。其代州、岢嵐，但用去年防秋兵數可矣。惟治器械，擇將帥，此非倉卒可辦，宜急爲之具。

一、河東沿邊州軍器械，全然不堪。臣昨到彼，見逐處弓弩無十數枝可施用者。問其何故，云爲省司惜筋、膠，支請不得，縱支得，即角短筋碎，不堪使用，久無物料修治，是致廢壞。臣亦知京中筋、膠、角絕少，然若遍支與諸州軍，即恐不及，欲乞且只支與沿邊州軍。仍乞選差幹事官，逐州自遣一員，上京支請，便令自監脩補。其諸州木羽箭，臣曾逐色用草人被甲，去三十步以硬弩射之，或箭幹飛掉不至，或箭頭卷折不入甲。此乃臨陣誤事之物，十無一二堪者。惟舊竹箭，雖翎損、鏃生秀，然射之亦能入甲，又數目不多，亦乞委官揀點脩換。

一、代州知州康德輿，老懦不濟事。臣方欲到京奏乞替却，近知已差張亢。然德輿却充并、代鈐轄。只此職，亦非德輿所堪，乞與一近裏小處知州，鈐轄別選差人。

⁶²伊藤一馬「北宋の対西夏戦略と情報伝達」(『神女大史学』第39号、2022年)、劉子健 著 劉雲軍、李思、王金煥 訳『欧陽修：十一世紀的新儒家』(重慶出版社、2022年)、曾瑞龍『經略幽燕：宋遼戰爭軍事災難的戰略分析』(香港中文大学出版社、2003年)を参照。

一、代州諸寨主、監押三十餘員、内無三四人能幹而曉事者、伏乞早行替換。仍乞於近日臣寮準密院劄子舉到堪充將領人内、差充寨主、監押。

一、岢嵐軍地接草城川口、無險可恃、而城小壕淺、須合增城浚壕。乞降指揮下河東、那打白草廂軍及本軍係役兵士、早併力脩葺。臣曾兩狀奏乞米光濬且令知軍、蓋光濬已知彼中次第。當事宜之際、若李緯乍到、恐處事未盡合宜、又緯必非岢嵐久住之人。其米光濬、伏乞檢會臣前奏施行。取進止。

（臣が先日河東にいた際、北虜の動静について聞いたが、説く者の話は多岐にわたり実態に乏しかった。しかし、彼らが兵を徵發し民衆を動員し、城壁を修復し堀を掘っていることなど、およそ為すところには痕跡があった。去る三月・四月の間、北境の大柳谷・銀甕口という地にて蕃族と殺し合い、契丹はたびたび敗北して主將数名を失った。現在、中軍の点呼・選拔を行っており、秋冬には必ず大規模な交戦があるであろう。この件についても多くの者の話が一致しており、虚言ではない。ただ、夾山部族が背いて元昊に帰順し、契丹と西賊が互いに攻撃し合っていると言われている。また、西賊は現在、河湾に砦を築いており、兵馬が特に多いとも言われる。あるいは、二虜の詐謀であり、連合して我々を攻撃しようとしていると言う者もいる。この一点に関しては、そう言う者が多いとはいへ、人情をもって推し量れば、いずれも信じるに足りない。西賊が我が国に背いて以来、かえって契丹に対しては甚だ謹んで仕えてきた。そもそも、すでに中国と戦っている以上、己を屈して隣国に仕えるのが常理だからである。二虜にはこれまで不和など聞いたことがなく、それなのに急に夾山の小部族を受け入れ、逆に契丹を大敵とするようなことは、恐らく狡猾な元昊のことであるから、しないであろう。こうしたことから言えば、信じがたい。もし契丹が辺境を侵すなら、当然まず河北から来るべきであり、いきなり河東へ出てくるはずがない。もし不意を突くつもりだと言っても、戦端が開かれていない段階で、突然我が国の險要の地に踏み込んでくるはずがない。つまり、北虜は決して河東を攻めないのである。西賊はこの二年の間、たびたび人を遣わして修好を通じさせてきた。国家の対応は過分であり、与えると約束した物資もすでに多額に上る。今や盟約が成立しようとしているのに、突然契丹領内の数百里の道を借り、険しい道のりで軍を疲弊させ、我が国の堅固な要害に入ってくるなどということはある得ない。このことから言えば、西賊も必ずや河東を攻めないということであり、これは信じるに足りないものである。しかし、北戎が人馬を点呼・徵發していることは、評判になって久しく、今は秋に向かっているため、必ずや集結を終えているであろう。辺境の臣下はただ敵兵が国境に集まっているのを見て、驚き疑わざるを得ないのである。ただ朝廷におかれては、敵情を分析して謀を巡らし、威を養い重きを持して、軽々しく動くことなく、敵にこちらの内情を窺わせないようにすれば、それで万全の策となる。その密かに行うべき防御の備えの次第について、臣がいま私見を具し、以下の通り一つ一つ列挙する。

一、現在の事態によれば、北虜が夾城を攻めるか元昊を攻めるかを問わず、単に夷狄同士が相攻めているに過ぎない。しかし敵兵が我が国の国境上にいる以上、備えをしないわけにはいかない。ただ重きを持して待機すべきであり、あたかも敵寇が到来したかのように、国境の僻地に大軍を集結させて、いたずらに自ら騒動を引き起こすべきではない。ただ兵卒を訓練し、并州・忻州・嵐州・憲州において駐屯・集結して待機させるのである。太原から忻州へは一日半で至り、

忻州から代州へは一日半、嵐州から岢嵐へは一日で至り、憲州もまた同様である。今、兵を忻州・并州に駐屯させて代州を救援させ、嵐州・憲州に駐屯させて岢嵐を救援させる。賊が至れば、代州・岢嵐にて堅壁清野を行い、敵軍の疲弊を待ち、徐に忻州・嵐州などの兵をもってこれを撃つ。これが用兵の法である。このようにすれば、敵が来れば応戦の機を失わず、来なくとも無用な虚驚に至らない。代州・岢嵐については、去年の防秋の兵数を用いれば十分である。ただ武器・器械を修治し、将帥を選抜すること、これは倉卒には処置できないため、急ぎこれらを準備すべきである。

一、河東沿辺の州軍の器械は、全く使用に堪えない。私が以前現地へ赴いた際、各所の弓弩で、使用に堪えるものは十数本もないのを見た。その理由を問うと、省司が筋や膠を惜しんで支給申請が通らず、たとえ支給されても角が短く筋が碎けていて使用に堪えず、長く修理用の物資がないため、破損して廃棄するに至ったとのことである。臣も京師において筋・膠・角が極めて少ないことは知っているが、もし諸州軍へ遍く支給すれば不足する恐れがあるため、ひとまず沿辺の州軍にのみ支給するよう請いたい。あわせて、実務能力のある官吏を選び、各州から一名ずつ派遣して、上京して支給を申請させ、そのまま自ら修補を監督させるよう請う。その諸州にある木羽の矢について、私がかつて種類ごとに、鎧を着せた草人形を用い、三十歩の距離から強弩でこれを射たところ、あるものは矢柄がぶれて届かず、あるものは矢尻が曲がったり折れたりして甲に入らなかった。これは臨戦の際に事を誤る代物で、十本のうち一、二本も使えるものがない。ただ旧来の竹矢だけは、羽が損なわれ矢尻が錆びていても、射れば甲に刺さるが、数は多くない。これも官に委ねて点検・選別し、修理・交換させるよう請う。

一、代州知州の康德輿は、老齡かつ懦弱で事の役に立たない。私が上京して更迭を奏上しようとしていたところ、近頃すでに張亢が派遣されたことを知った。しかし徳輿はかえって并州・代州の鈐轄に充てられた。ただこの職も、徳輿に堪えられるものではない。彼には内地の小さな場所の知州を与え、鈐轄には別の人を選んで派遣するよう請う。

一、代州の諸砦主・監押ら三十余員のうち、有能で物事の分かる者は三、四人もない。伏して早急な更迭を請う。あわせて、近頃臣僚が枢密院の劄子に準じて推薦してきた将領に充つべき人選の中から、砦主・監押に差遣するよう請う。

一、岢嵐軍は地が草城川口に接しており、頼るべき險阻な地形がなく、城は小さく堀は浅いため、城壁の増築と堀の浚渫が必要である。河東へ指揮を下し、白草を打つ廂軍および本軍の労役係の兵士を調整し、早急に力を合わせて修繕させるよう請う。臣はかつて二度の奏状で、米光濬にひとまず軍を知らせるよう請うた。光濬が現地の事情をすでに知悉しているからである。事変に際して、もし李緯が到着したばかりであれば、恐らく処置が宜しさを尽くさないであろうし、また李緯は必ずしも岢嵐に永住する人物ではない。その米光濬については、伏して臣の前奏をご照合の上、施行されんことを請う。ご裁可を仰ぐ。)

と記載される。河東 16 は、北虜をめぐる風聞が錯綜し、実状が見えにくくなっているという認識から書き起こされる。欧陽脩は、話が錯綜して確実さを欠く状況を踏まえ、判断の拠り所を兵の動員や城堀の修築など、形として確認できる徴候へ寄せる。

伝聞が先行すると、驚疑に引かれて動員を重ね、結果として自らの側の損耗だけが先に立つという危惧が、ここに込められている。

そのうえで欧陽脩は、判断を急がず慎重に構えることと、ひそかに備えを整えることとを並べ、拙速な大動員を戒めつつ、備えを段階として組み立てる。本文では、軽々に求めるべきでないという趣旨を示したうえで、代州・岢嵐の兵数、器械の整備、将帥の選択といった準備を急ぐべきだとも述べる。慎重さと準備の手当てが同じ枠で提示されるのである。

さらに河東 16 は、器械の不堪を列举したのち、代州知州康德輿を老懦不濟事と評し、鈴轄から外すべきだと述べる。防務が施設や兵数だけで完結せず、州県の指揮・監督を担う人事の適否にまで及ぶことが、ここでは端的に示される。文臣が軍政運用の裁可と結び付けて人事に言及し得たという点は、文臣の軍事関与が制度として定着した過程を論じた陳峰の指摘とも整合する。⁶³

2.2.2 河東 17「論宣毅萬勝等兵劄子」

『歐陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「論宣毅萬勝等兵劄子」に、

臣昨準勅差往河東。續準樞密院劄子：奉聖旨，所到州軍，體量諸軍指揮自來習學武藝并教閱戰陣次第精與未精，緩急堪與不堪陣敵使喚者。臣尋至諸州軍，令主兵官吏依常式教閱，觀其精粗。所用陣法，除四官陣舊法外，亦有自爲新陣者，大抵只是齊得進退，不亂行伍而已。諸處所較不多，其陣法則皆未可用。惟有踏硬、射親，最爲實藝，見今經略司分差主將諸州巡教，以三等弓弩拍試，漸次亦當精熟。然而主將不一，器械不精，此二事須更別爲制置。其諸軍禁兵共九萬五千餘人，內駐泊兵三萬餘人，惟萬勝最多最不精。本路就糧禁兵六萬餘人，惟宣毅最多最不精。臣今欲乞定主將，精器械，此二事條目甚多，容臣續具畫一。其宣毅、萬勝等兵，臣今先具起請如後：

一、臣勘會河東駐泊禁兵六十八指揮，共三萬二千餘人。內萬勝二十指揮，一萬一千一百餘人，當初招募倉卒，不能精擇，此中外共知。自到河東，已及三年，其射親、踏硬弩，比初到則漸慣熟。但其人大小強怯不等，又不耐辛苦，其事藝勉力不及河東最下清邊，而料錢請受與最上神衛等。見今多差在河外五寨，緣請受既大於他軍，則重難倫次，須至差撥，其使喚乃不及下軍，緩急常憂敗誤。臣今欲乞於河東見在廂軍三萬人數內，揀少壯有勇力者增置清邊，及於京師差撥三百料錢禁軍，充足一萬人數，抵替萬勝抽回。兼其人到河東已二年餘，人各有辛苦思歸之意。

一、臣勘會河東本路就糧禁兵，共一百四十九指揮，六萬二千七百餘人。內宣毅四十四指揮，二萬二百餘人。宣毅招揀不精，無異萬勝，惟河東稍勝諸路，蓋土人天性勁勇，耐辛苦。然終是不及自投軍者，其農夫生梗，難以教訓，至今全未堪使喚。臣到澤州，有一指揮，只揀出九十餘人呈教，尚亦生疏。威勝軍兩指揮，內一指揮絕然不成次第，問之，云差出近方歸本營。蓋河東多將宣毅差在巡檢下及諸

⁶³陳峰「宋代的文官掌軍制度及其效應」（『中国社会科学』第7期、2022年）、「在中国历史上，统治者任用文官掌控军队的制度，首创于宋朝。」（現代日本語訳：中国の歴史において、統治者は文官を任命し、軍隊を統帥させる制度は、宋朝で初めて創出された。）、「宋真宗时代，在继承前两朝治军路径的基础上，开始推广以文驭武规则，到宋仁宗朝终于形成了完整的文官掌军制度。」（現代日本語訳：真宗の時代に、前二朝の治軍の歩みを継ぎつつ文官統兵の規則が推し進められ、仁宗朝に至って完全な文官の掌軍制度が成立した。）を参照。

處、便不教閱。臣今欲乞將見在宣毅，委河東都轉運使親至諸州，將短小怯弱者先揀退充廂軍。其餘堪教者，不得差往巡檢下及防河寨柵不教閱處，專令逐州軍教一二年，必漸可用。

（臣は先日、勅命に準じて河東へ差遣された。続いて枢密院の劄子を受領した。

「聖旨を奉じ、到着した州軍において、諸軍指揮が従来習得している武芸および戦陣訓練の次第を調査し、精・不精、および有事の際に敵と戦う役に立つか否かを精査せよ」との内容である。臣は直ちに諸州軍へ至り、主兵官吏に命じて常式に従い教閲を行わせ、その精粗を観察した。用いられた陣法は、四官陣の旧法のほか、独自の「新陣」を為す者もあったが、大抵は進退を揃え、隊列を乱さないようにする程度に過ぎなかった。各所を比較しても大差はなく、その陣法はいずれも実戦では使えない。ただ強弩を張ることと的を射ることのみが、最も実用的な技芸である。現在、経略司が主将を各州へ分遣して巡回指導させ、三等の弓弩を用いて試験を行っており、次第に熟練していくであろう。しかしながら、主将の指揮が統一されておらず、兵器も精良ではない。この二事については、更にあらためて措置しなければならない。諸軍の禁兵は計九万五千余人で、そのうち駐泊兵は三万余人であるが、万勝軍が最も人数が多く、かつ最も練度が低い。本路の就糧禁兵は六万余人であるが、宣毅軍が最も人数が多く、かつ最も練度が低い。臣は今、主将を定め、器械を精選することを請いたい、この二事に関する細目は甚だ多いため、後ほど改めて箇条書きにて具申させていただきたい。その宣毅・万勝等の兵について、臣はいま先に以下の通り起請する。

一、 臣が河東の駐泊禁兵六十八指揮、計三万二千余人を調査したところ、そのうち万勝軍は二十指揮、一万一千一百余人であった。同軍は当初、倉卒（急場）に招募したため精選できず、これが（弱兵であることは）朝廷の内外が共に知るところである。河東に到着してから既に三年に及び、その射親・踏硬の技術は、当初に比べれば次第に習熟してきている。しかしその人員は体格の大小や勇怯が不揃いであり、また辛苦に耐えられない。その武芸は努めても河東最下等の清辺軍に及ばないのに、給与の受給額は最上等の神衛軍と同等である。現在、多くは河外の五寨に差遣されている。給与が他軍より多いため、順序としては重難な所へ差撥せざるを得ないが、その働きは下軍にも及ばず、緩急（有事）の際には常に敗北や過誤が憂慮される。臣はいま、河東に現在ある廂軍三万人の数内より、若く壮健で勇力ある者を選抜して清辺軍を増置し、および京師より三百料銭の禁軍を差撥して一万人の数を充足し、万勝軍と交替させて撤収させることを請いたい。併せて、彼らは河東に到着して既に二年余りが過ぎ、各人が辛苦して帰郷を思う気持ちを抱いている。

一、 臣が河東本路の就糧禁兵、計一百四十九指揮、六万二千七百余人を調査したところ、そのうち宣毅軍は四十四指揮、二万二百余人であった。宣毅軍は招募の選抜が精緻でなく、万勝軍と異ならない。ただ河東が諸路より少し優っているのは、土地の人間が天性にして勁勇であり、辛苦に耐えるからである。しかし、やはり自ら軍に投じた者には及ばない。その農夫たちは未熟で頑固であり、訓練することが難しく、今に至るも全く使用に堪えない。臣が沢州に到った際、ある一指揮があったが、わずか九十余人を選び出して教閲に呈しただけで、それすらも未熟であった。威勝軍の二指揮については、その内の一指揮は全く隊列を成していなかった。これを問うと、差遣に出ており近頃本営に帰還したばかりだと言

う。そもそも河東では、多く宣毅軍を巡檢の下や諸処へ差遣しており、すなわち教閲を行っていないのである。臣はいま、現在ある宣毅軍について、河東都轉運使に委任して自ら諸州へ至らせ、短小で怯弱な者を先に選抜して退け、廂軍に充てさせることを請いたい。その余の訓練に堪えうる者は、巡檢の下や防河（黄河防衛）の寨柵など教閲を行わない場所へ差遣せず、専ら各州軍に命じて一、二年訓練させれば、必ずや次第に用いることができるようになるであろう。）

と記載される。ここで欧陽脩がまず俎上に載せるのは、万勝の招募が「倉卒」であったという評価である。そのうえで、河東の廂軍・土人禁軍を組み合わせ一万人を確保し、万勝を抽回する案を掲げる。さらに、在河東が二年余に及ぶ点を併記し、士卒の疲弊と帰心を判断材料として織り込む。次いで宣毅についても、招募の選抜が精緻でないことと訓練が難しいことを指摘する。駐泊禁兵・就糧禁兵の総数と指揮単位の把握は、教閲と選別をどこで誰が担うかという運用課題を可視化するための前提であった。河東 17 は、河東に駐泊する禁兵が六十八指揮・三万二千余人に及び、就糧禁兵も「一百四十九指揮・六万二千七百余」と示されるほど、兵力の量が巨大であることをまず押さえる。そのうえで、万勝は「招募倉卒、不能精擇」とし、宣毅も「招揀不精、無異萬勝」であり、さらに「至今全未堪使喚」と言い切る。数の多寡だけでは備えにならず、教閲と選別の不足がそのまま戦力の不足として残っている、というのが本文の基調である。これらを踏まえれば、河東 17 は、兵の質を上げる条件として、教閲の場、指揮の統一、器械の整備を同じ問題として束ねているのである。

2.2.3 河東 18「論麟州事宜劄子」

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「論麟州事宜劄子」に、

臣昨奉聖旨，至河東與明鎬商量麟州事。緣臣未到間，鎬已一面與施昌言等先有奏議。尋再準樞密院劄子，備錄鎬等所奏，令臣更切同共從長相度。臣遂親至河外相度利害，與明鎬等再行商議，乞那減兵馬人數，可以粗減兵費，已具連署奏聞。此外臣別有短見，合盡條陳。其利害措置之說，列爲四議：一曰辨衆說，二曰較存廢，三曰減寨卒，四曰委土豪。如此，則經久之謀，庶近禦邊之策。謹具畫一如後：

一曰辨衆說者，臣竊詳前後臣寮起請，其說有四：或欲廢爲寨，或欲移近河次，或欲抽兵馬以減省饋運，或欲添城堡以招輯蕃、漢。然廢爲寨而不能減兵，則不若不廢，苟能減兵而省費，則何害爲州？其城堡堅完，地形高峻，乃是天設之險，可守而不可攻。其至黃河與府州，各才百餘里，若徙之河次，不過移得五七十里之近，而棄易守難攻之天險。以此而言，移、廢二說，未見其可。至如抽減兵馬，誠是邊議之一端。然兵冗不獨麟州，大弊乃在五寨，若只減麟州而不減五寨，與不減同。凡招輯蕃、漢之民，最爲實邊之本。然非朝廷一力可自爲，必須委付邊臣，許其久任，漸推恩信，不限歲年，使得失不系於朝廷之急，而營緝如其家事之專，方可收其遠效，非二年一替之吏所能爲也。臣謂減兵添堡之說，近之而未得其要。

二曰較存廢者，今河外之兵，除分休外，尚及二萬。大抵盡河東二十州軍以贍二州、五寨，爲河外數百邊戶而竭數百萬民財，賊雖不來，吾已自困，使賊得不戰疲人之策，而我有殘民斂怨之勞。以此而思，則似可廢，然未知可存之利。今二州、五寨雖云空守無人之境，然賊亦未敢據吾地，是尚能斥賊於二三百里外。若麟州一議移廢，則五寨勢亦難存，兀爾府州便爲孤壘，而自守不暇。是賊可以入據我城堡，耕牧我土田，夾河對岸，爲其巢穴。今賊在數百里外，沿河尚費於防秋，若使夾岸

相望，則泛舟踐冰，終歲常憂寇至，沿河內郡，盡為邊戍。以此而慮，則不可不存，然須得存之之術。

三曰減寨卒者，臣勘會慶曆三年一年用度，麟州用糧七萬余石，草二十一萬餘束。五寨用糧一十四萬余石，草四十萬餘束，其費倍於麟州。於一百二十五里之地列此五寨，除分兵歇泊外，尚有七千五百人，別用二千五百人負糧，又有并、忻等十州軍百姓輸納，外及商旅入中往來，其冗長勞費，不可勝言。逐寨不過三五十騎巡綽伏路，其餘坐無所為。蓋初建五寨之時，本不如此，寨兵各有定數，建寧置一千五百人，其餘四寨各止三百至五百，今之冗數，並是後來增添。臣謂今事宜稍緩，不比建寨之初，然且約舊數，尚不至冗費。臣請只于建寧留一千人，置一都巡檢。其鎮川、中堠、百勝三寨，各留五百。其餘寨兵所減者，屯於清塞堡，以一都巡檢領之，緣此堡最在近東，隔河便是保德軍，屯兵可以就保德軍請糧，則不煩輸運過河供饋。若平日路人宿食諸寨，五百之卒巡綽有餘，或些小賊馬，則建寧之兵可以禦捍，若賊數稍多，則清塞之兵不失應援。蓋都不去百里之內，非是減兵，但那移就食而已。如此，則河外省費，民力可紓。

四曰委土豪者，今議麟州者，存之則困河東，棄之則失河外。若欲兩全而不失，莫若擇一土豪，委之自守。麟州堅險，與兵二千，其守足矣。況所謂土豪者，乃其材勇獨出一方，威名既著，敵所畏服，又能諳敵情偽，凡于戰守，不至乖謀。若委以一州，則其當自視州如家，系己休戚，其戰自勇，其守自堅。又其既是土人，與其風俗情接，人賴其勇，亦喜附之，則蕃、漢之民可使漸自招集。是外能捍賊而戰守，內可輯民以實邊，省費減兵，無所不便，比於命吏而往，凡事仰給於朝廷，利害百倍也。必用土豪，非王吉不可。吉見在建寧寨，蕃、漢依吉而耕於寨側者已三百家，其材勇則素已知名，況其官序，自可知州。一二年間，視其後效，苟能善守，則可世任之，使長為捍邊之守。右臣所陳，乃是大計，伏望聖慈，特賜裁擇。若可以施行，則紓民減費之事，容臣續具條列。取進止。

（臣は先日、聖旨を奉じて河東に至り、明鎬と麟州の事について協議した。しかし臣が未だ到着せざる間に、明鎬は既に施昌言らと共に先に奏議を行っていた。次いで再び樞密院の劄子を受領したが、そこには明鎬らの奏上が備録されており、臣に対し、更に共同して慎重に検討せよとの命令であった。そこで臣は遂に自ら河外に至って利害を実地検討し、明鎬らと再度の協議を行い、兵馬の人数を調整・削減して兵費を概ね削減することを求め、既に連署にて奏聞した通りである。このほか、臣には別に私見があり、詳細に条陳すべきことがある。その利害措置の説を列举して四議とする。第一に衆人の意見をわきまえること、第二に存廃を比較すること、第三に寨における兵士を削減すること、第四に「在地の有力者に委任することである。かくの如くすれば、即ち恒久の謀となり、辺境防衛の策に近づくであろう。謹んで以下の通り列举する。

第一は衆人の意見をわきまえることである。私はこれまでの臣僚たちの提案を詳しく検討した。その主張は四つに分類できる。一つ目は廃止して寨となすというものである。二つ目は城を河の近くに移すというものである。三つ目は兵馬を削減し、補給の負担を軽減するというものである。四つ目は城堡を増設して蕃人や漢人を招き入れるというものである。しかし、寨を廃止しても兵を減らせないのであれば、廃止しない方が良いと言える。反対に、兵を減らして費用を節約できるのであれば、それが州にとって何の害になるというのか。その城壁は堅固で完備しており、地形は高く険しい。これこそ天が設けた自然の要害であり、守る

には適しているが攻めるには適していないのである。この地は黄河や府州までそれぞれ百里余りの距離にあり、仮に黄河の近くに移したとしても五十里から七十里ほど近くなるにすぎず、守りやすく攻めにくい天険を放棄することになる。このことから言えば、城を移す案や城を廃止する案は採用に値しないと言える。兵馬を削減する案については、確かに辺境政策の一つの側面である。しかし、冗兵は麟州だけの問題ではなく、五寨にある大きな弊害である。もし麟州だけで兵を削減し、五寨で削減しないのであれば、それは削減しないのと同じである。蕃人や漢人の民を招き入れることは、辺境の安定のための最も重要な基盤である。しかし、これは朝廷の力だけで達成できるものではなく、必ず辺境の臣に委任し、長期にわたる任職を許可する必要がある。恩恵と信義を少しずつ施し、年限に縛られず、朝廷の急務に左右されることなく、あたかも自分の家事のように専念して行うべきである。このようにして初めて、長期的な成果を得ることができるのであり、二年ごとに交代する官吏にできることではない。私が考えるに、兵を削減し城堡を増設するという意見は解決策に近づいているものの、その本質を捉えてはいないのである。

第二は存廃を比較することである。現在、黄河の外側に駐屯する軍隊は、休暇中の者を除いても二万人に及ぶ。この状況は、河東の二十の州と軍のすべての軍資を二州と五寨のために費やし、河外のわずかな数百の辺境住民を守るために、数百万の民の財産を使い果たすものである。賊が侵入してこなくても、我々はすでに自らを苦しめている状況であり、賊に戦わずして我を疲弊させる策を得させ、我々は民を害し恨みを集める苦勞を負うことになる。このように考えると、廃止する方が適切に思えるが、存続させる利点についてはまだ明確ではない。現在の二州と五寨は、人が住まない土地を空しく守っているだけと言われるが、賊もまたこの地を占拠することを敢えてしていない。このため、賊を二百里から三百里ほど外に追いやることはできている。しかし、麟州を移転または廃止する議論が実行されれば、必ず五寨も維持が困難になり、府州は虚しく孤立した城となり、自らの防御すらままなくなる。これにより、賊は我が城堡を占拠し、我が土地で農耕や牧畜を行い、黄河を挟んで対岸に巢を作ることになるであろう。現在、賊は数百里外におり、沿河において秋の防備にはまだ費用がかかっているが、もし対岸で賊と向かい合う状況になれば、舟で川を渡り、氷を踏み越えることで一年中賊の襲来に備えねばなくなる。こうなれば、沿河の内地の郡すべてが辺境の守備地となるであろう。このように考えると、存続させないわけにはいかないのである。しかし、存続させるための適切な方法を講じる必要がある。

第三は寨における兵士を削減することである。私は慶暦三年の一年間の経費を調査した。その結果、麟州は穀物七万余石、草二十一万余束を消費し、五寨は穀物十四万余石、草四十万余束を消費しており、その費用は麟州の倍に上っている。一百二十五里の範囲に五寨を配置しているが、兵を分けて休息させる以外に、なお七千五百人が駐屯し、さらに二千五百人が穀物の輸送を担当している。また、并州や忻州など十州軍の民が穀物を納入しているほか、商人や旅人が往来している。その冗長さと費用の大きさは言い尽くせないものである。各寨には三、五十人の騎兵が巡回して張り込んでいるが、それ以外の者は座っているだけで何もしない。そもそも五寨が設立された当初はこのようではなく、寨の兵士数には定数があった。建寧寨には千五百人が配置され、その他の四寨には各三百人から五百

人が配置されていた。現在の余計な兵士数は、後に増員されたものである。私が考えるに、現在の情勢は設立当初とは異なり、やや緩和されている。したがって、当初の定数に戻すだけでも冗費は発生しない。私は次のように提案する。建寧寨には千人を残し、一人の都巡檢を配置する。鎮川寨、中墩寨、百勝寨にはそれぞれ五百人を残す。その他の寨の削減分は清塞堡に駐屯させ、一人の都巡檢を配置する。この堡は東に最も近く、河を挟んで保徳軍と隣接しているため、駐屯兵は保徳軍から穀物を直接受け取ることができ、河を越えて補給を行う必要がなくなる。平時には五百人の兵士がいれば、宿泊する旅人への警備には十分である。小規模な賊が建寧の兵で防御できる。賊の規模が大きければ、清塞堡の兵が援軍として対応することが可能である。この配置はどれも百里以内であり、兵を削減するのではなく、食料を調達しやすい場所へ移動させるだけである。このようにすれば、河の外の経費が節約され、民力の負担も軽減されるのである。

第四は土豪に委任することである。現在の麟州に関する議論は、存続させれば河東を困窮させ、放棄すれば河外を失うという難題である。もし両方を損なわずに解決したいのであれば、一人の土豪を選び、その者に自ら守らせるのが最良である。麟州は堅固で地形が険しいため、二千人の兵士を与えれば守備に十分である。況して土豪という者は、その地域で特に才覚と勇気を持ち、威名が既に広まり、敵が畏れて服従する人物である。このような人物は敵の動向や虚実にも精通しており、戦いと守備のいずれにおいても策略を誤ることがない。もし一州を委任すれば、彼はその州を自らの家のように考え、自身の安危と密接に関わるものとして全力で守るであろう。戦いでは勇敢さを発揮し、守備では堅実さを示す。また、彼は地元の人物であり、その風土と人情に通じているため、民もその勇気を頼りにして喜んで従うであろう。この結果、蕃人や漢人の民を徐々に招集し、外では賊を防ぎ戦い守備を行い、内では民を安定させて辺境を充実させることができる。費用を節約し兵を削減することも可能であり、何一つ不便はない。官吏を派遣し、朝廷からすべてを供給する場合と比較すれば、その利点は百倍も大きいのである。土豪を用いる場合、王吉を除いて適任者はいない。王吉は現在建寧寨におり、彼を頼りに建寧寨の側で耕作する蕃人と漢人の民がすでに三百家に及んでいる。彼の才覚と勇気はすでに広く知られており、官職の序列から考えても知州事として適任である。一、二年の間その成果を観察し、もし善く守ることができれば、彼を世襲の守備官として任命し、長期にわたり辺境の守りを担わせるべきである。以上が私の述べた大計であり、伏して聖恩を仰ぎ、特別に裁定していただきたい。もし施行可能であれば、民力を軽減し費用を削減する具体的な事項を改めて詳しく提案する所存である。ご裁可を仰ぐ。）

と記載される。河東 18 は、麟州の存廃を結論から断定せず、負担の構造を先に言語化する。冒頭で四説を整理したうえで、移転や廃止へ直ちに傾かない理由を示す。とりわけ「盡河東二十州軍以贍二州、五寨」と述べ、二州・五寨を支えるために河東広域の民財が尽くされているという把握を置く。賊が来ない場合であっても「吾已自困」に至るという叙述は、防務が外患以前に内側の疲弊で破綻し得るという危惧を含むのである。そのうえで欧陽脩は、存置を前提にしつつも、存置のための方策を問い、費用の膨張点を削る手段を段階として示す。「較存廢」では河外の輸送路の遠近、兵馬の配置、糧草の調達などを挙げ、さらに十州軍の百姓輸納や商旅の往来にまで言及する。軍需が州軍の賦役と交通へ連鎖し、負担が広域に波及することを示すためである。

さらに「委土豪」は、守りの主体を一人の地元の有力者へ委ね、兵二千で足りるとする提案である。ここでは、麟州の地形が堅險であることと、敵情に通じ威名を備えた者の存在とが、存置の費用を抑える条件として示される。河東 18 が前面に出すのは、存廃そのものの是非というより、存置がもたらす負担をどう縮減し、守備を持続させるかという問いである。

2.2.4 河東 30「論代州開壕事宜劄子」

『欧陽文忠公集』卷一一六、河東奉使奏草卷下、「論代州開壕事宜劄子」に、

臣昨到代州，見其城壁甚堅，壕雖三重，而地高無水，惟一面有城中弃水停聚。其壕不足恃以爲固，然尚爲三重，高下相連，猶可以隔奔突。近年有臣寮擘畫，欲掘出重岸，通爲一壕。以臣相度，若壕無水而通爲一，則坦爲平地，不異無壕。又治險爲平，非自固之計。兼工大猝難了當，虛勞人力。欲乞特賜止絕。臣昨到代州，見其城壁甚堅，壕雖三重，而地高無水，惟一面有城中棄水停聚。

（臣が先日代州に到り、その城壁を見ると甚だ堅固であった。堀は三重であるが、地が高く水がなく、ただ一面に城中の排水が溜まっているのみである。その堀は、固守の頼みとするには足りないが、なお三重であり、高低が連なっているため、かえって奔突を阻むことができる。近年、臣僚の中に計画する者がおり、重なった土手を掘り崩し、通じて一つの堀にしようとしている。臣が判断するに、もし堀に水がないのに通じて一つにしてしまえば、すなわち平地のように平坦になり、堀がないのとは異ならなくなる。また労力と資材は極めて大きく、去年郷兵を大いに徴発したが、開削した所はいまだ十分の二、三にも及ばない。また陰阻な地を治めて平らにすることは、自らを固める計策ではない。あわせて、工事が大きく倉卒には完了しがたく、いたずらに人力を労するのみである。特に中止の指揮を賜うよう請う。ご裁可を仰ぐ。）

と記載される。河東 30 で争点となるのは、壕の多重化そのものではなく、水のない壕を通して一つにし、地形を均してしまう工事が、防御として成立しない点である。本文は「壕無水而通爲一、則坦爲平地、不異無壕」と述べ、工事の帰結が壕の機能を失わせると明言する。さらに「治險爲平、非自固之計」と続け、險を平らにする方向が自固の策に反することを押さえる。

加えて欧陽脩は、工事規模が大きく、短期間では完了し難いこと、そして人力の空費に終わりがねないことを挙げ、中止を請う。あわせて、壕が通じて一つになれば平地と変わらず、陰阻を平らにするのは自固の計ではないとも述べ、投入量と効果の釣合いを問い直している。防務の強化が、そのまま人力の消耗へ転じうるという感覚が、中止という結論に直結しているのである。

2.2.5 小結

河東 16・17・18・30 を通じて、防務は、軽発を避ける抑制と、平時にしか埋められない欠損を詰める作業とが、同じ視野に収まる。敵情が不確かな状況では、伝聞に引かれて大動員に走ること自体が自擾になりうる。兵数が大きくとも、教閲と選別が伴わなければ全未堪使喚にとどまる。麟州の存廃や城壕工事は、前線維持の費用と人力をどう支えるかという問題を避けられない。欧陽脩は、前線の運用で生じる損耗を民財と民力の問題として捉え、この損耗を最小化しながら軍需を回すための課役と調達へ視線を移す。

2.3 辺境統治

河東路の境上には、耕作を禁ずる禁地が広く設けられていた。欧陽脩は禁地を辺防の守りとして前提に置きながら、旱害や凶作が続く局面では、その運用が民困を深め、さらには軍の調達や治安にも反作用を及ぼし得る点に目を向ける。河東 23 を手がかりに、禁地運用の見直しがどのような負担連鎖を見据えて立ち上がったのかを捉える。

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「請耕禁地劄子」に、

臣昨奉使河東，相度沿邊經久利害。臣竊見河東之患，患在盡禁沿邊之地不許人耕，而私糴北界斛斗，以爲邊儲，其大害有四。以臣相度，今若募人耕植禁地，則去四大害，而有四大利。河東地形山險，輦運不通。邊地既禁，則沿邊乏食，每歲仰河東一路稅賦、和糴、入中，和博斛斗支往。沿邊人戶既阻險遠，不能輦運，遂資金、銀、絹、銅錢等物，就沿邊貴價私糴北界斛斗。北界禁民以粟、馬南入我境，其法至死。今邊民冒禁私相交易，時引爭鬥，輒相斫射，萬一興訟，遂構事端。其引惹之患一也。今吾有地不自耕植，而偷糴隣界之物以仰給，若敵常歲豐及緩法不察，而米過吾界則尚有望。萬一虜歲不豐，或其與我有隙，頓嚴邊界禁約，而閉糴不通，則我軍遂至乏食。是我師飢飽繫在敵人，其患二也。代州、岢嵐、寧化、火山四州軍，沿邊地既不耕，荒無定主，虜人得以侵占。往時代州陽武寨爲蘇直等爭界，訟久不決，卒侵却二三十里。見今寧化軍天池之側，杜思榮等又來爭侵，經年未決。岢嵐軍爭掘界壕，賴米光濬多方力拒而定。是自空其地，引惹北人歲歲爭界，其害三也。禁膏腴之地不耕，而困民之力以遠輸，其害四也。臣謂禁地若耕，則一二歲間，北界斛斗可以不糴，則邊民無爭糴引惹之害；我軍無飢飽在敵之害；沿邊地有定主，無爭界之害；邊州自有粟，則內地之民無遠輸之害。是謂去四大害，而有四大利。今四州軍地可二三萬頃，若盡耕之，則其利歲可得三五百萬石。伏望聖慈特下兩府商議。如可施行，則召募耕種稅入之法，各有事目，容臣續具條陳。取進止。

（臣は昨年、命令を奉じて河東へ出使し、沿辺の長期的な利害を検討した。ひそかに見たところ、河東の患いは、沿辺の土地をことごとく禁地として人に耕作させず、しかも辺境の備蓄を北界からの私糴に頼っている点にある。その大きな害は四つある。臣の見立てでは、いま禁地での耕作に人を募れば、この四大害を除き、四つの大利が得られる。河東は地形が山陰で、輸送が思うように通らない。沿辺の地を禁じてしまえば食糧が不足し、毎年、河東一路の税賦・和糴・入中などに加え、博糴で得た斛斗を辺境へ送り込まねばならない。ところが沿辺の人戸は險阻で遠隔にあり、輸送ができないため、金・銀・絹・銅錢などを携えて、沿辺で高値のまま北界の斛斗を密かに買い入れている。北界では民が粟や馬を南へ持ち込み、我が境内に入れることを禁じ、法は死罪に及ぶ。いま辺民が禁を冒して密かに交易すれば、しばしば争闘を引き起こし、互いに斬りかかり射かける。万一、訴訟にでもなれば、それが事端となる。これが引き起こされる患いの第一である。次に、我が方には土地があるのに自ら耕さず、隣界の物を盗み買って糧に頼っている。敵が平年豊作で、かつ禁制が緩く取り締まりが行き届かず、米が我が境を越えて来るならまだ望みがある。だが万一、虜が不作であったり、我が方と隙が生じたりして、にわかに辺界の禁約を厳しくし、買い入れの道を閉ざせば、我が軍はたちまち食糧に乏しくなる。すなわち我が軍の飢飽が敵の手にかか

る。これが第二の患いである。また、代州・岢嵐・寧化・火山の四州軍では、沿辺の地が耕されず荒れて定まった主がないため、虜人が侵占し得る。かつて代州の陽武寨では蘇直らが境界を争い、訴えが長く決着せず、ついには二、三十里を侵し取られた。いま寧化軍の天池の側でも、杜思榮らがまた争って侵し、年を経ても未決である。岢嵐軍でも境界壕をめぐる争いがあり、米光濬がさまざまに力を尽くして拒み、ようやく確定した。つまり、土地を空けてしまうことで北人を誘い、年々境界争いを生む。これが第三の害である。さらに、肥沃な土地を禁じて耕させず、その一方で民力を困しめて遠方へ輸送させる。これが第四の害である。臣が言うには、禁地を耕作すれば、一、二年のうちに北界の斛斗を買う必要はなくなる。そうなれば、辺民が私買いで争いを招く害はなくなり、我が軍が敵に飢飽を委ねる害もなくなる。沿辺の地に定まった主ができれば、境界争いの害もなくなる。辺州に自前の粟があれば、内地の民が遠くへ輸送させられる害もなくなる。これが四大害を除き、四大利を得るということである。いま四州軍の耕作可能地は二、三万頃に及ぶ。これをすべて耕せば、その利益として毎年三、五百万石を得られるであろう。伏して聖慈におかれては、特に両府に下して協議させられたい。もし施行が可能であれば、耕作を募り、租税として収める方法にはそれぞれ条項があるので、臣が続いて条陳を具して申し上げたい。ご裁可を仰ぐ。)

と記載される。河東 23 は禁地の是非を理念で争うのではない。禁制の徹底が現場に生む連鎖として、私買の常態化、北人の侵掠、沿辺民の一層の困窮、そして追捕に追われる州県の疲弊を列挙するのである。欧陽脩は被害を民力困乏として受け止めるだけでなく、行政コストの増大としても捉え直している。提案の核は、禁地を単なる守りから、備蓄を生む糧の装置へと読み替える点にある。耕作を許し、収穫を粟に換えて辺境の備蓄に組み込めば、私買や輸送の負担を減らし、民役の緩和にもつながる。ここで示されるのは、軍備強化を兵を増やす方向にだけ求めず、交易・徴収・定着の仕組みを整えることで支え直す発想である。加えて、本文が修城堀壕の費用削減へ言及する点も重要である。禁地耕作は民の生計救済に見えるが、欧陽脩にとっては、軍需と修築を同一の財政流れに押し込む提案であり、辺備を支える費用構造の再設計でもある。もっとも、禁地耕作は運用を誤れば、耕作許可が収奪の道筋にもなりうる。欧陽脩が害と利を並べ、数量の目安まで示して効果を測ろうとするのは、制度変更を情緒で押し切らず、実施後の振れ幅を見込んだためであろう。

禁地耕作の提起は、境上の土地利用という局地の措置にとどまらない。私買と侵掠の循環、輸送コスト、修築費用を同時に視野に入れ、民困の緩和と軍需の安定化を、ひとつの政策連鎖として結び直そうとする。ここから、措置を実際に支える人の配置へ目が向かう。

2.4 賦役財政

河東 18 が、前線維持の費用が背後の民財を竭くすと語ったように、防務は賦役と調達の局面を避けて通れない。「河東奉使奏草」の賦役・財政関係文書は、課役の負担配分、専売・配売、支出の振替など、焦点が広い。

2.4.1 河東 03・04・07

『欧陽文忠公集』巻一一五、河東奉使奏草巻上、「免晋絳等州人戸遠請蚕塩牒」に、

當所訪聞晉、絳、慈、隰四州百姓，每年所請蠶鹽，並於解池請領。近聞省司指揮，支移往三門鹽倉請領。道路遙遠，竊知百姓多不願往彼般請，須議專行公文者。右具如前。

（當所が訪ね聞くところ、晉・絳・慈・隰の四州の百姓は、毎年の蚕塩を解池で請け取ってきた。近ごろ省司の指揮で、三門塩倉へ移してそこで請け領らせるという。道のりが遠く、ひそかに百姓の多くがそこへ出向いて請け取ることを望まないことを知った。よって、牒を発して処置を議すべきである。右、前のとおり具す。）

とあり、『欧陽文忠公集』同卷「同前」に、

當所訪聞晉、絳、慈、隰四州百姓，每年所請蠶鹽，並於解池請領。近聞省司指揮，支移往三門鹽倉請領。道路遙遠，竊知百姓多不願往彼般請，須議專行公文者。右具如前。當所雖已牒晉、絳、慈、隰等四州，請詳前項事理。如委實省司有此指揮，及百姓情願依舊送納鹽錢，不請三門官鹽，仰立便差人前路曉示百姓，各令逐便，不得抑勒監催，須令前去。竊慮百姓已到解池及前去未遠，今欲牒解州安邑知縣，請詳前項事理。如是請鹽百姓見在彼處，請就近告示逐人。如依舊送納鹽錢，情願不往三門請鹽者，各令歸本縣。仍希已施行公文，回報當所者。

（當所が調査して聞き及んだところ、晉・絳・慈・隰の四州の百姓が毎年請け取る蚕塩は、みな解池において請け取っている。近頃聞くところでは、省司の指揮により、三門塩倉へ赴いて請け取るよう支移されたとのことである。道路は遙かに遠く、百姓の多くが彼の地へ赴いて運搬・受領することを望んでいないのをひそかに知っている。すべからく公文を専行して議論する必要がある。右、具すること前の如し。当所は、已に晉・絳・慈・隰等の四州に牒を発し、前項の事理を詳らかにするよう請うた。もし実に省司の指揮が有り、かつ百姓が旧来通り塩錢を納入することを願い、三門の官塩を受け取ることを望まないならば、即刻人を派遣して道中にて百姓に諭告し、各々その便宜に任せ、強制的に監督して三門へ向かわせることのないようにせよ。ひそかに慮るに、百姓は既に解池に到着しているか、あるいは（三門へ向かって）出発して未だ遠くないであろう。今、解州安邑の知県に牒を発し、前項の事理を詳らかにするよう請いたい。もし塩を受け取る百姓が現に彼処にいれば、その場にて各人に告示されたい。もし旧来通り塩錢を納入し、三門へ往いて塩を受け取ることを望まない者は、各々本県に帰還してよい」と。なお、已に施行した公文をもって、当所に回報することを希望するものである。）

と記載される。河東 03・04 は、蚕塩の受け取る場所をめぐる指揮が、そのまま民の移動負担へ転化することを示す。本文は、解池での請領が、三門塩倉へ支移されたと伝え聞いたうえで、道路遙遠「百姓多不願往彼般請」という実状を挙げる。河東 04 では、四州への牒に加え、解州安邑知県へも牒を出して事情を徹底しようとし、百姓がすでに解池へ到っている可能性まで織り込む。この二通は、調達を理念で裁くのではなく、指揮の伝達と請領の実務が噛み合わないときに生じる滞りを、文書手続で解こうとする試みとして読める。

同じ調達でも、河東 07 が示すように、米は時期と価格が敏感に問題化する。

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「倚閣忻代州和糴米奏狀」に、

右臣準中書劄子節文：臣寮上言：勘會忻、代二州里外分配博糴斛門共玖萬餘碩，即今催納，方及二分。今來已是五月，粒食踴貴之際，民間斛門甚是難得。欲

乞朝廷特賜■愍，許將已支絹帛及大鐵錢合奈米粟特與倚閣，候將來秋成，一併送納。（……省略……）至今年五月，分配才畢，已是麥熟，夏稅起納，民間豈復更有白米輸官。是今來臣寮起請，乞行倚閣者。

（右、臣が中書劄子の節文に準ずるに、以下の通りである。臣僚が上言するには、勘会するに、忻州・代州二州の城内および城外にて分配した博羅の斛斗（穀物）は計九万余石であるが、現在、催促して納入させた分は、ようやく二割に達したばかりである。今はすでに五月であり、食糧価格が高騰している時期にあつて、民間において穀物は甚だ入手し難い。乞い願わくは、朝廷が特に憐れみを垂れ、すでに支給した絹帛および大鉄錢に対して、まさに納入すべき米・粟について、特例として倚閣（徴収延期）をお許しいただきたい。将来の秋の収穫を待ち、一括して送納させたい。（……省略……）今年の五月に至ってようやく分配が完了したが、すでに麦が熟して夏税の徴収が始まっている。民間にどうしてさらに官へ納めるべき白米があるだろうか。これこそ、今般臣僚が起請し、倚閣を行うよう乞うた理由である。）

と記載される。河東 07 は、催納の遅滞を不屈きとして処断するのではなく、五月という時期と粒食の騰貴を結び付け、民間で斛斗を得にくいという実態から説明する点に特色がある。倚閣は、徴収の放棄ではなく、すでに支給した絹帛・大鉄錢と連動させて和糴米粟の納付時期を組み替える措置として語られる。ここでは、軍需調達の継続と民力の維持とを同時に成立させるために、徴収時期を調整するという発想が前面に出ている。

2.4.2 河東 08「義勇指揮使代貧民差役奏状」

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「義勇指揮使代貧民差役奏状」に、
右臣準中書批送下二状：

河東都轉運司準康定元年九月十四日勅節文：「河東路強壯，應見充正副指揮使，內雖系第一至第三等戸者，州縣更不得輪次別差色役。」竊緣義勇指揮使，各是鄉村第一、第二等力及有家活產業人戸，今來一年之內，只是一季上番，多在本家管勾農業。兼當司體量得正副指揮使等，俱是上等人戸揀充，最屬僥倖。其餘等第人戸丁數稍多，亦是一般點充義勇祇應，仍更不免州縣差役。所有軍員，已是優便，仍更依條免放州縣色役，頗見影庇卻鄉縣重難差役，卻差下等義勇人戸，充州縣重難里正或衙前等差役，計其勞逸，深為不便。

（右の件について、臣が中書省から送付された二つの文書を確認したところ、以下の通りである。河東都轉運司は、康定元年九月十四日の勅命の抜粋を根拠としている。その内容は「河東路の民兵のうち、正・副指揮使に充てられている者については、その身分が第一等から第三等戸に属していたとしても、州県は彼らに輪番で回ってくる別の色役を割り当ててはならない」というものである。しかし、実態を述べれば以下の通りである。そもそも義勇軍の指揮使を務めているのは、いずれも農村の第一等・第二等の財力を持ち、家業や資産を有する家である。昨今、彼らは一年のうち一季だけ勤務に就くものの、その他の期間は自宅にいて農業経営を行っている。かつ、当司が実態調査を行ったところ、正・副指揮使などはすべて上等戸から選抜されており、これは極めて僥倖に浴していると言える。その一方で、それ以外の等級の戸は、成人男子の数がやや多く、彼らも同様に一般の義勇兵として徴発され勤務しているにもかかわらず、州県の職役を免

除されていない。軍の幹部たちは、すでに（勤務が軽いという）優遇を受けているにもかかわらず、さらに規定を盾にして州県の職役まで免除されている。これは、軍職という名目を利用して、郷村や県の重く困難な職役を隠れて回避しているように見受けられる。そのしわ寄せとして、かえって下等の義勇兵の家を使い、州県の負担の重い里正や衙前などの職役に充てているのである。その労苦と安逸のバランスを考えると、甚だ不合理であると言わざるを得ない。）

と記載される。河東 08 は、強壯・義勇という軍事編成と、州県における色役免放（免税特権）が結びつくことで、郷村の重い差役が下等の義勇人戸へ転嫁されているという構造的な問題を論じている。原文は、差役そのものが重難であるという前提に加え、それが制度的な不備によって貧困層へ偏在していくプロセスを具体的に指摘する。本奏状の眼目は、富裕層（上等戸）による負担回避を防ぎ、貧民への転嫁を是正しようとする点にある。この奏草は中書批送の状と勅の節文を受け、中央が定める軍事編成の枠組みと、現場における州県差役の配分とが接続する地点において、微調整が不可欠であることを示唆している。文官が軍政を厳格な文書手続によって運用する構造は、文官掌軍の制度的特徴とその波及を整理した先行研究とも響き合うものである。しかし本条は、そうした中央の制度設計が、現場の負担配分において深刻な摩擦と矛盾を生み出している実態を、極めて具体的に証言している点に史料的价值がある。⁶⁴

2.4.3 河東 11・12・13・15

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「乞減配売銀五万兩状」に、

右臣伏見河東路轉運司近準三司從京支撥得銀十萬兩，於本路州軍配賣見錢。臣體問得此銀本非運司因闕乏陳乞，忽自省司特行支撥，蓋是朝廷優恤三路軍須不足，特此輟賜，助濟用度，以舒疲民。又慮朝廷訪聞今年河東二麥大熟，欲使將此銀十萬兩乘時收糴軍儲，有以見聖心憂念邊防，寬恤民力。臣昨因至寧化軍，有百姓衆狀經臣馬前陳訴，爲配銀數多。

（右、臣が伏して見るに、河東路轉運司は近頃、三司より京師から銀十萬兩の支給を受け、本路の州軍においてこれを配売し現錢に換えさせている。臣が調査して聞き及んだところ、この銀はもともと轉運司が財用不足によって陳乞したものではなく、突然省司より特例として支給されたものであった。思うにこれは、朝廷が三路の軍需不足を深く憂慮し、特にこれを割いて下賜し、用度を助けて疲弊した民を休息させようとしたものであろう。また朝廷は、今年の河東において二麦が大豊作であることを聞き及び、この銀十萬兩を用いて時機に乗じて軍糧を買い上げさせようとしたのであろう。ここに、边防を憂慮し民力を寛恤せんとする聖心を見ることができる。しかし、臣が先日寧化軍に至った際、百姓らが訴状を携えて臣の馬前にて陳訴し、配売された銀の数が多すぎると訴える事態があった。）

とあり、『欧陽文忠公集』同卷「相度銅利牒」に、

當所據澤州進士閻玠、司法參軍萬頤等狀，並爲河東鼓鑄鐵錢，盜鑄者不少。竊見絳州、稷山、垣曲縣三處皆有銅礦，欲乞遍往有銅礦處密切詢訪，採取烹煉，鼓鑄錢幣者。當所檢尋古跡，翼城縣有唐錢坊一，在縣東十五里翔皋山下。

⁶⁴ 陳峰「簡論宋朝的治軍特点与边防困境」（『西北大学学报（哲学社会科学版）』第 48 卷第 1 期、2018 年）を参照。

(当所が受理した沢州進士の閻玠、司法参軍の万頤らの状によれば、いずれも河東では鉄銭を鑄造しているため、私鑄を行う者が少なくないと論じている。ひそかに見るに、絳州の稷山・垣曲県などの三箇所には、いずれも銅鉞が存在する。請うらくは、銅鉞のある場所へ遍く赴いて綿密に調査し、採掘・製鍊を行って銭を鑄造したいとしている。当所において古跡を調査したところ、翼城県に唐代の銭坊が一箇所あり、県城の東十五里にある翔皋山の麓に位置している。)

とあり、『欧陽文忠公集』同卷「再乞減配銀状」に、

右臣近爲三司拋降銀一十萬兩與河東諸州軍配賣。臣尋體量得河東諸州軍錢糧各有準備，見今不至闕乏，民間即日難得見錢，遂曾具狀論奏，且欲配賣一半，乞朝廷特降指揮與都轉運司。後來聞有朝旨，只與減得些小價錢。其諸州軍百姓累經臣告訴，並稱銀價雖然不高，各爲見錢難以變轉。伏緣河東州軍，昨來只是澤、潞兩州二麥大熟。晉、絳、并、汾、石、隰等處，係種麥地分，並只熟及三五分，其秋稼尋遭夏旱，垂欲焦死，近方得雨，只可救得四五分。見今物價甚高，民間窘急，無異凶歲。況配賣銀、絹，乃是緩急不得已之事。今諸州軍幸各錢糧不闕，不必非時抑配，重擾人民，只可留之以備緩急。若已知縣官實爲闕乏，則勵力供納，自不怨嗟，以理論之，其銀盡可罷配。又緣都轉運司已依與州軍，故臣且乞只配一半。日近臣不住見百姓以配銀爲苦，已牒諸州軍，且令先配一半，其餘聽候朝旨，比欲候臣到闕，更自論請。竊慮臣離河東後，轉運司依舊催促，盡令依配。伏望聖慈，特賜矜恤。仍乞檢會臣前後奏狀，早降朝旨。

(右、臣は近ごろ、三司より銀十萬兩を河東諸州軍に下付され、これを配当して売却させるよう命じられた。臣が調査したところ、河東の諸州軍は錢糧に関していずれも所定の備えがあり、現状では欠乏に至っていない。一方で民間では当面、現金を得ることが難しい。そこで臣はすでに状を具して論奏し、配当して売却するのは半分にとどめ、朝廷が都轉運司に対し特に指揮を下されるようお願い出た。ところが後に聞くところでは、朝旨があつて、わずかに価格を減じるだけにとどまったという。諸州軍の百姓はたびたび臣に訴え出て、いずれも「銀の相場は決して高くはないが、各々、現金が得にくく、両替が思うようにできない」と申している。そもそも河東の州軍では、先ごろ麦が大いに実ったのは沢州・潞州の二州にとどまる。晋州・絳州・并州・汾州・石州・隰州などは麦作地帯であるが、実りは三、五分に過ぎず、秋作物も夏の旱魃に遭って今にも枯れ死にそうであった。近ごろになってようやく雨が降ったものの、救えたのは四、五分ほどにすぎない。いま物価は甚だ高く、民間は窮迫しており、凶年と異なるところがない。まして銀や絹の配当売却は、緊急時にやむを得ず行う措置である。いま諸州軍は幸いにも錢糧に欠乏がないのだから、時ならぬ配当を強いて人民をいっそう煩わせる必要はない。ただこれを留めて、非常時に備えるべきである。もし県官が実際に欠乏していることが明らかであれば、力を尽くして納入すればよく、そうすれば怨嗟も生じない。理に照らして言えば、この銀の配当はすべて停止して差し支えない。もっとも、都轉運司がすでに州軍へ配賦してしまったため、臣はひとまず半分のみ配当するようお願い出たのである。臣は絶えず、百姓が配銀を苦しんでいるのを目にしているため、すでに諸州軍に牒を發して、まず半分の配当させ、残りは朝旨を待たせるよう命じた。いずれ臣が都へ赴いたのち、改めて論じて請い願うつもりである。しかし臣が河東を離れた後、轉運司が従前どおり督促し、すべてを配当させてしまうのではないかとひそかに懸念している。伏して

聖慈におかれては、特に憐れみ恤む恩恵を賜りたい。あわせて臣が前後に奉った奏状を点検し、速やかに朝旨を下されるようお願い申し上げる。)

とあり、『欧陽文忠公集』同巻「論礬務利害状」に、

臣昨準三司牒，繳連錄到晉州博賣生熟礬始末一宗事理，及備錄中書批狀，牒臣候到河東，與施昌言等同共相度經久利害聞奏。……(省略)臣看詳都運司狀內元牒，晉州通判、殿中丞榮諲相度事節似有未便，遂牒并州通判、祕書丞張日用，就晉州計會榮諲取索一宗文字，子細議定經久利害。

(臣は昨日、三司の牒により、晋州における生礬・熟礬の博売(売却)に関する経緯一件の事情を、録を添えて受領し、あわせて中書の批状を写し取って備えた。牒には、臣が河東に到着したのち、施昌言らとともに、長期的な利害を共同で検討し、その結果を奏聞せよ、との趣旨が記されていた。……(省略)臣は都運司の状に記された元牒を精査したところ、晋州通判・殿中丞の榮諲が検討した事節には、なお不都合と思われる点があるように見受けられた。そこで并州通判・祕書丞の張日用に牒を発して、晋州に赴き榮諲と協議し、関係する一件の文書を取り寄せたうえで、長期的な利害を細かく検討し、最終的に結論を定めるよう命じた。)

と記載される。河東 11 および河東 12 は、三司から河東路へ支給された銀十万両を、州軍に配売して見銭へ転化させる措置をめぐり、その趣旨と現場の負担が乖離しうる点を具体的に示す一連の奏状である。河東 11 は、当該の銀が転運司の欠乏申請に基づく通常の支給ではなく、省司が特に支撥したものであり、三路の軍須不足を補い、用度を助け、疲弊した民を休息させる趣旨を含むと整理する。加えて、二麦大熟との情報を受け、銀を機に軍儲の收糴を図ろうとする朝廷側の構想があった可能性にも触れる。ところが、寧化軍で百姓が馬前に集団で配銀の多さを訴えたという叙述が置かれることで、中央の救恤や軍需補助としての資金移転が、配売という運用形態を通じて民間の資金繰りを直撃しうることが前景化する。ここでは、救恤の名目が、そのまま民力の弛緩へつながるとは限らないという現場感覚が示されている。河東 12 は、その乖離をいっそう踏み込んで論じる。第一に、河東諸州軍の錢糧は当面の準備があり、見今の段階で闕乏ではないと述べ、非時に抑配して人民を重く騒擾する合理性が乏しいと位置づける。第二に、見銭が民間で得がたいという状況を強調し、銀価が高低いかの問題よりも、換金そのものが難しいという点に焦点を置く。配売は名目上、銀と錢の交換であるが、現金流動性が乏しい地域では、交換強制に近い負担として現れうる。第三に、作柄と物価の叙述が具体的である。澤・潞の二麦大熟に対し、晋・絳・并・汾・石・隰などは三五分の熟に止まり、秋稼も夏旱で焦死寸前、雨で四五分を救う程度だと述べ、物価高と窮急を凶歳に比する。こうした叙述は、同じ河東内部でも地域差が大きく、一律配売が不均等な負担配列を生むという主張の根拠になっている。ここからは、辺境の軍需や財用の確保を否定するのではなく、必要性の立つ局面と、必要性が相対的に低い局面を分け、後者での過剰な動員を抑える姿勢が読み取れる。銀・絹の配売が緩急不得已の措置である以上、いま錢糧が闕乏でないなら留めて緩急に備えるべきだという論理は、軍需と民力の双方を同じ枠の中で秤量する実務的判断である。また、制度運用の現実在即して、半配という暫定策をとる。都転運司がすでに俵与した以上、全面停止ではなく半配を求め、州軍には先に半分だけ配するよう牒を発して、残りは朝旨を待つとする。ここには、奉使が現場の苦情を受け止めつつも、行政手続の既成事実を前に、摩擦を抑えながら政策修正へ誘導する調整の作法が表れ

ている。さらに、奉使が離任した後に転運司が依旧として催促し尽くし俵配することへの懸念が述べられる点は、中央の意図と地方執行の速度差が、負担の増幅として現れる可能性を示唆する。命令体系の中で、奉使の現場判断が恒常的な拘束力を持ちにくいという構造認識が、聖慈による早期の朝旨を求める結びに接続している。

河東 13・15 にあたる鑿務の利害論は、上の配売銀奏状と同じく、財政措置が現場でどのように回るかを見極め、経久の利害を整理する姿勢を示す点で連続している。三司牒にもとづき、晋州の生熟鑿の博売をめぐる始末一宗を受け取り、中書の批状を含む文書束を繳連して、河東到着後に施昌言らとともに長期的な利害を相度し聞奏するよう求められている。本文では、都運司の状内元牒を看詳した結果、晋州通判の榮誣の相度に未便があるように見えるため、并州通判の張日用を晋州へ走らせ、一宗文字を取索して子細に議定すると述べる。ここでの核心は、鑿務の是非を即断するのではなく、関係文書を揃え、複数官の参与によって利害を経久の視点で詰める手続の構築にある。配売銀の件が、救恤と軍需という趣旨にもかかわらず換金難と地域差で負担化しうる点を丁寧に示したのと同様に、鑿務もまた、利益の見込みだけでなく運用上の未便や長期的副作用を含めて再検討する対象として提示されている。河東 11・12 が民間の資金流動性と作柄差を材料に、非時の配売を抑える方向へ論を組んだのに対し、鑿務利害論は文書の精査と関係官の再相度を通じて、制度運用の歪みを早期に見つけ、修正可能性を確保する局面であると言える。

2.4.4 河東 19・20・21・22・24・25

『歐陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「乞罷鉄錢劄子」に、

臣準中書劄子，備録臣寮四狀，並爲上言河東大小鉄錢事，奉聖旨相度利害聞奏者。臣尋至河東，取索晉、澤二州鑄錢監及諸州軍見使鉄錢數，又將都轉運司供到慶曆三年一年都收支錢數，約度用度多少，及探問軍民用鉄錢便與不便。今具利害，畫一如後：……（省略）……見在大小鉄錢數，大鉄錢自起鑄至目下，共鑄到四萬四千八百餘貫。小鉄錢自起鑄至目下，共鑄到一十一萬七千七百餘貫。是大小鉄錢未及六十萬貫銅錢數，見在官私行用。……（省略）……其利約一十五倍有餘。……其利一倍有餘。……其利二十三倍有餘。……其利兩倍。……（省略）……實收……錢二百一十七萬二千二百三十貫。實支……錢一百九十九萬八千四百一十四貫。……尚有一十七萬四千餘貫剩數，其大小鉄錢可以罷鑄一也。小鉄錢將本利計算，其利甚薄，不過一倍。……內除約六萬貫爲官本外，只獲淨利十萬貫。……（省略）……其大錢利既博至二十餘倍……雖有死刑，不能禁止。臣昨在河東，於提刑司取索得犯私錢人數已五火。自臣出界後，又續供到新捉獲二火。……皆可以罷鑄二也。今開厚利之門而致人死法，則誘愚民以趨死；若貸其死，則犯者愈多；急於捕察，則良民一例搔擾；縱而緩禁，則民不勝姦。……以此而言，其可罷三也。用之既久，幣輕物貴，惟姦民盜鑄者獲利，而良民與官中常以高價市貴物。是官私久遠害深，其可罷四也。……（省略）……創新開沽酒務……每月約收二萬貫有餘……計一歲合得二十四、五萬貫。……日近明鎬又減放馬軍歸京。是利入之數漸多，用物之兵日減，此其可罷五也。今見在官私鉄錢共不過六十萬，數既未多，罷之甚易。……其大小鉄錢，伏乞特罷鑄造行用。取進止。

（私は中書からの劄子を受け、同僚の上申四通の写しを添えられ、河東における大小の鉄錢の件について、勅命により利害を検討して奏聞するよう命じられた。そこで私は河東に到着してから、晋州・沢州の鑄錢監で鑄造された数量と、諸州

軍で現に用いられている鉄銭の数を取り寄せ、さらに都転運司が提出した慶暦三年の一年間の総収支額を入手し、支出規模のおおよそを見積もり、あわせて軍民が鉄銭を用いるうえで便利か不便かを聞き取った。以上を踏まえ、利害を次のとおり整理する。……（省略）……現に存在する大小の鉄銭は、大鉄銭が鑄造開始から現在までに四万四千八百余貫、小鉄銭が鑄造開始から現在までに十一万七千七百余貫である。大小の鉄銭を銅銭に換算しても六十万貫に満たず、官と民の双方で流通している。……（省略）……その利はおおよそ十五倍余である。……その利は一倍余である。……その利は二十三倍余である。……その利は二倍である。……（省略）……都転運司の一年の実収は二百十七万二千二百三十貫であり、実支は百九十九万八千四百十四貫である。……その結果、十七万四千余貫の余剰があるので、大小の鉄銭は鑄造を停止できる。小鉄銭は元利で計算しても利が薄く、一倍を超えない。……年の鑄造額から官本として約六万貫を除けば、純利は十万貫にとどまる。……（省略）……大鉄銭は利が二十倍余にも及び……死刑があっても禁止できない。私は河東にいた際、提刑司から私鑄銭犯の人数を取り寄せたところ、すでに五火であった。私が境界を出た後も、さらに新たに捕えた者が二火あると続報があった。……これらの事情からも鑄造停止が可能である。利益の門を開いて人を死刑に至らせるなら、愚かな民を死へ走らせることになる。死刑を緩めれば犯は増え、取り締まりを急げば良民まで一様にかき乱され、放任して禁を緩めれば民は姦計に耐えられない。……このように考えると、停止すべきである。長く用いれば貨幣価値は軽くなり物価は高くなる。利を得るのは私鑄の者ばかりで、良民と官の側は常に高値で高価な物を買わされる。官民にとって長期の害が深いので、停止すべきである。……（省略）……新たに酒務を開設し……月に二万貫余を収め……一年で二十四、五万貫になる。……近ごろ明鎬は馬軍を減らして京へ帰した。収入は次第に増え、物資を費やす兵は日ごとに減っているので、停止すべきである。いま官民にある鉄銭は合わせても六十万貫に満たず、数がまだ多くないので、廃止はきわめて容易である。……大小の鉄銭について、鑄造と流通の停止を特にお許し願う。ご裁可を仰ぐ。）

と記載される。この劄子は、歳計、流通の実情、違法行為の誘因、法運用の限界、そして将来の財政見通しまでを一つの束として組み立てる点に特徴がある。冒頭で取索した資料が、鑄造量、諸州軍の現用数、慶暦三年の収支実数、軍民の便不便の聴取に及んでいることから、論の足場を数量と現場感覚の両方に置き、政策判断を手段として正当化しようとする姿勢が読み取れる。河東一路の歳計で余剰が出ているという提示は、鉄銭が財用補填として不可欠だという反論を先に弱める働きを持つ。その上で、利益構造の歪みが強調される。小鉄銭は利が薄く、制度として得られる純利が限定的である一方、大鉄銭は利が極端に厚く、死刑をもってしても禁じ得ないとされる。ここで厚利は、私鑄を誘発し、取り締まりを強めるほど刑罰の範囲が広がり、結果として社会的損耗が増す要因として位置づけられている。実際に提刑司からの摘発件数を示している点は、道徳的非難ではなく、現に増勢にある現象として危険を描き出す意図があった可能性が高い。

さらに、法運用が詰む構造を明示している箇所である。厳罰でも緩罰でも、厳捕でも放任でも、いずれも別の害を生むという叙述は、政策手段の強弱で解ける問題ではなく、制度設計そのものが厚利によって歪められているという認識へ読者を導く。ここからは、貨幣政策を刑罰の強化で支えることへの警戒がうかがえる。厚利が残る限

り、取り締まりは良民への擾乱と不可分になり、制度維持のコストが増大するという理解である。幣輕物貴の叙述は、鉄銭が流通に入った後の長期的影響を、官民双方の購買負担として言語化している。利を得る主体が私鑄者へ偏り、良民と官が高価で買わされるという描写は、制度が生む利益の帰属の偏在を問題化する構図である。ここに、辺境の財政・軍需のためという名目だけでは正当化できない、日常的な損耗への視線がある。

最後に、酒務収入の増加や兵の減少といった材料を挙げ、今後は利入が増え支出圧力が下がるという見通しを重ねている点は、単年度の収支だけでは不十分だという意識の表れであろう。政策転換が将来にわたっても成立しうることを示すため、歳計の余剰に将来の収支変化を接続し、鉄銭廃止が現実的であるという結論へ収斂させている。官民にある鉄銭がまだ多くないので廃止が容易だと述べる箇所も、理念の主張ではなく実行可能性の提示として機能し、河東が陝西と同列ではないという言い添えは、辺境一般の一括対応を避け、路ごとの条件に応じた政策調整を志向する姿勢として理解できる。

また、『欧陽文忠公集』同卷「乞免諸州一年支移斛子」に、

臣昨至河東、體訪一路百姓貧弊勞擾、本為河外麟、府二州闕少軍糧、遂於近里二十州軍遞相支配。今來麟州、見在兵馬糧可支三年、府州見有一十三萬石不支糧米、諸寨各有糧不少。兼臣將慶曆三年轉運司拋配秋稅支移數目、勘算得今年博羅斛鬥、可以減放和糴、可以不支過河。如此、則少紓民困、大息怨嗟。其科配減放次第、今具畫一如後。

一、河外麟州、見有三年糧。府州兵士、見於河南保德軍請給、府州見有不支糧一十三萬石。

一、去年并、忻、嵐、憲、石州、岢嵐、火山、寧化、保德等軍凡九處、和糴斛斗共十四萬二千餘石、支往河外麟、府二州送納。今來河外糧斛已多、上件九州軍和糴、只乞於保德軍送納。

一、去年并、忻、汾、遼、潞、晉、絳、澤、石、隰、慈等州、威勝、平定軍、凡十三處、博羅斛斗共一十七萬六千餘石、往保德軍送納。今來河外既不支移、那得并、忻等九州軍和糴十四萬石於保德軍納、則此十三處博羅可以減放。

（臣は昨日、河東に到着して一路の状況をつぶさに調べ、百姓が貧窮し疲弊して、負担と攪乱に苦しんでいる実情を確認した。もともと河外の麟州・府州の二州で軍糧が不足したため、近隣二十の州軍に命じて相互に割り当て、順番に供給させてきたのである。ところが今、麟州に来てみると、現に兵馬の糧は三年分を支え得るだけあり、府州にも未支給の糧米が十三万石あり、諸寨もそれぞれ糧が少なくない。さらに臣は、慶曆三年に轉運司が秋税を拋配して移送させた数量を引き合わせて勘算し、今年の博羅分の斛斗をもってすれば、和糴を減免でき、河を渡して移送する必要もないと見定めた。そうなれば民の苦しみは多少なりとも和らぎ、怨嗟も大いに静まるであろう。科配を減免する順序は、以下のとおり方針を取りまとめて示す。

一、河外の麟州には、現に三年分の糧がある。府州の兵士は、河南の保德軍で俸給を受けており、府州には未支給の糧米が十三万石ある。

一、昨年、并州・忻州・嵐州・憲州・石州、および岢嵐・火山・寧化・保德等の軍、あわせて九か所で、和糴の斛斗は合計十四万二千余石となり、河外の麟州・

府州二州へ送って納めた。いま河外の糧はすでに多いので、上記九州軍の和糶分については、保徳軍へ送納することだけを願い出る。

一、昨年、并州・忻州・汾州・遼州・潞州・晋州・絳州・沢州・石州・隰州・慈州、および威勝・平定の軍、あわせて十三か所で、博糶の斛斗は合計十七万六千余石となり、保徳軍へ送って納めた。いま河外へはもはや移送しないので、もし并州・忻州など九州軍の和糶十四万石を保徳軍に納めるならば、この十三か所の博糶分は減免することができる。）

とあり、河外の麟州・府州に軍糧不足があるという前提のもとで近隣二十州軍に支配を連鎖させてきた既存の運用が、一路の百姓に貧弊と勞擾をもたらしているという認識から出発している。ここで支配が開始された理由を河外二州の闕少軍糧に置き、その前提そのものが現状では成り立たないことを、現地確認と数量資料によって示している。麟州では兵馬糧が三年支え得る水準にあり、府州には不支糧米十三万石が存在し、諸寨にも糧が少なくないと述べることで、支配の継続が必要性的にもとづく措置ではなくなっている可能性を示している。加えて、転運司が慶暦三年に抛配した秋税支移の数を勘算し、当年の買い入れを減らし得ること、和糶を減免し得ること、河を越える支移自体を不要とし得ることを、同一の判断枠組みでまとめる。ここには、軍糧の備えが確保されている局面では、輸送と買い入れを慣行として惰性的に維持するのではなく、負担の生じやすい工程を切り詰めて民困と怨嗟を鎮めるべきだという統治判断がある。とりわけ、科配減放次第を画一として示し、麟州・府州の備蓄と請給の位置づけ、九処の和糶十四万二千余石の取扱い、十三処の博糶十七万六千余石の減放条件を連動させる叙述は、単純な免除の主張のみならず、支配を縮減しても軍糧体系が回るように受け皿を保徳軍へ集約する設計として理解できる。推測としては、河外への送納を続けるより、現に機能している請給・送納の節点を核にして、支配を短期の必要措置へ戻し、余計な動員を外すことが狙いであった可能性が高いが、少なくとも本文の範囲では、現場の状況と収支・支移数を根拠に、支配と買い入れを同時に圧縮する論理が一貫している。

『歐陽文忠公集』同卷「乞不配売醋糟與人戸劄子」に、

臣昨至忻州，見百姓人戸經臣出頭怨嗟告訴，爲轉運司將十五年積壓損爛酒糟俵配與人戸，要清醋價錢。緣已配納了當，臣方欲奏乞今後不得抑配。續據石州狀申：本務見管醋糟六千餘石，本州見取索在州及諸縣坊郭鄉村酒戸等第，及州縣色役公人姓名，欲行俵配次。其糟，每斗價錢二十五文足陌。緣臣已離河東，只曾行移文字，且令未得俵配，別候指揮。臣欲乞特降朝旨下轉運司，今後醋糟只許官務造醋沽買，及令百姓取便買糟醞醋，不得抑配人戸。其糟所得之利不多，但虛爲搔擾，以斂怨嗟，伏望聖慈特賜矜免。其石州醋糟，尚慮本州已行俵配，即乞特與減落一半價錢，令漸次送納。

（臣は昨日、忻州に至ったところ、百姓の戸々が臣の前に出て怨み嘆き、訴え出た。転運司が十五年にわたり積み置かれて損傷・腐敗した酒糟を人戸に割り当てて配給し、その代金として清酢の価格分を取り立てようとしている、というのである。すでに割り当てて納め終えてしまったため、臣はこれからこのような強制的な配給を行ってはならない旨を奏請しようとした。ところが続いて石州からの状申によれば、本務が現在管理している酢糟が六千余石あり、本州は州内および諸県の坊郭・郷村の酒戸を等級分けし、さらに州県の色役の公人の姓名まで取り調べて、割当配給の順序を定めて実施しようとしているという。その糟は、一

斗につき代金二十五文である。臣はすでに河東を離れているため、ただ文書で指示を出し、とりあえず割当配給を行わず、別途の指揮を待つよう命じたにとどまる。臣は、特に朝旨を下して転運司に命じ、今後、酢糟は官務が醋を造って販売する場合にのみ用いること、また百姓が便宜に従って糟を買い取って醋を醸すことは許すが、人戸に対して強制的に割当配給してはならないことを求めたい。そもそもこの糟から得られる利益は多くなく、いたずらに人々をかき乱して怨嗟を募らせるだけである。伏して聖慈におかれては、特に憐れみ、免除を賜りたい。なお石州の酢糟については、本州がすでに割当配給を実施してしまっているおそれもあるので、その場合には代金を半分に減じ、順次納めさせるよう特に取り計らわれたい。)

とあり、問題にするのは、物資の処分そのものより、処分のやり方である。十五年積み置いて傷んだ酒糟を、戸へ割り当てて代金を取る。現場では訴えが先に立つ。忻州の段階で民の不満が噴き出し、石州では在庫が六千余石に及ぶ。しかも酒戸の等第や色役公人の名簿まで整えて、配賦の準備が進む。ここに、在庫処理が統治の手続きを総動員させ、生活側へ摩擦を移す構図が見える。欧陽脩は、利が薄いことを押さえたうえで、得るものの小ささと、損なうものの大きさを並べる。だから抑配を止めたい、という筋である。提案は細い。官務が酢に加工して売る道は残す。百姓が自発的に買って醸す道も塞がない。強制だけを切る。石州の分は、すでに走ってしまった可能性に備え、半額と漸次納付で着地を探る。負担をほどきつつ、行政を止め切らない調整である。

『欧陽文忠公集』卷一一六、河東奉使奏草卷下、「乞減放逃戸和糴劄子」に、

臣伏見河東百姓科配最重者、額定和糴糧草五百萬石。往時所糴之物、官支價直不虧、百姓盡得茶、絲、見錢。自兵興數年、糧草之價數倍踊貴、而官支價直十分無二三。百姓每於邊上納米一斗、用錢參伯文、而官支價錢三十、内二十折得朽惡下色茶。草價大約類此。遂致百姓貧困逃移、而州縣例不申舉、其本戸二稅、和糴不與開閣、稅則戸長陪納、和糴則村戸均攤。已逃者既破其家、而未逃者科配日重。臣至代州崞縣、累據百姓陳狀、其一村有逃及一半人戸者、尚納全村和糴舊額、均配與見在人。臣兼曾差大理寺丞史譚、檢得嵐州平夷一縣、已逃未檢人戸共四十一戸。諸州似此者甚衆。臣今欲乞下轉運司、差清幹官三兩人、於并、代等十五州軍係有和糴處、檢括已逃人戸。其逐戸下二稅、和糴額定數目、並與倚閣、候招輯得人戸歸業、各令依舊均配。仍許諸縣人戸見均攤着和糴及戸長陪納逃稅者、列狀自陳。所貴重困之民、免此重疊科配。

(臣が拝見するに、河東の百姓にとって科配のうち最も重いものは、定額された和糴の糧草五百万石である。往時に買い上げられた物資については、官が支払う代価が損にならず、百姓は茶・絹、あるいは現金を十分に受け取ることができた。ところが兵事が起こって数年が経つと、糧草の価格は数倍に跳ね上がったのに、官が支給する代価は十分の二、三にも満たない。百姓は辺境で米一斗を納めるのに、錢にして三百文前後を費やすのに対し、官が支払う代金は三十文にすぎず、そのうち二十文分は朽ちて質の悪い下等の茶で相殺される。草の価格もおおむねこれと同様である。このため百姓は困窮して逃散・移住するに至るが、州県は例としてこれを申挙しない。しかも本戸の二税については、逃散戸の分を倚閣してくれず、租税は戸長が立て替えて納め、和糴は村の各戸で均等に負担させる。逃げた者はすでに家を破られ、逃げていない者には科配が日ごとに重くのしかか

る。臣が代州崞県に至った際、たびたび百姓の陳状を受けたが、ある村では人戸の半分ほどが逃散したにもかかわらず、なお村全体として旧来の和糶定額を全て納めさせ、現に残る者に均等に割り当てていた。さらに臣は、かつて大理寺丞の史譚を派遣し調査させたところ、嵐州平夷県では、すでに逃散したのに未調査の人戸が合わせて四十一戸あった。他州もこの類が甚だ多い。そこで臣は、転運司に命じて、清廉で有能な官を二、三人差し向け、并州・代州など十五の州軍のうち和糶を課している地域に赴かせ、逃散した人戸を調べ、名簿に取りまとめさせたい。各戸ごとの二税および和糶の定額については、いずれも倚閣として猶予し、呼び戻しによって人戸が帰業したのち、従前どおり均等に割り当てさせる。あわせて、諸県の人戸が、均等割で負担させられている和糶や、戸長が立て替えて納めている逃散戸の税について、状を列して自ら訴え出ることも許可したい。要は、困窮した民がこの重複した科配を免れられるようにするためである。）

とあり、定額和糶が価格変動の局面でそのまま残り、しかも官給の代価が実勢に追いつかないことで、負担が現金支出として民に集中する、という把握がわかる。米一斗の納入に三百文を要する一方、官の支払いは三十文にとどまり、その中身も下色の茶への折納を含む。ここで示されるのは、差額の大きさだけではない。官給が現金ではなく、しかも質の悪い物に置き換わることで、家計のやり繰りがさらに難しくなるという感覚である。草も同様だと添えることで、例外ではなく制度としての常態であることが示される。逃戸が増えるということについては、逃亡を道徳的に断罪せず、制度運用が逃亡を呼び込み、逃亡が残存戸の負担を押し上げ、負担増がさらに逃亡を促す循環として描いている点が重要である。州県が慣例として申挙しないため、逃戸分の二税と和糶が開閣されず、税は戸長が陪納し、和糶は村戸が均攤する。逃げた側は家を破り、残った側は日々重くなる。

『欧陽文忠公集』同卷「乞減樂平県課額劄子」に、

臣昨至河東，據平定軍知樂平縣孫直方狀：爲本縣酒稅課利錢，舊額四千一百餘貫，本縣不當驛路，舊有兵士四指揮軍營在縣，自慶曆三年三月内，移起軍營往并州，在縣只有居民百餘戶。人煙既少，客旅不來，酒稅課利，無由趁辦。本軍亦曾申奏，乞行減額，省司下轉運司保明。尋蒙轉運司令將起移軍營後一年比較，重立祖額，只及二千八百餘貫，亦曾差遼州知州孟濟定奪。及轉運司保明申省，省司指揮勒本縣收趁課利不得減額。臣勘會平定軍樂平縣最處孤僻，若無軍營，人戶絕少，實難趁辦課利。見今專副等逐月、逐季、逐年各有比較，決責未嘗虛日，及虛令監官殿降考第。臣今欲乞特降敕旨下轉運司，令自起却樂平縣軍營後來一年內所收課利，立爲祖額，與免舊額虛數。所貴專副不至重疊被刑，監官虛負殿罰。取進止。

（臣が先日、河東に至ったところ、平定軍に属する樂平県知県の孫直方からの状に次の趣旨が述べられていた。すなわち、本県の酒税課利錢は旧額が四千一百余貫であるが、本県は驛路に当たらず、旧来は兵士四指揮の軍營が県内に置かれていた。ところが慶曆三年三月以来、その軍營は并州へ移転し、県内に残るのは住民百余戸にすぎない。人煙が少なく旅客も来ないため、酒税課利は到底、所定の額に追いついて徴収できない、というのである。この件について本軍もかつて減額を願い出て奏上し、省司は転運司に対して実情の保明を命じた。ほどなく転運司は、軍營移転後の一年分を比較して新たに基準額を立てるよう指示し、その額は二千八百余貫にとどまった。また遼州知州の孟濟を差し向けて裁定させても

いる。ところが転運司が実情を保明して省司に申送したのち、省司は本県に対し、課利を収斂して、減額してはならない、との指揮を下した。臣が事情を調査するに、平定軍楽平県は最も辺鄙で、軍営がなければ人戸は極めて少なく、課利を予定どおり収めるのは実際に困難である。しかも現状では、専副らは月ごと・季ごと・年ごとに比較を課され、処罰が一日たりとも欠かされず、監官もまた、実態に合わぬ不足のために考課で殿罰を負わされている。そこで臣は、特に敕旨を下して転運司に命じ、楽平県の軍営が移転して以後の一年間に実際に収め得た課利を祖額として定め、旧額という虚数を免除するよう求めたい。そうすれば専副が重ねて刑を受けることもなく、監官がむなしく殿罰を負うこともなくなる。ご裁可を仰ぐ。)

とあり、課額が現実の人流と人口構成に依存するという当たり前の条件を、軍営移転という一点で可視化している。楽平県は駅路に当たらず、旅客が来ない。そこに軍営があるかどうか、酒の需要と流通を左右し、ひいては酒税課利の達成可能性を決める。軍営が并州へ移って住民が百余戸になったという叙述は、課額の基礎となる市場が急縮小したことを端的に示す。ここから、旧額四千一百余貫の維持は、徴収能力を超える虚数になりやすいと理解できる。推測としては、軍営の所在が酒務の売上に直結する地域では、軍営移転がそのまま課利の崩れに結びつく可能性が高いが、本文はその因果を客旅不来と人煙寡少として簡潔に押さえている。

そして論の落とし所は、人よりも制度を傷つけない設計である。月次・季次・年次の比較で専副が連日決責され、監官が考課を落とされると述べるのは、課額が虚数のまま固定されることで、執行者の処罰と評価が自動的に累積する実態を示すためである。ここからは、数字を現実に合わせてない限り、取り締まりを強めても成果は出ず、むしろ官側の統治コストが増えるという見通しがうかがえる。提案は単純で、軍営移転後一年の実収を祖額とし、旧額の虚数を免ずる。財政の穴埋めを別で議論する余地を残しつつ、少なくとも現地に不可能を命じ続ける状態を止める、という性格の要請である。

『歐陽文忠公集』同卷「乞放麟州百姓沽酒劄子」に、

臣伏見麟州元是百姓沽酒自經事宜，後來轉運司擘畫，官自開沽。臣昨令本州勘會一年，自去年十二月開沽，至今年六月，用米、麴本錢三千五百貫，所收淨利只及一千八百貫。然官私勞費不少，自并、嵐等州造麴，千里般運，又配百姓造酒黃米，遠行輸納。麟州自經賊馬，後來人戸纔有三二百家，又權其沽酒之利，市肆頓無營運，居者各欲逃移。今來麟州既不移廢，則凡事却須葺理。其沽酒之利，官中所得不多，而勞費甚大。臣今欲乞令百姓依舊開沽。所貴存養一州人戸，漸成生業。今取進止。

(臣が拝見するところ、麟州ではもともと百姓が自ら酒を売って生計を立てていたが、後に転運司が計画を立て、官がみずから酒の販売を開設して独占するようになった。臣は昨日、本州に命じて一年分の収支を取りまとめさせたところ、昨年十二月に官営販売を開始してから今年六月までの間に、米・麴の元手として三千五百貫を用い、得られた純利益はわずか千八百貫にとどまった。しかも官営には官私を問わず労費が少なくない。并州・嵐州などで麴を造って千里の道を運び、さらに百姓に酒造り用の黄米を割り当てて、遠路を輸送して納めさせてもいる。麟州はもとより賊馬の侵入を受けて以来、人戸はようやく二、三百家にまで

戻ったばかりであるのに、なお酒の販売利益まで官が取り上げれば、市場の商いはたちまち立ちゆかなくなり、住民は皆、逃散・移住したいと思うようになる。いま麟州を移廢しないのであれば、諸事はあらためて整え立て直すべきである。酒の販売利益は官が得るところ多くないのに、労費はきわめて大きい。臣はここに、百姓が従来どおり酒の販売を行えるようにしていただきたいと願う。そうすれば一州の人戸を保護し養い、しだいに生業を成り立たせることができる。進止をうかがう。)

と記載される。ここで扱われるのは、専売そのものの理念ではなく、辺境の一州を持ちこたえさせる手当てである。転運司の擘画で官が開沽に切り替えた結果を、欧陽脩は数で示す。半年あまりの運用で本錢三千五百貫、淨利は千八百貫にとどまる。利益が薄いと言い切るために、期間と金額が置かれている。推測になるが、利の大小を争う場面では、概算でも数字があるだけで説得力がある。本文の運びはその方向に沿っている。数字だけでは終わらない。麴を井・嵐で造り、千里を運ぶ。黄米も配して遠行輸納させる。ここに、帳簿上の淨利と引き換えに、輸送と動員の負担が膨らむ構図がある。官の手数も増え、民の手間も増える。しかも麟州は賊馬の被害後で、人戸はようやく三二百家まで戻った段階にすぎない。回復の途中で権利をかけ、市肆が止まり、住民が逃移を考える。欧陽脩が恐れているのは、酒利の取り分が減ることより、人口が薄い州で生活の回路が途切れることである。末尾には、州を存置する以上、凡事は葺理しなければならない。そこで酒の利をめぐる設計も、収益最大化ではなく、存養と生業の回復に寄せる。官中所得は多くない、労費は大きい。だから旧に復して百姓の開沽を許す。ここでの提案は、財政の取り分を譲るというより、統治の基盤を薄くしないための選択である。

2.4.5 小結

本節で扱った河東 03・04・07・08・11・12・13・15・19・20・21・22・24・25 は、調達や配売、支移、専売といった運用が、どの地点で民の移動・資金繰り・差役配分へ摩擦として現れるかを、具体的手続と数量の連鎖として示している。蚕塩の請領地変更(河東 03・04)は、指揮の転換がそのまま遠距離移動の負担になる局面であり、文書の往復と現地での告示を通じて「行け」と「行かない」を一律の強制で処理しない道が探られる。和糴米の倚閣(河東 07)も同様に、催納の遅滞を規律の問題へ直結させず、五月という時期、夏税と麦熟、粒食騰貴という条件を束ね、徴収の工程を組み替えることで軍需の継続と民力の維持を両立させようとする。差役配分の歪み(河東 08)では、軍事編成に付随する免役が上等戸の軽便を固定し、重難の職役が下等層へ押し付けられる過程が、等第・輪次・実働の差として言語化される。配売銀(河東 11・12)においても、救恤や軍需補助の趣旨が、配売という形で民間の見銭難・換金困難を直撃する。作柄差と物価高を材料に、必要性の薄い局面での非時抑配を抑え、半配・留置といった暫定策で行政の既成事実をほどこしながら、朝旨による修正へつなごうとする。鑿務利害(河東 13・15)は、利の見込みを先に置くのではなく、関係文書を揃え、相度のやり直しを命じ、経久の利害を再編する手続そのものが前面に出る。河東 19～22・24・25 では、鉄銭・支移・物資配賦・課額・官沽といった案件が、別々の論点ではなく、財政装置が生活側へ損耗を移す局面の集積として読める。鉄銭割子は、鑄造量・歳計収支・便不便の聴取・摘発件数を束ね、厚利が私鑄と取り締まりの擾乱を増幅し、官民双方に幣輕物貴の害を残すという筋を立てる。河外支移の停止(河

東 20) では、軍糧不足という前提を現地確認と数目の勘算で崩し、支移と買い入れを同時に縮めて民困と怨嗟の連鎖を断つ。醋糟の抑配停止(河東 21) は、利薄であるのに名簿作成や等第化まで動員される統治の過剰を問題化し、強制のみを切り、加工販売や自発購買の道は残す。逃戸和糴(河東 22) では、価格高騰と官給の目減りが逃散を呼び、逃散が残存戸の均攤を重くする循環が具体的に描かれ、開閣・倚閣と清幹官の検括によって重複科配をほどこ方向が示される。樂平県課額(河東 24) は軍営移転による市場縮小を根拠に、虚数の旧額が処罰と殿罰を自動化する構造を止め、実収を祖額とする合理化を求める。麟州官沽(河東 25) は、官中所得の小ささと労費の大きさ、回復途上の人口と市肆の脆さを並べ、収益最大化ではなく「存養」と生業回復へ軸を移し、百姓開沽の復旧を提案する。

要するに、本節の奏草は、辺境の防務が財用・賦役を不可避に伴うという一般論を越え、どの工程が民力の摩耗を生み、どの手続で摩耗を抑えうるかを、牒・劄子・奏状の形式に即して具体化する。ここでの調整は、財政措置を否定するのではなく、必要性の立つ局面と立たない局面、強制が不可避な局面と強制を切れる局面を見分け、負担の配列を壊さずに前線維持へ収斂させる作法として現れている。

2.5 人事任免

「河東奉使奏草」では、人事をめぐる文書がまとまった比重を占める。推挙・更迭・未行の督促は、単なる人物評を超え、辺備を支える実施能力をどこに見いだし、どの回路で補うかという問題に直結する。本節は、随行の人選、将率の推挙、更迭の建議を中心に、人事を通じて軍政・財政・州県行政の結節点をどのように組み替えようとしたかを追う。

2.5.1 河東 02「辟郭固随行劄子」

『欧陽文忠公集』卷一一五河東奉使奏草卷上、「辟郭固随行劄子」に、

臣準敕差往河東路，計置經久利害。伏見新授寧州軍事推官郭固，熟知沿邊兵民利害，曾隨韓琦奉使陝西，近差充涇原路參謀，見未赴任。臣今欲乞暫將帶本人隨行，候臣回日，令一面發赴本任。如允臣所請，乞降朝旨指揮。取進止。

(臣は勅を受けて河東路へ赴き、長期的な利害を計置することになった。新たに寧州軍事推官となった郭固は、沿辺の兵と民の利害を熟知し、かつて韓琦に随って陝西へ奉使し、近ごろは涇原路参謀に差されたが、まだ赴任していない。臣はいま、この者をしばらく随行として連れ、臣が帰るときに本任へ発赴させたい。

許されるなら、朝廷の旨を下して指揮していただきたい。ご裁可を仰ぐ。)

と記載される。本劄子が示すのは、河東路に赴く欧陽脩が、現地での調査と建議を支える随行体制を、中央の裁可の枠内で先に整えようとした姿である。欧陽脩は任務を長期的な処置の立案に置き、その実行に耐える知識と経験を携えた人物を、出発時点から手元に確保する必要を説く。ここで随行者は、単なる書記的補助にとどまらず、沿辺の兵民事情を見取り、政策判断の素材を即座に組み立てる役割を担う存在として位置づけられている。

就中、郭固の取り扱いが象徴的である。欧陽脩は郭固を、辺境の軍事と住民生活の利害に通じ、過去に奉使の現場を経験した人材として評価し、現地での観察と論点設

定に資する能力を強調する。さらに郭固が未赴任の状態にある点を踏まえ、一時的に随行へ組み込んだのち、帰途に合わせて本任へ送り出すという時間設計を提示する。任官秩序を大きく動かさずに、作業密度を引き上げる運用であり、人員配置を固定的に捉えない統治技術が透けて見える。しかも欧陽脩は、この措置を私的裁量として処理せず、朝廷の指揮命令を明確に下すよう求めて結ぶ。したがって本劄子は、人事が人物評に収斂する局面ではなく、奉使が必要とした実施能力を確保し、その正当性を中央の命令系統に接続する局面を示す史料である。要するに、河東路の課題把握と政策化を進めるために、欧陽脩が最初に整えたのは、現場で考え、動かせる補助線であったと言えよう。

2.5.2 河東 09・10・14

本節の人事文書のうち、米光濬をめぐる三件は、推挙が単発の推薦状として完結しないことを示す。初回の挙状では適材の希少と現地適応の実績が語られ、次いで逃軍処断をめぐる免勘の請いにおいて、軍律の運用と文官統制の摩擦が前景化する。さらに再挙状では、病患という評価情報を点検しつつ、久任と奨擢をも含む人事設計へ踏み込む。かくして三件は、辺備の実施能力をどう確保し、どの程度まで中央の信任として可視化するか、という同一の課題を別角度から押し出している。

『欧陽文忠公集』卷一一五、河東奉使奏草卷上、「挙米光濬状」に、

右臣伏自準勅計置河東沿邊糧草，所過州軍，遍見文武官吏不少，其間臨民治軍可稱邊任者，絕難得人。伏見西頭供奉官、合門祇候、岢嵐軍使米光濬，年四十餘。世家代州，熟知本路邊事。出於將種，練習兵機，兼有膽勇，會弓馬。自到岢嵐二年，處置皆合事宜。昨代州、寧化各為守將非才，引惹北人爭侵疆界。惟岢嵐草城川，正當北界要害之地，去年北人來侵疆界，光濬應機拒守，故獨岢嵐得不侵卻地土，亦不張皇。臣自過本軍，體問軍民，備得其實。伏睹近降宣命指揮，差李偉替令赴闕。切以邊鄙常患難材，苟得其人，豈宜屢易？兼自有移替宣命，軍民並各眾狀舉留。其米光濬，臣今同罪保舉再任岢嵐。如再任後犯入己贓，及邊防軍政但有一事敗誤，並甘連坐。今欲具狀奏聞，伏候勅旨。

（右、臣は勅を受けて河東沿辺の糧草を計画・整備する任に当たり、途中に通過した諸州軍をつぶさに見て回った。そこで文武の官吏が少なくないことは見受けられたが、その中で、民を治め軍を統率して辺境の任に堪え得る者となると、実に得難い。臣が拝見するに、西頭供奉官・合門祇候で、岢嵐軍使の米光濬は年四十余、代州の世家の出で、本路の辺事に精通している。将家の出身で兵機に習熟し、胆勇があり、弓馬にも通じる。岢嵐に着任して二年、処置はいずれも事宜にかなっている。先ごろ代州・寧化では、守将が非才であったため北人を引き寄せ、疆界争侵を招いた。これに対し、岢嵐の草城川は北界の要害に当たる地であるが、昨年北人が疆界を侵そうと来た際、光濬は機に応じて拒み守ったため、岢嵐だけは土地を侵し取られることもなく、また徒に狼狽することもなかった。臣は本軍を通過した折に、軍民に実情を問い、確かにそのとおりであることを確認した。ところが近ごろ宣命の指揮が下り、李偉を差し向けて光濬に代え、光濬には都へ赴くよう命じたと聞く。思うに辺境は常に人材不足を患う。幸いに適任者を得たなら、どうしてたびたび交替させるべきであろうか。しかもすでに交替の宣命があるにもかかわらず、軍民はそれぞれ衆状を連ねて留任を願い出ている。この米光濬について、臣は今、同罪の覚悟で保挙し、岢嵐への再任を願い出たい。

もし再任後に私賊を犯し、あるいは边防・軍政に関して一事でも失敗・過誤があれば、いずれも連坐の罪を甘んじて受ける所存である。ここに状を具して奏聞し、勅旨を伏して待つ。)

とあり、『欧陽文忠公集』同卷、「米光濬斬決逃軍乞免勘狀」に、

右臣訪聞岢嵐軍昨於四月中捉獲逃走萬勝長行張貴、虎翼張貴、李德等三人、並係禁兵。本軍勘正法司檢用編敕：禁軍料錢滿五百文，逃走，捕捉獲者，處斬訖奏。其張貴等，並依法處斬訖。本路轉運司檢會先降令敕：春夏不行斬刑，合決重杖處死。糾駁本軍不合斬斷，見差嵐州團練判官劉述，取勘岢嵐軍使米光濬等。竊緣岢嵐軍地接西北二虜，正是秋冬大屯軍馬之處，若管軍將率斬一逃軍却遭勘罰，則無由統衆，漸啓兵驕。況重杖與處斬，俱是死刑，無所失入。運司守令敕糾按，雖執常科；兵官以軍令斬人，亦是常事。況米光濬等勘成公案，亦不過得違制失入刑名，論情定罪，所犯至輕。沮將率以長兵驕，其損不細。伏乞朝廷只作訪聞此事，特降聖旨，與免勘劾。所貴沿邊將率知朝廷委遇之恩，盡心效用，兵戎畏肅，不致驕恣生事，謹具狀奏。

(右、臣が聞き及ぶところでは、岢嵐軍は去る四月中に、逃走した禁兵である萬勝長行の張貴、虎翼の張貴、李德の三人を捕縛した。本軍が法司に命じて『編敕』を点検させたところ、禁軍の料錢が五百文に満ちる者が逃走し、捕捉された場合は、斬刑に処してのち奏聞せよ、とある。そこで張貴らは、いずれも法に従って斬刑に処し終えた。ところが本路轉運司は、先に下された令敕として春夏には斬刑を行わず、重杖を加えて処死するのが当たるとの条を引き、岢嵐軍が斬断したのは不当であるとして糾駁し、嵐州團練判官の劉述を差し向けて、岢嵐軍使の米光濬らを取り調べさせている。しかしながら、岢嵐軍は西北の二虜に接する地であり、秋冬には大規模に軍馬が集結する要衝である。もし軍を管理する将率が逃兵一人を斬っただけで取り調べと処罰に遭うなら、衆を統べることができず、やがて兵の驕りを助長するであろう。そもそも重杖による処死も斬刑も、ともに死刑であって、失入の差はない。轉運司が令敕に拠って糾按するのは常科を執るものであり、兵官が軍令によって人を斬るのもまた常のことである。まして米光濬らは公案としてすでに勘成しており、せいぜい違制による刑名の失入に当たるにすぎず、情に照らして罪を定めれば、その犯すところはきわめて軽い。将率を沮み、兵の驕りを長ずることになれば、その損は小さくない。伏して願うところは、朝廷において本件を聞き及びたる事として扱い、特に聖旨を下して、取り調べ・弾劾を免じていただきたい。そうすれば沿辺の将率は、朝廷が委任し遇する恩を知り、心を尽くして効用を立て、兵戎は畏肅して驕恣により事を生ずることもなくなる。謹んで状を具し奏する。)

とあり、また、『欧陽文忠公集』同卷、「再举米光濬狀」に、

右臣近曾同罪奏舉西頭供奉官、閤門祇候米光濬再任岢嵐軍使。竊知朝廷爲光濬病患，曾加體量。臣昨往岢嵐，親見光濬絕無病狀，體問得去年偶因飲酒，暫曾不安。竊緣本人有心力，會弓馬，諳熟邊事，善撫軍民。況岢嵐當草城川一路，地形平坦，與北虜止隔界壕，不比代州尚有險固，捍禦控扼，尤藉得人。臣嘗見朝廷選擇邊將，比及於武臣中求得一人，常患難得，而任使俟其知次第，亦須年歲之間。其米光濬於武臣之中不易多得，在岢嵐既久，又已知次第。其人既不病患，又無過犯。料其替去別得差遣，必與今任輕重一般，與其移易往來，不若責之久任。況知光濬亦累曾乞替，臣今所舉，非徇光濬之私，蓋爲邊防之計。其米光濬，伏望聖慈

特加獎擢，與優轉一官，且令再任，以防緩急可以使喚。如朝廷遷官及再任後，犯入己贓，及邊事有所敗誤，臣並甘同罪。

（右、臣は先ごろ、同罪の覚悟で、西頭供奉官・閤門祇候の米光濬を岢嵐軍使に再任するよう奏挙した。ひそかに聞くところでは、朝廷は光濬の病患を理由に、かつて実情を調べさせたという。臣は昨日岢嵐へ赴き、光濬に直接会ったが、まったく病状は見られなかった。聞き取りによれば、昨年たまたま飲酒のため一時気分を害したことがあったにすぎない。そもそも本人は気力もあり、弓馬に通じ、辺境の事情に通曉し、軍民をよく撫育する。まして岢嵐は草城川一路に当たり、地形は平坦で、北虜とはただ界壕を隔てるのみである。代州がなお陰固の地形を頼みにして防禦・控扼できるのとは異なり、いっそう適任の人材に頼らねばならない。臣はかつて、朝廷が辺将を選ぶにあたり武臣の中から一人を求めるとしても、常に得難いことを見てきた。しかも任用して事の次第を理解させるにも、年歳を要する。米光濬は武臣の中でも多く得られる人材ではなく、岢嵐に長く在任してすでに次第を知り尽くしている。そのうえ病患もなく、過犯もない。仮にこれを交替させて別の差遣を与えとしても、軽重はおそらく現任と大差ないであろう。移動と交替を繰り返すよりも、むしろ久任させて責任を持たせるほうがよい。なお光濬自身も累々と交替を願い出ていたと承知しているが、臣の今回の奏挙は光濬個人のために私情で取り立てようとするものではなく、辺防の計にほかならない。米光濬について、伏して聖慈におかれては特に奨励・拔擢し、優先して一官を進め、ひとまず再任させ、緩急の際には使役できるようにしていただきたい。もし朝廷が遷官のうえ再任させた後、私贓を犯し、あるいは辺事に何らかの失敗・過誤が生じたならば、臣はことごとく同罪を甘んじて受ける所存である。）

と記載される。この三つの文書がまず物語るのは、河東の辺境が、恒常的な侵境リスクと人材不足の二重拘束のもとに置かれていたことである。沿辺の軍民を扱える官吏は、名簿上の人数に比して実務能力が追いつかず、しかも要地ほど誤った指揮が即座に境界摩擦へ転化する。代州・寧化での不適任な守将が紛争の導火線となり得た一方、岢嵐では侵境を抑え、動揺を広げない統率が重く評価されている。ここで注目されるのは、辺境防衛が戦闘の勝敗より、境界線を動かさず、軍民の心理を荒立てないかたちで達成される局面が少なくなかった点である。さらに草城川が北界の要害として意識され、界壕を隔てて対峙する地勢が言及されることから、岢嵐周辺は地形的な緩衝が乏しく、接触が起こりやすい環境にあったと推しうる。こうした条件下では、土地勘を持ち、兵機に習熟し、軍民双方に手が届く人物が稀少資源となり、交替の頻度そのものが防衛力の毀損要因として認識される。初回の挙状は、その稀少性と要地性を背景に、同一人物への再任を求める圧力が生じる現場の事情を映し出している。

逃軍の斬決をめぐる免勘要請は、辺境の軍紀が常に摩耗しやすい現実を、具体的な事件として提示する。逃走は禁兵の内部に生じ、捕獲・処断をめぐっては、軍律の即応性と文官的統制の手續が衝突する。転運司が季節的な斬刑停止の令敕を根拠に糾駁し、軍側の処断を取勘へ付す構図は、辺境が完璧の軍事空間ではなく、財政・司法・監察の権限が交錯する行政空間であったことを示唆する。その一方で、岢嵐が西北方向の二勢力と接し、秋冬に軍馬が大規模に集屯する地点として語られる点は、同地が季節的に軍事負荷を増す結節であった可能性を高める。兵が集まる局面ほど、逃走・規律弛緩のリスクは上がり、統率者の懲罰が兵心に与える影響も増幅される。結果と

して、取締りを厳格に運用した将率が後追いで処罰される前例は、軍紀の基盤を揺るがすと理解された。ここで見えるのは、辺境の秩序維持が規範の正しさだけでは回らず、懲戒の権威を担保する制度設計、さらには中央の信任が現場の抑止力を左右するという現実である。

辺将評価の材料が、武功や行政実績だけで完結しない状況を露呈させる。病患の有無が中枢で問題化し、体量が行われたという事実は、要地の統率が特定個人への依存を強めるほど、人物情報の真偽が軍事配置を左右することを意味する。しかも岢嵐は平坦地で、対峙勢力との距離が近いとされ、代州のような地形的な頼みが薄い。ゆえに適材の確保がいっそう切迫する。加えて、武臣から適材を得る困難、任使して次第を体得させる時間的コストが語られる点は、辺境が人材育成の余裕を持ちにくい現場だったことを裏から示す。経験の蓄積そのものが防衛資源となり、久任が政策として選好される。さらに、本人が累次乞替していたという事情が添えられることで、辺境勤務が過酷で、将率の側にも交替を望む力学が存在したことがうかがえる。それでも再任・奨擢を求める言説が成立するのは、要地の統率が代替困難であり、交替の摩擦コストが高かったからである。

総じて、河東の辺境が、侵境の反復、地勢上の脆さ、軍紀の維持困難、権限交錯による摩擦、そして適材不足という連鎖の中にあつたことを、互いに補完しながら示している。岢嵐は要害であるがゆえに人に依存し、依存が強まるほど評価情報の真偽、処罰の可否、交替の頻度が、前線の実効を左右する。人事は理念ではなく、境界秩序を保つための資源配分として機能していたと位置づけられる。

2.5.3 河東 26・28・29

河東 26・28・29 は、失地回復や封疆の整頓といった大きな課題を掲げながら、その入口に人事の問題を据える。辺境の混乱は、外敵の圧力だけでなく、官吏・将率の運用が噛み合わないところから生じる、とする見立てである。

『欧陽文忠公集』卷一一六、河東奉使奏草卷下、「挙孫直方奏状」に、

右臣伏見平定軍知楽平縣事、著作佐郎孫直方、進士及第、爲性明敏、有吏材。臣昨至河東、備見直方治縣事善狀。臣今保舉、堪充大藩通判。兼臣勘會代州通判李舜元、到任已及二年三箇月有餘。見今北面事宜、代州最爲要地、尤藉得人、伏乞就差孫直方充代州通判。如後犯正入已贓、及職事敗闕、並甘同罪。謹具狀奏聞。

（右、臣が伏して見るところ、平定軍で知楽平県事・著作佐郎の孫直方は、進士及第で、聡明敏捷な性格をもち、吏才も備えている。臣が先ごろ河東に至った折、直方が県務をよく処理している実績をつぶさに確認した。よって臣は保挙し、大藩の通判に任ずるに足る者と認める。あわせて臣が調査するに、代州通判の李舜元は着任して二年三か月余となる。いま北面の案件では代州が最要地であり、とりわけ適任者を要する。伏して願うのは、孫直方を代州通判に充てていただきたい、ということである。もし後日、私贓を犯して正入に当たり、または職務に失態があれば、臣も同罪を甘んじて受ける。謹んで状を具して奏聞する。）

と記載される。本状は、河東の辺境統治において、軍事将率の選抜と同等の重みで州政の中枢人事が扱われていたことを伝える。推挙対象が進士出身の県令経験者であり、評価の基準も処断や武功ではなく、県務処理の手堅さと吏治運用の才覚に置かれる。ここから、前線の維持が軍事配置だけで回る局面ではなく、官吏統制など日常行政の積み重ねによって下支えされていた状況が読み取れる。配置先に代州通判が指名され

る点は、北面の事宜における代州の要地性を、そのまま行政負荷の高さとして示唆する。通判は州の政策運用に深く関与し、軍民の接点で生じる摩擦や資源配分の調整を担う余地が大きい。ゆえに、治県で実績を得た人物を引き上げ、より大きい枠で用いる発想が成立する。加えて、現任者の在任が二年余と具体的に言及されることは、要地では人事の更新が統治技術として意識されていた可能性を高める。緊張が続く地域ほど、能力の偏差が露出しやすく、手当ての遅れが現場の不均衡に直結するためである。連坐の誓いは、代州通判の職責が贓罪や職務上の敗闕と隣り合わせであることを裏側から示す。辺境では物資・金銭・人夫・軍需が集中し、監督の目が届きにくい局面も生じやすい。そうした環境で統治を安定させるには、能力だけでなく、統制を受け入れられる姿勢と責任の所在を明確化する言説が要る。本状はその要請を簡潔に体现しており、人事が境界秩序の維持装置として機能したことを、文官側の例として裏づける。

もう一つの例を取り上げたい。劉義叟をめぐる一連の文書は、人事任免の枠に収まりつつも、河東の辺境が軍事だけで回っていなかったことを示す。

『欧陽文忠公集』卷一一六、河東奉使奏草卷下、「挙劉義叟劄子」に、

臣昨奉勅差往河東，伏見澤州進士劉義叟，有純樸之行，為鄉里所稱，博涉經史，明於治亂。其學通天人禍福之際，可與漢之歆、向、張衡、郎顗之徒為比。致之朝廷，可備顧問。伏乞特賜召試，或不如所舉，臣甘當朝典。今取進止。

（臣は先ごろ勅命を受けて河東へ赴いたが、沢州の進士・劉義叟は、行いが純朴で郷里でも称賛され、經書・史書に広く通じ、治乱の道理にも明るい人物である。学は天と人、禍福の分かれ目にまで通じ、その資質は漢代の劉歆・劉向・張衡・郎顗らに比すべきで、朝廷に召し出せば顧問役として用い得る。伏して願うのは、特に召して試験を賜りたいということである。もし推薦が事実に関わぬなら、臣は朝廷の法に従って罪を負う。今ご裁可を仰ぐ。）

とあり、また、『欧陽文忠公集』卷一一六、河東奉使奏草卷下、「繳進劉義叟春秋災異奏狀」に、

右臣近曾薦舉澤州進士劉義叟，學通天人禍福之際，如漢歆、向、張衡、郎顗之比。乞賜召試，升之朝廷，可備顧問。臣今有收得劉義叟所撰春秋災異集一冊，其辭章精博，學識該明，論議有出於古人，文字可行於當世，然止是義叟所學之一端。其學業通博，詰之不可窮屈。其文字一冊，臣今謹具進呈。伏望聖慈下兩制看詳，如有可採，乞早賜召試。謹具狀奏聞。

（右、臣は近ごろ沢州の進士・劉義叟を推薦し、その学は天人と禍福の分際に通じ、漢の劉歆・劉向・張衡・郎顗に比すべきであるとして、召して試験を賜り、朝廷に登用して顧問の用に備えられたいと願い出た。このたび臣は、劉義叟の撰になる『春秋災異集』一冊を入手した。その文章は精緻で博大で、学識は周到で明らかであり、議論には古人を超えるところがある。文字は当世にも通用し得る。ただし、これは義叟の学の一端にすぎない。彼の学業は広く通博で、問い詰めても尽きることがない。その文章の一冊を、臣はいま謹んで進呈する。伏して聖慈におかれては、両制に下して詳しく閲覽させ、採るべきところがあるなら、速やかに召して試しを賜りたい。謹んで状を具して奏聞する。）

とあるように、劉義叟をめぐる二つの文書は、人事任免の問題でありながら、河東の辺境の空間を押し出している。現地で探しているのは将率だけではなく、情報を読み、兆しを解釈し、判断の言葉を整える知の担い手でもある。澤州の進士が郷里で称賛され、經史に通じ、治乱を語り得る人物として取り上げられるという事実それ自体が、

州県社会に学問と名望の基盤があり、そこから中央へ接続しうる人材が生まれていたことを示す。辺境は周縁に見えても、科学的な教養と地域評判の回路は働いており、人材の評価は軍功だけで決まらない。また、学の内容として天人や禍福の分際が強調される点は、当時の政治実務の側に、災異や兆候を無視できない現実があったことを示唆する。戦争か和平かの粗い二分より、揺れる局面をどう説明し、どう納得させ、どう処置の根拠に変えるかが問題になる。とりわけ辺境では、異変や災害が直ちに徴発・輸送・軍需に跳ね返り、前線の緊張と民の負担を同時に押し上げる。そうした環境下で、災異を整理し、過去の典拠に照らして語る能力は、単なる学芸ではなく、統治の言語資源として価値を持ち得た。第二の奏状では、『春秋災異集』が手に入り、さらに朝廷へ繳進され、両制の看詳に付されるという流れは、河東の地で生まれた文本が、都の審査装置へ乗せられるだけの流通と手続が整っていたことを物語る。距離のある辺境であればこそ、人物の真偽は作品や文面で確かめられる必要があり、登用は期待と検証の往復を伴う。その往復が可能であった点に、中央と辺境を結ぶ回路の現実が見える。

さらに、提出された著作が災異を主題とすることは、辺境社会の関心領域を逆照射する。災害や異変は生活と軍政を同時に揺らす。だからこそ、それをどう意味づけるかが統治の安定に関わる。春秋学の枠で災異を編むという構えは、古典によって現実を説明し直す作業であり、前線の不確実性を言葉に収める技術でもあった。これらの文書から浮かぶ河東の姿は、軍事緊張のただ中にありながら、州県の学問的資源や文本の往来を通じて、政策判断のための知をも求め続ける地域であったという点にある。

2.5.4 河東 36・37

『欧陽文忠公集』巻一一六、河東奉使奏草卷下、「挙陸詢武劄子」

臣昨奉使河東、得西頭供奉官、并代州駐泊都監米光濬、西京作坊使、并代州鈐轄王凱、四方館使、并代州鈐轄張亢、内殿承制、并代州都監郝質、供備庫使、并代州都監田肱、崇儀副使、麟府路都監王吉等六狀、各爲進士陸詢武有材勇、久在邊上、累曾隨諸將戰鬥、乞朝廷錄用。臣亦曾召詢武詢問。其人曾應進士舉、熟知邊事、通習兵書、善弓馬、有膽勇。伏乞朝廷特賜收錄、與一借奉職或縣尉名目安排、令於邊防或內地多賊縣分展效。如後本人犯入己贓及不如舉狀、臣並甘同罪。今取進止。

(臣は近頃河東へ奉じて出使した際、西頭供奉官で并・代州駐泊都監の米光濬、西京作坊使で并・代州鈐轄の王凱、四方館使で并・代州鈐轄の張亢、内殿承制で并・代州都監の郝質、供備庫使で并・代州都監の田肱、崇儀副使で麟府路都監の王吉の六名から、それぞれ状を受け取った。いずれも、進士の陸詢武は才勇があり、長く辺境に在って、たびたび諸將に随って戦闘にあたってきたので、朝廷に登用していただきたい、という内容である。臣もまた詢武を召して面談した。詢武はかつて進士科を受験したことがあり、辺境事情に通じ、兵書にも通曉し、弓馬に長け、胆力と勇気を備えている。伏して願うのは、朝廷が特にこれを録用し、仮に奉職あるいは県尉の名目で任を与え、辺防の地、または賊の多い内地の県で働かせ、その才能を発揮させていただきたい、ということである。もし後日、本人が私贓を犯し、または推薦状のとおりでないことがあれば、臣も同罪を甘んじて受ける。今ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、河東の前線が、武官だけで人材需要を賄い切れない環境にあったという点である。進士の陸詢武について、複数の代州駐泊・鈴轄・都監級の将校がそろって状を出し、朝廷に録用を求めている。現場の将校団が使える人を名指しで中央へ押し上げる情報が、すでに常態化し、戦闘が散発しているからこそ、誰が戦場で動けるかは机上の履歴より現地を目撃に依存する。その依存が、この連署の形を取らせている。陸詢武の人物像も、辺境の需要に合わせて輪郭が整えられている。科举受験歴がありつつ、長く辺上にいて、戦闘随行の経験を重ね、兵書にも通じ、弓馬に巧みで胆勇がある。要するに、文の素養と武の技能が同時に求められる局面があったということである。河東の防備は、単に兵を集めて並べる作業では回らない。地理と敵情を踏まえ、命令を理解し、運用に落とし込む人間が要る。進士としての素地がここで評価されるのは、前線の判断が文書行政や命令系統と切れていないからであり、武芸だけでは埋まらない隙間が存在したことを示唆する。

2.5.5 小結

本節で扱った諸文書を通覧すると、人事は辺境統治を動かすための起点として配置されていることが分かる。随行者の選定から始まり、将率の留任・免勘・再挙、要地の通判への補任、進士の録用に至るまで、いずれも現場で実際に回る力量をどこから確保するかという課題に収束する。しかも、その力量は一つの尺度で測り切れない。吏治の手際、軍紀を支える裁断、地勢と敵情の把握、命令を理解して運用へ落とす力、さらに不確実性を説明する言語資源までが、同じ統治の要件として並ぶ。

まず郭固の随行は、奉使が現地で判断を積み上げる前提として、情報整理と論点形成を担う人員を先に確保しようとする動きであった。次に米光濬をめぐる三件は、要地の統率が個人の経験蓄積に強く依存し、交替がそのまま防備の弱体化に連動し得るという現場感覚を示す。とりわけ逃軍処断をめぐる免勘の請いが挟まることで、辺境が軍律だけで完結する空間ではなく、転運・司法・監察の回路が交差する行政空間でもあったことが前面に出る。したがって久任を求める言説は、単なる情誼ではなく、地勢条件と統制の脆さを踏まえた実務上の判断として理解できる。孫直方の推挙は、要地の安定が州政の中枢にかかっていたことを押し出す。通判の職は軍民の接点で生じる摩擦を調整し、財用の決定や官吏統制を束ねる位置にある。ここが弱ければ、軍事措置だけでは持ちこたえにくい。さらに劉義叟の件は視野を広げ、辺境が知識人層を欠く周縁ではなく、州県社会に学問と名望の基盤があり、そこから中央へ接続し得る人材が現実存在したことを示唆する。加えて災異をめぐる著作の提出と看詳の回路は、政策判断を支える説明枠が、軍政や財政と並行して求められていたことを裏側から語る。そのうえで陸詢武の録用請願に目を向けると、文の素養と武の技能を併せ持つ人材が、边防だけでなく賊の多い内地でも必要とされた事情が見えてくる。辺境と内地は実務の上で切れず、治安と防備の要請が互いを引き寄せる局面があったのである。

要するに、本節の人事文書群は、侵境や軍紀といった圧力のもとで、統治を人の配置で補うしかない状況を語っている。以上より、人事は理念としてではなく、境界秩序を維持するための資源配分として、きわめて具体的に扱われていると言える。

2.6 本章小結

「河東奉使奏草」を手掛かりに本章を通覧すると、辺境統治が軍事の領域にとどまらず、財用・賦役・人事を巻き込みつつ成り立つことが見えてくる。前線の運用に要する手当は、州県の動員、供輸、農地利用の制限へと直結し、そのしわ寄せは地方社会の負担として具体化する。奏草は、この負担をどこまで許容し、誰がどう引き受けるべきかという線引きを、政策言説の核心として提示している。

軍政改革・軍事防務の論点は、急場の措置を並べ立てるというより、平時の備えと運用の持続性に重心が置かれていた。賦役財政や供輸をめぐる議論も、単なる節用ではなく、配賦や専売の整理を通じて軍を支える仕組みを組み替えようとする。焦点となるのは制度設計の巧拙だけではない。手続が現場で生む摩擦をどう抑え、摩擦が辺備の実効を損なう回路をどこで断つかという問題である。

禁地耕作の扱いは、その摩擦が土地利用の現場で露出する一例であった。防衛の合理性を帯びた境界の設定は、凶作や生計圧迫のもとでは侵占・争界を誘い、かえって警備と統制の負担を増幅させる。さらに人事任免の文書群は、同じ制度でも、実施する人と権限の配置が噛み合わなければ期待どおりに働かないことを繰り返し示した。制度と人事は別々に論じ切れず、両者の接続の弱さがそのまま辺防の脆さに転化するのである。

以上を踏まえ、次章では河北奉使奏草を同じ視角から読み、河東で浮かび上がった論点が河北ではどのように組み替えられるのかを確かめたい。あわせて第四章では両地域を対照し、奉使という制度的位置が、問題設定と政策語彙の選別にどのように作用したのかを整理する。

第三章、河北奉使奏草の分析

3.0 本章の視角

第三章は、欧陽脩「河北奉使奏草」を対象とし、前章と同様に、語彙の選び方と論理の運びに沿って読解を進める。河北篇では保州兵変後の軍情処理が前景に立ち、転運使・提点刑獄司といった文臣官司が軍事へ関与する際、どのような権限と手続が必要とされたのかが露わになる。判断の主体がどの文言で立ち上げられ、どの経路で情報が集約されるのかを追ひ、軍政と防務が成立する条件を確認する。

以下では、整理の便宜上、第二章で用いた五類型（軍政改革・軍事防務・辺境統治・賦役財政・人事任免）に沿って論点を配する。ただし関心は分類そのものにはない。河北篇が諸課題をどの順序で提示し、どこに力点を置いたかを見たい。まず軍政改革類で合議の許可、教閲命令への応答、情報共有の回路を検討し、ついで軍事防務類で兵の編成、軍需物料、製作体制、築城動員をめぐる言説を追う。

3.1 軍政改革

軍政改革類は、保州をめぐる切迫した軍情を出発点としつつ、転運使・提点刑獄司など文臣官司が軍事に関与する際の権限と手続を整える文書群である。欧陽脩は軍政を武断や臨機の采配として語り立てず、合議に加わる根拠、命令の射程、報告が集まる経路を一つずつ確定し、官司間の分担を調整していく。前線の勇猛だけでは軍情が支えきれないという状態が、こうした言い回しの選択に滲む。

3.1.1 河北 01「乞許同商量保州事劄子」

河北奏草のうち保州兵変を扱うものは、反乱の鎮圧を語る以前に、危機が立ち上がった瞬間の現場をそのまま写し取る。本節では、河北 01 を手がかりに、驕兵がもたらした河北の緊迫と、そこで求められた意思決定の枠組みがいかに組み替えられようとしたかを確認する。

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞許同商量保州事劄子」に、

臣準敕差充河北轉運按察使、伏見河北驕兵作過、見據保州、招之未肯開門、擊之未能速破。諸將集於城下、而進退攻取未有定計。臣今偶被獎擢、俾當繁使。至於應副糧草軍須之類、皆有司之常事、臣雖竭力供職、未足以稱陛下用臣之意。臣今欲乞每遇軍馬攻討招撫應干保州事宜、許臣與田況、李昭亮等同共商量施行、庶幾愚慮、有裨萬一。如允臣所奏、乞特降聖旨劄子付臣、及乞劄與田況等。今取進旨。

(臣は勅命を受けて河北轉運按察使に任ぜられた。河北では驕兵が騷擾を起こし、保州に拠っているが、招諭しても門を開かず、攻めても速やかに落とせていない。諸將は城下に集まっているものの、進退や攻取について定まった方策がない。臣はたまたま拔擢されてこの重い使任を担うことになったが、糧草・軍需の手配といったことは本来、有司の常務である。臣が力を尽くして職務を果たしたとしても、それだけでは陛下が臣を用いられた御意に十分になうとはいいがたい。ついては、軍馬の攻討・招撫など保州に関わる事宜があるたびに、臣が田況・李昭亮らとともに相談し、施行できるようお許し願いたい。愚慮ではあるが、万一にもお役に立つところがあるかと思う。もし臣の奏をお認めくださるなら、特に聖旨の劄子を臣に下し、あわせて田況らにも劄を賜りたい。今ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、この劄子が映す河北は、軍事的危機が先行し、意思決定の枠組みが後追いになる局面である。驕兵の作過によって保州が占拠され、説得しても門を開かず、攻撃しても短期に陥ちらない。城下には諸將が集結しているのに、進退や攻取の方針が定まらない。つまり兵力の集中それ自体が解決に直結せず、むしろ方針不統一が長期化を招く条件になっていたと推しうる。ここで見えてくるのは、辺境における軍事行動が、攻討と招撫の二つの選択肢を常に抱え込み、その切り替えが難しいという事情である。包囲下の将帥は力攻を急ぎがちである一方、門が開かぬ以上は説諭の回路も捨て切れない。ところが、どちらを主軸に置くかの判断が揺れれば、兵の消耗だけが積み上がる。保州兵変がただの反乱鎮圧ではなく、時間と情報が意思決定を圧迫する政治軍事の案件であったことが、この短い文面から立ち上がる。

また、欧陽脩が自らの職掌を糧草・軍需の応副にとどめず、軍事運用の相談枠へ食い込もうとする点は、河北の戦場が兵站と指揮を切り分けて処理できない状態にあったことを示唆する。補給は常務として回る。しかし、それだけでは事態は動かない。要所は攻討・招撫の設計であり、そこに複数の有力者と同席して意見を合わせる手続が必要になる。軍政と財用、さらには行政的な統制が一体として動かないと、前線は停滞する。河北の驕兵問題は、統率の欠落がそのまま作戦の空転へ連鎖する典型例として捉えられる。さらに、この相談参加には朝廷の聖旨が要るとされる。現場で必要な調整ほど、名分の付与が欠かせないという現実がここにある。軍の側の独断でも、転運側の越権でも事態がこじれる。だから中央の命令を媒介にして協議権限を確保し、

関係者間の摩擦を抑えたうえで実行へ移す。辺境の危機対応は、武力だけでなく、権限配置と責任線を引き直す作業を伴っていたのである。

3.1.2 河北 03「乞不親教閱劄子」

『歐陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞不親教閱劄子」に、

臣近準中書劄子節文：河北宜選轉運使二員，密授經略之任，使其熟圖利害，陰爲預備，仰不住遍行巡歷，所到據城壁并烽火臺防城，動使・家事・衣甲・器械，一一覲步，仍躬親於教閱處試驗兵士鞍馬次第者。臣偶以不才，被此責任。若乃詢究軍民之利害，相度山川之險要，幹運芻粟，建易城寨，以至按察將吏，廉其否臧，營辦工材，督治器甲，如此等事，乃是朝廷密授臣經略之職，敢不盡心。至如躬親教閱，此則主兵之官日行常事。兼臣本司自有職事，凡於軍政既不精專，而又所至州軍一歲不過一兩次，暫時按視，難盡精詳，縱欲處置改更，未必皆當。況主兵之權，貴於統一，侵官失職，於理非便。臣今欲乞除點檢城壁、器甲，並依中書劄子內聖旨指揮外，所有轉運使、提點刑獄司等躬親教閱一事，乞更不施行。如允臣所奏，乞明降朝旨。

（臣は最近中書省劄子の節文を拝受した。河北では轉運使二員を選んで密かに經略の任を授け、利害を熟考して内々に備えを整えさせ、たえず巡歷して、到る所で城壁ならびに烽火台・防城をはじめ、動使・家事・衣甲・器械を一つ一つ点検し、さらに教閱の場では自ら兵士の鞍馬の次第を試験せよ、というものである。臣はたまたま不才ながら、この責任を負うことになった。軍民の利害を問い究め、山川の險要を考察し、芻粟を幹運し、城寨の新設・改築を図り、將吏を按察してその善惡を調査し、工材を調達し、器甲の整備を督する。これらのことは、朝廷が密かに臣に授けた經略の職分であり、心を尽くさぬわけにはいかない。しかし、みずから教閱を行うことは、もとより兵を主管する官が日々行う常務である。しかも臣の本司には本来の職掌があり、軍政に精通して専らに当たっているわけでもない。各州軍に赴くのも一年に一、二度にすぎず、短時間の按視では細部まで尽くし難い。たとえ改めようとしても、必ずしもすべて妥当とは限らない。加えて、兵権は統一されていることが肝要であり、他官の職掌に踏み込めば侵官となって職分を失わせることになり、道理にも適わない。よって臣は、城壁・器甲の点検については中書省劄子所載の聖旨の指揮どおりに行うとしても、轉運使・提點刑獄司等がみずから教閱を行う一事については、今後は施行しないようお願いしたい。もし臣の奏をお認めくださるなら、明確に朝旨を下していただきたい。）

とあるように、河北の危機が、監察の強化として制度化されつつあった点である。城壁・烽火台・防城の巡歷、家事や衣甲・器械の逐一確認、さらに教閱の場で兵士の鞍馬の次第まで試験するという指示は、前線の劣化が部分的な不具合ではなく、裝備・築城・勤務・訓練が連鎖して崩れる危険として理解されていたことを意味する。驕兵の作過が起きた地域では、兵の心だけを矯めても足りない。城防の実態、裝備の整備、などのことまで含めて、統制の総点検が必要だという認識が背後にある。ここでは辺境の統治が、兵站と施設、官吏統制を束ねた総合行政として捉えられていることがはっきりする。河北の危機対応が、軍を動かすだけでなく、供給線と制度運用をまとめ直す仕事であったという状況が読み取れる。

そのうえで本奏草が教閱について、本来軍隊を司る官員の仕事である教閱に対しては、歐陽脩はそれを直接担うのは軍政の専門性に欠け、巡歷の頻度も年に一二回程度

で精詳になりがたいという面が示される。さらに、主兵の権が統一されるべきだという一点である。教閲に踏み込めば、侵官失職となり、指揮系統が割れる。驕兵が問題化した局面で、統制を強めようとして権限を重ねると、統一が崩れてかえって兵が驕りやすくなる。この劄子は、その逆説を踏まえ、点検すべき領域と踏み込むべきでない領域を切り分ける。城壁・器甲の点検は命令通り行うが、自ら教閲することは施行しないよう求めるのは、監督の強化と統帥の一元化を両立させるための線引きである。要するに、本史料から見える河北は、危機を受けて監督が過剰に拡張しやすい環境にあった一方、その拡張が指揮の分裂を招く危険を内包していた地域である。城防・烽火・器甲・糧運といった物的な基礎の立て直しは急務であり、他方で訓練と統率は主兵機構に集約しなければならない。驕兵問題の核心が、兵の規律だけでなく、権限配置と責任線の設計に及んでいたことを示している。

3.1.3 河北 09「訪問逐州利害牒」

軍情の処理は、城下の合議だけで完結しない。欧陽脩は、一度の巡歴で把握し尽くすことの限界を認め、各地の利害・弊病を文書で細かく書き出させ、しかも秘して当司へ直接届けさせる回路を示す。

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「訪問逐州利害牒」に、

當司勘會轄下州、軍、縣、鎮地里闊遠，戸口、財賦、兵甲甚多，逐處官吏所見公私利病，竊慮當司巡歴未到之間，無由一一詢訪，須議專行公文者。牒具如前。事須牒某州，候到，仰遍牒在州及外縣、鎮官員。内有見得本路及本職務不便事件及民間弊病，可以興利除害者，並密具文字子細條列，直赴當司投下，以憑看詳可否。

（当司として勘案するに、管轄下の州・軍・県・鎮は地理が広く隔たり、戸口・財賦・兵甲も多い。各地の官吏が見聞する公私の利害・弊害について、当司が巡歴して未到の間は一つ一つ聞き取るすべがない。ゆえに、専ら公文をもって報告させることを議すべきである。牒の趣旨は以上のとおりである。ついては某州に牒を発し、到着次第、州内および州外の諸県・鎮の官員へ広く牒で知らせよ。そのうち、本路および当職の務めにおいて不便な事案、また民間の弊害で、興利除害に資するものがあれば、いずれも密かに文書を作り、細目を条別して当司へ直接提出し、可否の精査に供するようにせよ。）

とあるように、この牒が前提に置くのは、河北路の行政空間が広く、しかも統治対象の密度が高いという現実である。州・軍・県・鎮が分散になり、戸口・財賦・兵甲が多いのである。これだけで、前線の緊張が軍事だけの問題ではなく、人口管理、財政徴収、兵の把握と装備、役務の割当てが絡み合う地域であったことが分かる。各地の官吏が見ている公私の利病が多岐にわたるという言い方も、その複雑さを裏側から示している。そのうえで、この文書は巡歴の限界を率直に認める。巡歴は必要だが、未到の時間帯が必ず生じ、その間に情報は取りこぼされる。距離が長いほど、把握の遅れが政策の遅れに直結する。したがって、現地を歩くことに加えて、公文を専行して情報を吸い上げる仕組みが要するという判断が立つ。ここに見える辺境の状況は、問題が散在し、しかも時間差を伴って立ち上がるため、統治の成否が情報収集の方法に左右されるという点にある。

また、「密具」と示すところに、河北の政治社会の緊張が滲む。弊病の指摘は利害を刺激し、告発は報復や摩擦を呼び得る。だから密達が必要になる。これは、監察の

対象となる問題が、単に技術的な欠陥ではなく、人と利の結び目に触れていたことが推測できる。

3.1.4 河北 33・34

河北 33「乞預聞邊事」は、欧陽脩が河北都轉運使として「密授經略」の任を受けながら、肝心の沿辺軍事情報から排除されるという矛盾を、具体例を挙げて是正しようとする文書である。

『欧陽文忠公集』卷一一八、河北奉使奏草卷下、「乞預聞邊事」に、

臣昨蒙朝廷選擢差充河北都轉運使之日、授到付身不下司劄子、云：“河北宜選有文武才識轉運使二員、密授經略之任、使其熟圖利害、陰爲預備。”以臣非才、誠不當文武才識之目。其如朝廷責任之意、然而必欲密爲經略、熟圖利害、則須外詳邊鄙之事、內不爲朝廷所疑。竭慮盡心、猶恐不副委寄。檢會去年定州軍城寨、爲北虜於石臼子口侵入內界、卓立鋪屋、本寨爲地分不屬沿邊安撫司、遂依例申報轉運司。無何、安撫司並不勘會不係地分、便發怒妄奏軍城官吏不合申轉運司、乞行取勘。又蒙朝廷更不照會、便下轉運司詰問軍城官吏。賴本寨引執元降敕條分明、臣與本寨主等偶免罪譴。其不屬安撫地分、合申轉運司者尚如此、其他沿邊係安撫司地分、固不得與聞矣。昨來北虜於安肅軍北欲移界標南侵、邊臣既承例不以事報轉運司。臣心不能安、因以手書問知軍待其濬、濬亦不敢答。又昨臣寮有起請復支保州沿邊巡檢兵士口食者、是臣本路本司職事。竊聞本爲小人上言、不識事體、乞不下轉運司、朝廷因此只下程琳一面相度、臣竟不得與聞。臣既親蒙密授經略之任、使其圖利害、爲預備、而外則邊防之事了不聞知、內則不足爲朝廷取信、而本司職事亦不得與議。平日無事之時、尸祿而居、尚當憂愧。況聞近日邊鄙頻有事端、飛狐界上興立城柵、漸貯甲兵。又於銀坊、冶谷以來壘石爲城、包侵南界、大役人夫、卓立堡寨。竊慮嚮去沿邊別有事宜、臣既授上件劄子內委任之意、凡事不可不知。兼臣體問得舊日邊上州軍事宜並申轉運司、只自通和後漸廢。臣今欲乞應係沿邊事宜自來申報安撫、部署司者、亦乞令逐州軍申報轉運司。所貴稍得與聞邊事、至於儲畜糧草、修城池器械、亦量酌事體緊慢、不至乖方。其間愚慮或有所長、更冀裨助萬一而少副委任之意。如允臣所請、乞明降指揮。取進止。

（臣が朝廷に選び抜かれて河北都轉運使に任ぜられた日に、付身の劄子を賜った。そこには「河北では文武の才識ある轉運使二員を選び、密かに經略の任を授け、利害を熟慮して内々に備えよ」とある。臣は不才で、文武才識の名に当たらないのはまことに恐縮である。しかし朝廷が責任を負わせ、密かに經略して利害を熟図せよとする以上、外にあっては辺境の事を詳しく知り、内にあっては朝廷に疑われぬようにしなければならない。心を尽くしても、なお委任にかなわぬことを恐れる。昨年のこととして、定州の軍城寨が北虜に石臼子口から內界へ侵入され、鋪屋を立てた。本寨は地分が沿邊安撫司に属さないため、例により轉運司へ申報した。ところが安撫司は地分に当たらぬことを勘会せず、怒って妄奏し、軍城の官吏が轉運司に申すべきではないとして取勘を求めた。さらに朝廷も照会せず、直ちに轉運司に下して軍城官吏を詰問した。幸い本寨が、もと下された敕条が明白であることを引き、臣と寨主らはたまたま罪譴を免れた。安撫司に属さず轉運司に申すべき事でさえこの有様である。まして沿邊で安撫司の地分に属する事は、当然ながら臣が聞くことはできない。先ごろ北虜が安肅軍の北で界標を移し、南へ侵そうとしたが、邊臣は例により轉運司へ報じなかった。臣は心が落

ち着かず、手書きで知軍の侍其濬に問いたしましたが、濬も答えることを憚った。また近ごろ臣の僚属が、保州沿辺の巡検兵士の口食を復支することを請うた。これは本路の本司の職事である。ところが小人が事体を知らずに「転運司へ下すな」と上言したと聞き、朝廷は程琳にのみ相度させ、臣はついに与り聞くことができなかった。臣は自ら密かに経略の任を授かり、利害を図って備えよと命じられているのに、外では辺防の事をまったく聞き知ることができず、内では朝廷の信任を得るにも足らず、さらに本司の職事にも議することができない。平素、事のないうちでさえ禄を食んで坐すだけなら、なお憂い恥じるべきである。まして近ごろ辺境では事端が相次ぎ、飛狐の境では城柵を興して甲兵を蓄えつつある。さらに銀坊・冶谷のあたりから石を積んで城とし、南界を包み込むように侵し、人夫を大いに動員して堡寨を立てているという。今後、沿辺に別の事が起これば、臣は付身劄子に示された委任の趣旨からして、何事も知らぬでは済まない。あわせて臣が実情を尋ねたところ、旧来は边上の州軍の事宜はすべて転運司にも申報していたが、通和以後しだいに廢れたという。ついては、これまで安撫司・部署司に申報してきた沿辺の事宜についても、各州軍から転運司へ併せて申報させたい。そうすれば辺事を多少なりとも知ることができ、糧草の貯えや城池・器械の修治についても、事の緊慢に応じて量って処置し、道を外すことがない。愚慮ながら、万一にも助けとなり、委任の趣旨にわずかでも応えたい。もし願いをお許しくださるなら、明確に指揮を下していただきたい。ご裁可を仰ぐ。)

とあり、『欧陽文忠公集』巻一一八、河北奉使奏草卷上、「再奏」に、

臣近曾奏爲先授朝廷密旨，令熟圖河北利害，陰爲預備。然邊防事意，元不與聞，乞今後沿邊事宜並令申報轉運司，至今未奉朝旨者。臣伏以轉運使雖合專掌錢穀，不與兵戎，然河北事體不同他路，故授之密旨，常使經營。況今沿邊知州、武臣，不過諸司使、副已下，其通判，即是常參、初入京朝官等。臣被朝廷責任，比沿邊知州、通判，故不爲輕。下至機宜司手分，亦是轉運司所差，並得盡聞機宜事，臣之本司獨不得與。且臣愚慮，非欲侵邊臣之權，攬事多管，以招罪累。蓋臣所職糧草錢帛蓄積之備，其賦斂緩急，須量邊事緊慢，以至按察沿邊將吏能否，亦要知其處事如何。伏望朝廷細詳元降不下司劄子內事意，及比類沿邊通判、初入京朝官等，許本司今後與聞邊事。所有沿邊申到事宜，即不得直便行遣文字，苟有所見，須令密具奏陳，不得下司漏洩。如此，則本司得知邊事緩急，凡於計置準備，不至緊慢乖方，而又愚見苟有所思，亦得少裨萬一。取進止。

(臣は先ごろ上奏して、朝廷から密旨を授かり、河北の利害を熟慮して内々に備えるよう命じられているのに、辺防の事はもとより聞くことができないので、今後は沿辺の事宜をすべて転運司にも申報させてほしいと願い出た。しかし今日に至るまで、まだ朝旨を賜っていない。臣が思うに、転運使は本来、錢穀を専らに掌って兵戎には与らないとはいえ、河北の事情は他路と同じではない。だからこそ密旨を授け、常に經營させようとするのであろう。しかも今、沿辺の知州や武臣は、せいぜい諸司使・副使以下であり、その通判も常参や新たに京朝官に入った者などである。臣は朝廷から責任を負わされている以上、沿辺の知州・通判より軽いはずがない。さらに機宜司の手分に至るまで転運司が差した者で、機宜の事は悉く聞き得るのに、臣の本司だけが与り聞けない。もっとも臣の愚慮は、辺臣の権限を侵して事を抱え込み、罪を招こうというものではない。臣の職掌は糧草・錢帛の蓄積と備えにあり、賦斂の緩急を定めるにも、辺事の緊慢を量らね

ばならない。また沿辺の將吏の能否を按察するにも、その処置の実際を知る必要がある。伏して願うのは、朝廷において、もと下された「不下司劄子」の趣旨を細かく照覧し、沿辺通判や初入京朝官らと比較して、本司が今後は辺事を知り得るよう許していただきたいということである。ただし、沿辺から申到した事宜については、直ちに文字で行遣してはならない。何か見解があれば、必ず密かに奏して陳述し、決して下司に漏洩してはならない。そうすれば本司は辺事の緩急を把握でき、計画と準備において緊慢を誤ることもなく、また愚見ながら、万一の助けともなり得る。ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、この二つの文書で欧陽脩が繰り返し述べるのは、河北都轉運使に対して密旨で経略の任を与えながら、肝心の辺防情報が轉運司へ届かないという制度上の捻じれである。そうすると、外では辺境の実情を把握できず、内では朝廷からの信任も得にくいという状態になり、日常の職務運用そのものが不安定になる。定州軍城寨の申報をめぐる経緯は、その不安定さがどのように生まれるかを具体的に示している。敕条に従って轉運司へ報告しただけで、沿辺安撫司側からは越境とみなされ、朝廷の詰問も轉運司へ落ちる。結果的に免れたのは、規程を示せたからである。逆に言えば、管轄の境目や申報先の共通理解が弱い状況では、規程に沿って動いても罪責の対象になり得る。こうした経験が積み重なるほど、現場は報告を控え、情報がさらに細る。安肅軍の界標移動の兆しについて私信で問うても相手が答えを避ける場面は、情報遮断が習慣化していることを端的に物語る。

「再奏」では、欧陽脩が河北では辺事の緊慢に即して糧草・財貨の備えを組み立てねばならないという実務論に引き寄せ、与聞の必要性を整理している。賦斂の緩急、糧草の蓄積、器械の準備は、辺境の動きと切り離せない。飛狐界上での城柵の興立や、銀坊・冶谷一帯での築城と人夫動員といった近時の動静を挙げるのも、軍事の話題を誇張するためではなく、供給と労役の負担が直ちに地域社会へ降りてくる局面を示すためである。したがって彼の要請は、権限の奪取ではなく、沿辺からの申報回路を轉運司にも接続し、受けた情報は直ちに処断せず密かに奏陳するという形で、機密と準備の両立を図ろうとする提案として位置づけられる。

3.1.5 小結

本節が扱った軍政改革類は、保州をめぐる危機を起点に、現場の軍事行動が先行し、意思決定の枠組みが後追いで整えられていく局面を示したものである。河北01では、諸將が城下に集結しても進退・攻取の方針が定まらず、兵力の集中だけでは事態が動かない状況が露わになる。そこで欧陽脩は、轉運按察使として糧草・軍需の応副にとどまらず、協議へ参加する名分と手続を求め、兵站と統帥判断を切り分けにくい現実を文書上で受け止めた。河北03は、巡歴・点検の強化が制度化されつつある一方で、教閲への直接関与は軍政の専門性や統帥の一元性を損ねるとして、踏み込む範囲を区切った点に特徴がある。監督を強めるほど権限が重なりやすい辺境の環境を前提に、点検すべき領域と避けるべき領域を整理し、統制の強化と指揮系統の統一を同時に成立させようとしたのである。さらに河北09と河北33・34は、河北路の広域性と統治対象の密度の高さのもとで、巡歴だけでは情報が欠落し、また密旨で経略を命じられた轉運司が肝心の辺報から遮断される制度上の捻じれを浮かび上がらせた。欧陽脩の要請は、沿辺の申報回路を轉運司にも接続しつつ、受けた情報を直ちに処断せず密奏

に限定することで、機密と準備、財用運用と軍事判断の接点を制度として組み直す提案として位置づけられる。

こうして整えられた枠組みの上に、次節の軍事防務類では、兵の配置や軍需の調達といった具体の支えが問題として立ち上がる。

3.2 軍事防務

軍事防務類では、焦点が前線の運用から、それを支える編成・物料・製作・動員の手当へ移る。ここで語られるのは勇壮さではなく、物資と人力の経路が詰まったとき、現場だけでなく地方社会にも歪みが連鎖するというものである。

3.2.1 河北 19「乞真定府分驍武兵士別作指揮」

まず兵の編成に関わる手続である。河北宣撫使司の指揮を受け、真定府の驍武・雲翼を割いて別指揮を立てる件が示される。

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞真定府分驍武兵士別作指揮」に、

臣勘會昨準河北宣撫使司指揮，真定府驍武、雲翼共五指揮各以五百人爲一指揮外，共攢併出九百三十七人別爲兩指揮。本司已依近降樞密院劄子，未敢分擘，先具分擘團併人數聞奏，聽候朝廷指揮去訖。臣檢會昨準宣撫司劄子，下河北諸路分併指揮，兼令轉運司應副本植、人工，修蓋營房。其諸處各爲少闕材木，未曾修蓋營房，仍未及分併指揮之間，已準樞密院劄子，令奏候朝旨。以此諸州兵士指揮，各未曾分擘，營房亦未敢脩蓋。惟有真定府一處，爲有見在木植甚多，於未降到劄子已前，尋便依準宣撫司指揮，踏逐到營房地，支撥一色新好材木，修蓋到營一座，即今將欲了手。元指定作驍武兵士，各爲住營內人多屋少，多是兩三家共住一間，經夏暑雨存住不得，爲見官中修營分擘指揮，人各忻然，遂其私便，各自用功修蓋，全不曾催督，只及月餘，已相次了手。竊慮朝廷元降劄子指揮內，有七百人已上處方許分擘，今來驍武三指揮各只是六百四五十人已上，以此不令分擘。又慮朝廷不見得本府驍武兵士已共力興工，蓋成好屋，今若却不令分擘，即恐兵士已指望上件營房屋住，頓然失望，於軍情不便。伏乞朝廷特賜詳察。其諸州軍，即須候奏得朝旨，分定指揮，方得興蓋營房。其真定府一處已蓋了營屋者，伏乞早降指揮，許令將驍武兵士分擘爲一指揮，於新蓋成營內居住。所貴下順軍情，別不生事。仍乞檢會部署司前奏人數，早賜施行。取進止。

（臣が勘案するところ、先ごろ河北宣撫使司の指揮により、真定府の驍武・雲翼の兩軍は、五指揮を合わせ、本来各指揮は五百人とする定制とは別に、兵を集めて九百三十七人を出し、これを別に二つの指揮に編成することとなった。本司はすでに近ごろ下された樞密院の劄子に従い、みだりに分割・再編を行うことを憚り、まず分割・統合の人数を具して奏聞し、朝廷の指揮を待っている。また臣が照会するに、先に宣撫司の劄子で河北諸路に対し指揮の分併を命じ、あわせて転運司に木材と人夫を手配させ、営房の修築を行わせるよう指示していた。しかし各地は材木がやや不足し、営房の修築はまだ行われていない。しかも指揮の分併に着手する前に、樞密院の劄子で「奏して朝旨を待て」と命じられたため、諸州の兵士指揮はいずれもまだ分割されておらず、営房もまた修築を敢えてしていない。ただ真定府だけは、現に木材が多く、劄子が届く以前に、宣撫司の指揮に

従って営房用地を踏査し、新しく良質の材木を支給して一座の営房を修築し、今まさに完成しようとしている。もと指定では驍武の兵士が入営することになっていたが、営内は人が多いのに家屋が少なく、多くは二、三家で一室を共同使用しており、夏の暑さや雨の季節には住み続けるのが難しかった。官が営房を修築し、指揮を分撃するということで、兵士はみな喜び、それぞれの便宜で自ら労して修築に加わり、督促を要することもなく、一か月余りで次々に仕上げてしまった。しかし、朝廷もとの劄子には「七百人以上のところに限って分撃を許す」との指揮があると聞く。ところが今、驍武の三指揮はそれぞれ六百四、五十人余にすぎず、このため分撃を認めないことになるのではないかと懸念している。加えて、朝廷が真定府の驍武兵士が力を合わせて工事を興し、良い屋舎を建て終えた実情をご覧にならず、もし分撃を許されないとすれば、兵士はすでにこの営房に住めるものと期待しているだけに、突然の失望を招き、軍情の上でも不都合が生じかねない。伏して朝廷におかれては、特に詳しくご考察いただきたい。諸州軍については、奏して朝旨を得て指揮を確定してから、はじめて営房の修築に取りかかるべきである。これに対し、真定府の一か所はすでに営房を建て終えているので、早く指揮を下し、驍武兵士を分撃して一指揮とし、新たに完成した営房内に居住させることを許していただきたい。そうすれば下は軍情に従い、別に事を生じることもないであろう。あわせて、部署司が先に奏した人数を照会のうえ、速やかに施行されたい。ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、宣撫司は指揮の再編を命じ、転運司に木植と人工の応副を求めるが、枢密院は奏して朝旨を待てとする。指揮が並走すると、諸州は分撃にも修営にも踏み出しにくくなる。動けば責任が生じ、止まれば不備が残るという状態である。真定府だけが先に工事を進められたのは、見在の木植が多かったからであり、資材の有無が、そのまま防備の進度差をつくる。しかも営内は人が多く屋が少ない。二、三家が一間を共用し、夏の暑雨に耐えにくいという記述は、戦時の話ではないが、軍の規律と健康を揺らす要因として十分に重い。居住条件の悪さは、逃亡や紛擾の温床になり得るからである。

兵士が自ら用功して短期間で営屋を仕上げた点も見える。官が材木を支給し、兵が労力を出すかたちで、修営は半ば自発的な動員として進む。ここには、辺境の防務が住居改善という切実な利害に支えられて回る側面がある。反面、期待が外れたときの反動も大きい。欧陽脩が早い指揮を求めるのは、規程上の人数要件に触れる可能性があるからである。七百人以上でなければ分撃を許さないという基準に照らせば、真定府の驍武は外れるかもしれない。しかし営屋は既に完成し、兵士は入居を見込んでいる。ここで不許可になれば失望が軍情の不便につながり、別の事を生みかねない。辺境社会の実態としては、編制の技術論と営房の現実、そして軍心の管理が一体であり、どれか一つの遅れがそのまま防務上の不安定さになる、ということはここで垣間見える。

3.2.2 河北 24「乞置弓弩都作院」

物料の確保と並んで、製作体制そのものも論点となる。都作院の設置を求め、監官・工匠・法式・賞罰を整えることで、品質の向上と点検可能性を同時に確保しようとする。

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞置弓弩都作院」に、

當司勘會近曾擘畫，乞於磁、相州置都作院打造兵器，已蒙朝廷依奏，及差到監官等，見催促磁、相州蓋造營房作院，及抽束工匠打造一色精好器械次。切緣磁、相二州只是鐵作院，所有弓弩元未曾別有擘畫。當司今相度得西山一帶所產弓弩良材甚多，自來係相州盤陽務採斫，應副諸處使用。今欲乞就近於邢州置都作院一所，專打造一色好弓弩，久遠甚爲利便。蓋緣弓弩二物，於兵器之中最難打造，尤要精專，至於煎膠、披筋，各有法度，燥濕寒暑有日時，製造遲速之間，若一事不精，遂不堪用，兼亦不久易損壞。見今諸州軍弓弩，造作之時既皆草草，造成不久尋復損壞，又須從頭修換，一番修換未了，一番已却損壞。即目諸州並不暇打造新弓弩，只是終年修換，舊者積壓，無由了絕。有打造成後，不曾經使，已修三五次者。修換既頻，轉不堪用，虛費人功物料，久遠悞事不細。其弊如此，蓋由散在諸州打造，工匠及監官皆不齊一，本司亦難爲點檢故也。若蒙朝廷許置都作院，即選得專一監官，束擇精好工匠，製定工料法式，明立賞罰，可以責成，兼亦易爲點檢者。

右謹具如前。所有磁、相州鐵作院，并今來起請弓弩都作院，創置事初，合立規法。欲候朝旨，許置弓弩作院，創置事一就，條列續奏，乞賜指揮遵守施行次。伏乞早降指揮。謹具狀奏聞。

（當司として勘案するに、近ごろすでに計画を立て、磁州・相州に都作院を置いて兵器を製造させたいと奏請したところ、朝廷はこれを奏に従って許可し、監官らも派遣された。目下、磁・相兩州では營房と作院の建設を急がせ、あわせて工匠を選抜して、精良な器械一式を製作するよう取り進めている。ただし磁・相二州は鉄作院であって、弓弩についてはこれまで別途の計画がなかった。當司がいま検討したところ、西山一帶には弓弩の良材が多く産出し、従来は相州の盤陽務が伐採して諸方の需要に充ててきた。そこで近くの邢州に都作院を一か所置き、良質の弓弩だけを専ら製造させるなら、長期的にきわめて便利である。そもそも弓弩は兵器の中でも最も製作が難しく、とりわけ高度な専門性を要する。膠を煎じ、筋を掛ける工程にはそれぞれ法度があり、乾湿や寒暑にも日数が関わる。製作の遅速の間で一つでも不精があれば、たちまち用に堪えず、しかも長持ちせず壊れやすい。現状では諸州軍の弓弩は製作が総じて粗略で、完成後ほどなく損壊し、また最初から修理・交換を要する。修理が一巡しないうちに次が壊れ、いま諸州は新しい弓弩を作る余裕もなく、年中修理に追われるばかりである。旧品が積み上がって処理もできず、作った後に一度も使用しないまま三、五回も修理したものすらある。修理が頻繁になればなるほど却って使い物にならず、人手と材料をむだに費やし、長い目で見れば軍事上の支障も小さくない。このような弊が生じるのは、諸州に分散して製造しているためである。工匠も監官も統一されず、當司としても点検が難しい。もし朝廷が都作院の設置を許せば、専任の監官を選び、優れた工匠を選抜し、工料の規格を定め、賞罰を明確にして責任を持たせることができるうえ、点検も容易になる。

右、以上のとおり謹んで具申する。磁・相州の鉄作院、ならびに今回請い願う弓弩都作院はいずれも創設当初であり、規程を立てる必要がある。朝旨により弓弩作院の設置が許され次第、創設の諸事項を条列して追って奏し、指揮を賜って遵守・施行させたい。伏して早く指揮を下されるようお願い、謹んで状を具して奏聞する。）

とあるように、辺境の防務が使える武器が回り続ける仕組みによって支えられているという点がうかがえる。磁州・相州の都作院は動き出したが、弓弩だけは鉄作院の延

長では片付かない。工程が繊細で、煎膠や披筋の段取り、乾湿や寒暑の見極めが狂えば、出来上がりはすぐに崩れる。現場で壊れやすい武器が増えれば、戦備は積み上がらない。諸州軍の弓弩は粗造で、成って間もなく損壊し、修換が常態化する。新造に手が回らず、旧品が滞留し、直ってもなお堪えない。人と物は消えるのに、前線は問題が生じやすくなる。軍需が慢性的な修理仕事へ変質し、労力と資源が日々の補修に吸い込まれていくことが見える。

欧陽脩が邢州に弓弩専用の都作院を置こうとするのは、良材の産地が近く、調達の回路が既にあるからである。分散生産では監官も工匠も揃わず、規格も点検もばらける。集約して専任監官を置き、工料法式と賞罰を明確にし、点検しやすくもする。狙いは、修換の循環を切って品質を一定にし、長期的に軍需の浪費を抑えることにある。防務の側から見れば、武器の更新が回るようになって初めて、前線の備えが安定し、地域社会の負担も見通しを持てる。

3.2.3 河北 38「乞条制都作院」

前節で武器に焦点を絞り、分散生産が生む粗造と修換の循環を断つために、都作院の設置と統一的な法式・監督を求めたのに対し、本節は都作院がすでに動き出した段階で、その運用を長期にわたり崩さないための具体的な規程づくりへ踏み込む。つまり、設置の要請から、点検・配分・責任追及・奨罰までを含む実務の仕組みへ移り、武器の製造がここで明らかに見える。

『欧陽文忠公集』卷一一八、河北奉使奏草卷下、「乞条制都作院」に、

當司檢會，近蒙朝廷依奏，差到磁、相二州都鐵作院監當使臣二員，各已赴任訖。所有作院、工匠營房蓋造，亦已了畢。當司見揀選轄下州軍內打造得兵器精好處取樣，及於本路軍器庫內揀選往時經使舊兵器內試驗精利者取為樣。及申三司於南北作坊檢會工課料例，及於轄下抽揀工匠，令都作院依樣打造次。伏緣本路鐵、炭，出自磁、相二州。自來諸州軍不以遠近，並於磁、相般請生鐵，差占衙前，枉費脚乘，般於不出炭州軍，廣破官錢，買炭變煉。及散在逐州軍打造，監官多不得人，加又當司巡歷地分闊遠，每年內不過各到得一次，往往有不及到處，難為點檢。不惟虛破人工物料不少，兼更造成不精器械，久遠有悞使用。今來已蒙朝旨許置都作院，若制置得久遠不廢，本路兵器必皆精好，其利甚博。伏緣創置事初，合有諸般規式，今具畫一如後，伏乞朝廷特賜敕命指揮。所貴久遠官吏遵守施行。

一、都作院所造兵器，其閑雜不急名件，欲乞並不得打造。只令打造一色切要使用之物，箭頭、甲葉、槍、劍、手刀等，候打造成，於本州軍內送納。仍令別作一項封樁，專準備緩急支與合要州軍，除許轉運司支撥，本州不得專擅使用。所有其餘閑雜之物及修補舊器械，並令諸州軍量留工匠自造。

一、本路轉運、提刑共四員，欲乞每次季輪一員專至都作院點檢，將前季工課文字磨算。造到兵器，候見數，即依數點檢試驗。內手刀及劍，每一百口內抽揀三二十口，用甲葉或墮錢斫試鋼刃。箭頭亦於每一百箇內揀三二十箇，安入箭幹，用鐵甲、硬弓弩試射。槍亦試驗鋼刃。如是槍刀劍刃軟、卷、缺，及箭頭尖卷、鐔折，甲葉長闊厚薄不依斤重者，並勒專工匠等陪填打造，及等第區分。

一、都作院逐作工課，欲乞依本州作院起置工課文曆，監官與本州知州、通判、都監依例簽押及旬呈。如是一任內造到兵器，經轉運、提刑點檢，並無揀退，各得精好，即乞據造成萬數，批上曆子，理為勞績。內本監官將見監一任，理合入差遣得替，優與先次點差。如任內更有知州、提刑、轉運三人保舉，即乞與轉官酬獎。

如逐季點檢揀退三分已上，並晝時取勘，奏乞重行朝典。如知州、通判、都監，候一年終，如揀退三分已上，亦乞等第責罰。如揀退二分，本監官乞許本司量罪勘罰。如揀退不及分數，即工匠干繫人等，許點檢官員酌量勘斷。

一、河北一路諸州軍作院，欲乞且令依舊，內合行造作及合減罷者，乞許當司相度施行。候年歲間，都作院打造兵器各及萬數，可以應副諸處使用，即將諸州軍作院工作及舊有監官處，漸次減省。

右謹具如前。所有上件畫一事理，更乞朝廷特賜詳酌。如得允當，乞降敕命指揮下本司及磁、相州都作院及提點刑獄司等處，遵守施行。

（当司が照会するに、近ごろ朝廷は奏によって、磁州・相州の都鉄作院に監当の使臣二員を派遣し、いずれもすでに赴任した。作院および工匠の営房の建設も、すでに完了している。当司は管下の州軍のうち、兵器を精良に製作できている所から見本を取り、また本路の軍器庫にある往年の使用済み兵器のうち、試して鋭利・堅実なものを選んで見本とした。さらに三司に申して南北作坊の工課・料例を照会し、管下から工匠を選抜して、都作院に見本どおり製作させる手はずを整えた。そもそも本路の鉄と炭は磁・相二州から出る。従来は、諸州軍が遠近を問わず磁・相から生鉄を運ばせ、衙前を差し出して徒に脚力を費やし、炭を産しない州軍へまで運び、官費を多く割いて炭を買い、精錬してきた。しかも各州軍に分散して製作しているため、監官に適任者が得られないことが多い。加えて当司の巡歴範囲は広く、年に各地へ一度行けるかどうかで、行き届かない所もあり、点検が難しい。その結果、人工・物料をむだに費やすだけでなく、出来上がる器械も精密さを欠き、長期的には運用に支障を来しうる。いま朝旨により都作院の設置が許された以上、これを長く維持して廃れさせなければ、本路の兵器は必ず精良となり、利益はきわめて大きい。もっとも創設当初であるため諸般の規式を立てる必要がある。いま方針を次のとおり定め、勅命の指揮を賜り、後任の官吏まで長く遵守させたい。

一、都作院で製作する兵器は、雑多で急を要しない品目は一切作らせず、切要の軍器に限る。すなわち鏃、甲葉、槍、劍、手刀などを製作し、出来次第、本州軍へ納入させる。あわせて別に一項を封樁として封蔵し、緩急の際に必要な州軍へ支給する備えとする。支給は転運司の配給を経ることとし、本州が専断で使用してはならない。その他の雑品および旧器械の修補は、諸州軍が工匠を必要な範囲で残し、自前で行わせる。

一、本路の転運使・提点刑獄の計四員は、毎季（四半期）交替で一員が専ら都作院に赴いて点検し、前季の工課文書を精査・計算する。製作した兵器は、数量を確認したうえで数どおり点検し、試験を行う。手刀と劍は百口ごとに三、二十口を抜き取り、甲葉または墮錢をもって鋼刃を研って試す。鏃も百個ごとに三、二十個を選び、矢柄に装着し、鉄甲と強弓弩で試射する。槍も同様に鋼刃を試験する。刃が軟らかい、巻く、欠ける、鏃の先が巻く、鐔が折れる、甲葉の長短・広狭・厚薄が斤重どおりでない等の場合は、専任工匠らに弁償・作り直しを命じ、等級を分けて処置する。

一、都作院の各作の工課は、本州作院の創設時に定めた工課文曆に依拠し、監官が本州知州・通判・都監と例により連署し、旬ごとに呈報する。一任中に製作した兵器が、転運・提刑の点検を経ても退けられるものがなく、すべて精良であれば、完成した万数に基づいて曆子に批記し、功績として扱う。監官は交替差遣

に入る際、優先して次の差遣を与える。また知州・提刑・転運の三人が連署して保挙する場合は、転官による酬奨を乞う。反対に、毎季の点検で退けられるものが三分以上に達するなら、直ちに取り調べて奏し、朝典により重く処断してほしい。知州・通判・都監についても、年末に退けられるものが三分以上であれば等級に応じて処罰する。二分であれば、監官については本司が罪状を量って取り調べ・処罰することを許されたい。分数に満たない場合は、工匠その他関係人について、点検官が情状に応じて裁断する。

一、河北一路の諸州軍の作院は、当面は従来どおり存置し、製作を行うべきものと減罷すべきものは当司が相度して施行する。年を経て都作院の製作が各種万数に達し、諸処の需要に応じ得るようになった段階で、諸州軍作院の工役および旧来の監官配置を、順次減省する。

以上、謹んで申し述べた。右の方針につき、朝廷において特に詳しく斟酌のうえ、妥当と認められるなら、勅命の指揮を当司ならびに磁・相州都作院および提点刑獄司等に下し、遵守して施行させていただきたい。）

とあるように、前に弓弩都作院の設置を求めたのと同じ発想であり、鉄器も分散製造では品質が崩れ、修換ばかりが増えて軍需が瘦せる弓弩と同様に、材料の偏在と監督の弱さを放置すれば、数は出ても実用に耐えない器械が積み上がる。本文が問題にしているのは、河北の軍備が分散生産と遠距離搬送で恒常的に損をしている点である。鉄と炭は磁・相州に出るのに、諸州軍が遠近を問わず生鉄を運び、炭の出ない州では官銭で炭を買って変煉する。衙前の差占や脚乗の浪費が生じ、しかも各州で散在して打造するため監官が揃わず、転運司の巡歴も年に一度届くかどうかで点検が利かない。こうした条件の下では、人功物料が虚費となり、器械は不精で、いざ用いる局面で支障が出る。辺境社会の実態としては、戦時以前に、運搬・燃料・監督の欠陥が軍需を日常的に摩耗させ、負担だけが平時から積み上がっている。そこで都作院に造る物を絞り、切要の鏃・甲葉・槍・剣・手刀に集中させ、出来上がりを州軍に納めつつ、別項の封樁で緩急の備えに回す。本州が専擅できないようにし、転運司の支撥で配分をまとめる。前線の急変に備えるなら、必要物資を散らさず、どこにどれだけ回すかの回路を一本化の方が早い。季ごとに転運・提刑が輪番で点検に入り、工課を磨算し、現物を抜き取って研試しや射試しを行う。不良は工匠に陪填で作り直させ、揀退の比率で監官や州の責任者まで処罰・酬奨の対象にする。諸州軍の作院は当面残しつつ、都作院が万数を安定供給できるようになれば漸次減省するとして、供給が回る見通しを立ててから統合に進む。結局、弓弩都作院の議論と合わせて見えるのは、河北の防務が兵力の配置だけで成立していないということである。武器が壊れ、修理が終年化し、材料と労力が漏れ続ける状態そのものが、前線の手当を薄くし、地域の負担を固定化する。欧陽脩はそこを、製造の集中・規格化・検査・配分統制という形で抑えにかかっている。

3.2.4 小結

本節が示した軍事防務は、戦場の運用そのものというより、軍隊を支える編成・住居・物資・製作の手当が詰まったときに、軍の内部と地方社会の双方へ歪みが波及する、という現実である。真定府の事例では、宣撫司の指揮と枢密院の上奏してから待つという統制が並走し、現場は動きたくても動けない状態に置かれる。その隙間を埋めたのが木植の有無であり、資材がある場所だけが先に進む。しかも営内の過密と居

住条件の悪さは、軍心や秩序を揺らしうる。弓弩・鉄器の議論が掘り下げたのは、使える状態で回り続けるや否やである。分散製造は粗造と損壊を生み、修換が常態化して新造が追いつかない。そこで都作院の設置や条制は、産地・燃料・運搬の偏在を前提に、製造を集約し、規格を定め、点検と配分を一本化して、浪費を断ち切ろうとする試みとして位置づけられる。季ごとの点検、抜き取り試験、揀退率に応じた責任と奨罰の設計は、品質を「腕」ではなく制度で担保する発想であり、兵器製造を行政の管理可能な対象へ組み替えるものであった。

総じて、河北の防務が前線の勇猛では補えない層を抱えていたこと、そしてその層が運搬・燃料・工匠・監督・住居といった日常の条件に結びついていたことを明確にした。防務の安定は、軍需の循環と動員の手続が滞りなく回るかどうかにかかり、その失調はそのまま地域の負担と不満の蓄積として現れる、という見取り図がここで整うのである。次節では、この防務論が北界・境界管理や沿辺社会の統治へどのように接続するかを追う。

3.3 辺境統治

本節では「河北奉使奏草」が示す、逃軍・盗賊の鎮圧、供輸に伴う人役の配分、契丹との地界紛争など、境界に接する行政実務が同じ視野に束ねられている。

3.3.1 河北 05「奏洺州盗賊事」

『欧陽文忠公集』巻一一七、河北奉使奏草巻上、「奏洺州盗賊事」に、

今月十日、準樞密院劄子：邢州駐泊都監胡承澤奏：近準樞密院劄子，監逐大名府、磁、相、邢、洺州巡檢等捉殺賊盜者。今有賊人徒伴殺併到軍賊頭劉貴首級，并前後捉殺獲共七人外，只有三兩人見已殺併散。相度更不消臣監逐收捉，欲乞却歸邢州管勾本職公事。侯旨。奉聖旨，令河北都轉運司相度指揮訖奏。

右臣昨自到任，累據北京、邢、洺、磁等州節次申報：軍賊或十人、十五人至二十人，在西路數州之內驚劫人戶，掠奪遞馬并鄉村生馬騎乘，倏忽往來，不辨頭首姓名及每火人數。尋根問得元有殺巡檢、縣尉軍賊劉貴一火，及近日大名府走却壯城兵士九人，共兩火，略知姓名。雖曾捉殺得數人，然其餘黨昌熾愈甚，或旋合火伴，或脅逐村人，到處一二十人，動成群隊。臣今月九日，巡歷到洺州南，準本州巡檢走報稱：有軍賊十四人，打奪臨洺界馬遞鋪。同時又據磁州申：武安縣軍賊二十人，入縣衙門敵，傷着兵士及燒却草市。當日又據權巡檢、殿直高惟正申：邢州沙河縣，九月一日，有賊一火打劫村民史秀。至十一日，臣離洺州，至故城馬鋪，又聞前面馬鋪有賊四人，白日騎馬帶甲群行過往，向東雞澤縣。賊勢如此交橫，其巡檢、縣尉等並各未見向前捉捕。臣雖已一面催促巡檢、縣尉等，及牒逐處併力掩捕，及體量巡檢、縣尉內有畏懦不能捉賊者，續乞替換行遣次。不委胡承澤妄有申奏只有三兩人未獲，意欲速罷捉賊差使。兼臣曾召承澤問，當口稱奉宣監捉，本不令躬親捉殺。兼宣撫使富弼已權差供奉官武永孚、內殿承制魏辛等，充邢、洺五州軍捉賊。方今盜賊勢雖未衰，其胡承澤，臣已牒令却歸本任去訖。

（今月十日、樞密院の劄子を受け取った。そこには、邢州駐泊都監の胡承澤が次のように奏している。先に樞密院の劄子を奉じて、大名府・磁州・相州・邢州・洺州の巡檢らを監督し、賊盜を捕らえて斬る任に当たってきたが、いま賊徒の一味を討って軍賊の頭目・劉貴の首級を得、前後あわせて七人を捕殺したほか、

残るのは二、三人がすでに殺されて散っているだけなので、もはや自分が監督して追捕する必要はなく、邢州に戻って本職の公事を取り扱わせてほしい、というのである。これに対し聖旨は、「河北都轉運司に相度して指揮させ、その結果を奏せよ」とした。

右、臣は着任以来、北京・邢州・洺州・磁州などから度々申報を受けている。軍賊は十人、十五人、二十人ほどの群れとなって西路の数州の内で人戸を驚かし襲い、馱馬や郷村の生馬を奪って乗り回し、出沒は忽ちで、頭目の名も一火あたりの人数も判然としない。根元を尋ねると、もと巡檢や県尉を殺した軍賊の劉貴の一火があり、これに加えて近ごろ大名府から逃亡した壮城兵士九人の一火がある、あわせて二火で、姓名はおおむね把握できる。捕殺できた者もいるが、残党はむしろいよいよ勢いを増し、またたく間に徒党を組み直し、あるいは村人を脅して連れ立ち、どこへ行っても一、二十人で群隊を成す。臣は今日九日、巡歴して洺州南に至ったが、本州の巡檢から急報があり、軍賊十四人が臨洺境の馬遞鋪を襲って奪ったという。同時に磁州からも、武安県の軍賊二十人が県衙に入り官兵と争って兵士に負傷者を出し、草市を焼き払ったとの申があった。その日また、権巡檢・殿直の高惟正から、邢州沙河县で九月一日、賊の一火が村民の史秀を襲って略奪した旨の申報もあった。十一日、臣が洺州を離れて故城の馬鋪に至ると、前方の馬鋪に賊四人が白昼、騎馬のまま甲を帯びて連れ立ち通行し、東の雞澤県へ向かった、とも聞いた。賊勢はこのように横行しているのに、巡檢・県尉らはいずれも前へ出て捕捉する動きが見えない。臣はすでに一方で巡檢・県尉らを督促し、各所に牒を發して力を合わせて奇襲で逮捕に当たらせ、また巡檢・県尉のうち臆して賊を捕らえられない者がいれば、追って交替させ処置するつもりである。胡承澤が「未だ獲られないのは二、三人のみ」と妄りに上奏して、早く捉賊の差使を罷めようとした意図は、臣には測りかねる。臣はかつて承澤を召して問いただしたが、本人は「宣命により監督して捕捉せよというのであって、みずから躬親して捕殺せよとは命じられていない」と口頭で述べた。なお宣撫使の富弼は、すでに供奉官の武永孚、内殿承制の魏辛らを権に差して、邢・洺など五州軍の捉賊に当たらせている。目下、盜賊の勢いはなお衰えていないが、胡承澤については、臣はすでに牒を發して本任へ戻らせた。）

とあるように、治安の不安が軍事運用の綻びと結びついて広がっている状況がうかがえる。軍賊は十人から二十人規模で数州をまたいで動き、馱馬や郷村の馬を奪って機動力を確保する。追う側は速度で負け、動静の把握も遅れる。被害は村落だけに収まらない。臨・洺界の馬遞鋪が打奪され、武安県では二十人が県衙に入り込んで兵士と闘い、草市が焼かれる。白昼に甲を帯びて騎行する一団が目撃される。住民は脅され、場合によっては引き連れられ、地域社会の側が賊勢の移動と補給に巻き込まれる。境界地帯の生活圏が、武装集団の往来に合わせて裂けていく。

それでも欧陽脩は巡檢・県尉が捉捕に踏み込めないと見る。催促や牒で力を合わせて逮捕を求め、畏懼で任に堪えない者は替換すると述べるが、ここで前提になっているのは、末端の執行が動かなければ賊は旋合して再編し続けるという見立てである。胡承澤の奏が残党を三二人程度に縮め、差使の解除を望む方向に寄る点も、現地の感触と食い違う。捕捉の終わりが早く宣言されれば、次の火が起きやすい。さらに、賊の中核として巡檢・県尉を殺した劉貴の一火や、走却した壮城兵士九人の一火が挙げられる。兵が賊化し、武装と経験を持ったまま地域を荒らす。河北の辺境社会は、外

敵への備えと並行して、内部で武装化した集団を抑え込む負荷を抱え、駅伝・市場・村落が連鎖的に影響を受けている。ここに現れているのは、軍紀と治安が同じ線上で揺れ、州県の統制が追いつきにくい実態である。

3.3.2 河北 35・40

『欧陽文忠公集』卷一一八、河北奉使奏草卷下、「乞令辺臣辨明地界」に、

臣伏見近日北虜於四望口起立寨柵，及於銀坊、冶谷已來侵過南界，壘石爲城寨等事。竊以北虜創立寨柵，已違誓書。然猶在彼界内，可以佯爲不知，不須緊問。兼萬一中國却合有興修去處，可以引彼爲詞，以塞問難。雖然如此，亦當早爲預備，便合於界首分明界防，彼亦必更南侵，事既造形，理須杜漸。其如朝廷選任非人，從來以定州一路付與李昭亮。其人昏懦而不曉事機，雖有勾當事人，並不能先調探得起寨事端。及已立了寨柵，又不能預防侵界之患，直至囚捉了巡邊指揮使湯則，侵了銀坊以南邊地，大興人夫，壘立城寨，至今終亦不能辨理疆界，拒絕侵凌。竊以北虜號爲犬戎，自古畏強欺弱。今若便示以怯，不爭於初，則必更引其貪心，別有侵擾，養成事體漸大。而不與之爭，則爲患不細；爭之，則必起事端。惟在即今速爲處置。據今事體，不煩朝廷，只委邊臣，自可了當。然湯則被囚之後，亦不聞別有擘畫。至今侵界立寨等事，但聞婉順止約，彼既不聽，亦別無謀。臣近體問得往年雄州西北，亦曾爲北戎侵界，立數處鋪屋。當時邊臣葛懷敏，力以公牒，往來爭辨，拆却鋪屋，北人竟不敢爭。況今來所侵南界百姓見耕種田中，地界分明，易爲理會。今來已蒙朝廷差王德基知定州，其人久在雄州，頗諳邊事。伏乞早降朝旨下邊臣，速令止絕，辨理地界，早見分明。兼軍城西北山路險絕，銀坊等口皆可出兵，我於此口扼其險要，是中國必爭之地。彼於今日侵得此一二十里，則險固在彼，而他日行兵，是彼可以來，我不可往之勢。以此言之，尤不比河東陽武、天池等處侵地，便因循不爭。伏乞朝廷早賜指揮王德基，如婉順止約不得，即須力與論辨。仍乞令檢會雄州安撫司等處往年曾拆却鋪屋行遣，令依此相度施行。所貴邊防不生他患。取進止。

（臣が見たところ、最近北虜が四望口において砦や柵を築き、銀坊や冶穀まで侵入して南の国境を越え、石を積んで城砦を作るなどの行為に及んでいるとのことである。私の考えでは、北虜が砦や柵を新たに築くことはすでに誓約書に反する行為である。しかし、彼らがまだ自国の領域内にとどまっている限り、知らないふりをして深く追及する必要はない。加えて、万が一わが我が国において新たに修築すべき箇所があれば、この件を口実として彼らの質問や非難をかわすことが可能である。とはいえ、このような状況であっても早めに準備を整えるべきである。そのためには国境の最前線で防備を明確にし、侵略を防ぐ措置を講じる必要がある。北虜がさらに南へ侵入してくることは確実であり、事態が明らかになる前に、その芽を摘むのが理にかなっている。そのように、朝廷が選任した者は、以前から定州一帯を李昭亮に任せてきた。しかし、その人物は愚かで無能であり、事態を把握する能力がなく、たとえ事を担当する者がいても、先に起こった砦の問題を探り出すことができなかった。砦と柵がすでに築かれた後も、国境侵入の危険を予防することができず、最終的には巡辺指揮使である湯則を捕えられ、銀坊より南の土地を侵入され、大勢の人を動員して城砦を築かれた。その結果、今もなお境界をはっきりと確認できず、侵略を拒むことができていない。私見では、北虜は犬戎と呼ばれ、古来より強者を恐れ、弱者を苛めることが知られている。

今、もしここで怯えて示すようなことがあれば、初めに争わずしていれば、必ず彼らの食欲心を引き起こし、さらなる侵害が起こり、事態は次第に大きくなるであろう。そして、もし争わなければ、その害は小さくはない。争うならば、必ず事端が起こることになる。要は、今すぐに速やかに対処することが求められている。現在の状況を見て、朝廷に煩わせることなく、辺境の大臣に任せて処理すれば十分である。しかし、湯則が捕えられた後も、特に新たな計画は聞こえてこない。現在のところ、国境侵入や砦の設置などの問題は、ただ穏やかに交渉しているだけで、相手はそれを聞き入れず、他に策はない。私が最近聞いたところによれば、昨年雄州の西北部でも北戎が国境を侵し、数か所に鋪屋を建てたことがあった。その時、辺境の大臣である葛懷敏は、公式の文書を使って往復し、争いを繰り広げ、鋪屋を撤去させ、北の人々は結局争うことができなかった。まして今、南の国境に侵入した者たちは、農民が耕作している明確に分けられた土地に侵入しているので、解決は容易である。今、私は朝廷より王德基を知定州に任命されたことを聞いている。彼は雄州に長く在職しており、辺境の事務に詳しい人物である。私は謹んでお願い申し上げます。朝廷の命令を早急に下し、辺境の臣下に指示を与え、境界を明確にし、速やかに問題を解決すべきである。また、軍城の西北にある山道は非常に険しく、銀坊などの口も兵を出すことができる。私はここでその要所を抑えており、これは我が国が必ず争うべき場所である。もし今日、彼らがこの一二十里を侵したなら、その険しい場所は彼らのものとなり、将来軍隊を動かす際には、彼らが攻めてくる可能性があり、我々は逆に進めなくなるであろう。このように考えると、河東の陽武や天池などの地域で土地が侵されることとは比べ物にならず、これに対しては慎重に対応し、争いを避けるべきである。私は謹んでお願い申し上げ、早急に王德基に指示を賜り、もし穏便に解決できない場合には、強力に弁明し、対応すべきである。また、雄州の安撫司などの過去に鋪屋の撤去についての対応を調査させ、それに従って適切に処理させることをお願い申し上げます。最も重要なことは、辺境防衛をしっかりと行い、他の問題が生じないようにすることである。ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、境界が、寨柵や鋪屋の設置、人夫動員、耕地の占取といった行為で少しずつ書き換えられていく現実を押さえている。四望口の寨柵、銀坊・冶谷以南への侵入は、誓書違反であっても、放置すれば既成事実になる。辺境社会では、出来てしまったものが基準になり、後から争うほど費用と摩擦が増える。

起寨の兆しを調査できず、立ってからも侵界を防げず、巡辺指揮使の湯則が囚われても有効な手段が出ない。婉順に止約して聞かなければ次がない。こうした鈍さは、境界を守る側の信頼を削り、北側に「押せる」という感触を与える。強弱を見て動く相手だという認識が前提にあり、初動で争わないことが次の侵入を呼ぶという警戒が続く。争うにしても、大戦を求めているわけではない。朝廷の大掛かりな動員より、辺臣に委ねて、界首で地界を辨明し、止絶する。葛懷敏が公牒の往来で鋪屋を拆卸させた先例を引き、同じ型で処理できると見る。ここでの「争い」は武力衝突より、文書と現地確認で境界を固める作業に重心がある。

また、地形について、軍城西北の山路、銀坊諸口の出兵可能性、隘路の把握が挙げられ、二十里ほどの侵入でも将来の用兵の有利不利が反転するという見立てが置かれる。境界は耕地だけの問題ではない。隘路と要害の帰属が変われば、地域の安全と移

動の自由度も変わる。住民の耕作地が分明だと強調されるのは、生活の場がそのまま境界証拠になり得るということでもある。

結局、ここに現れている辺境社会は、誓約や名目よりも、先に立てられた寨柵と労役の現場が秩序を決めてしまう空間である。対応が遅れば、侵入は小さく始まり、次第に大きくなる。早い段階で地界を明らかにし、止める。

また、『欧陽文忠公集』卷一一八、河北奉使奏草卷下、「奏北界争地界」に、

（前略）右謹具如前。當司勘會，昨據定州軍城寨申：「銀坊、城南冶谷口，有北界兵馬創起寨子。當司尋具聞奏，乞下沿邊安撫司施行。自後雖知安撫司曾與北界公文往來，至今未曾拆去寨子。又緣自來安撫司邊機文字不曾關報當司，不見得安撫司逐度說何事意，如何佔理，及不知北界卻以何詞為答。今來已立寨子，貯畜器甲，及防戍之人不少，事勢已成，竊恐難為追理。蓋是邊臣從初失於違慢，當其建寨未成之時，不早爭佔，及建寨雖成未貯甲兵之際，又不能拆去。今已縱成其計，卻欲理會，必須費力。兼當司全不知北界與沿邊往復意度，見行體問，候見次第，或有管見，別具奏聞次。謹具狀奏。

（（前略）右、以上のとおり謹んで具する。当司として検討したところ、先ごろ定州の軍城寨から次の申報があった。銀坊および城南の冶谷口で、北界の兵馬が新たに寨を築いている。当司は直ちに奏聞し、沿邊安撫司に下して対処させるよう求めた。その後、安撫司が北界と公文を交わしたことは聞いているが、いまだ寨は撤去されていない。また、従来から安撫司の辺境関係文書は当司に回付されておらず、当司としては、安撫司がその都度何を主張し、どのような理屈で押さえ、北界がどんな言い分で答えたのかを把握できない。現在では寨はすでに築かれ、器甲を蓄え、守備の人員も少なくない。事態は既成の形となっており、今からの是正は難しくなるおそれがある。そもそも辺臣は初動が遅かった。寨の建設が未完成の段階で早く争って押さえず、寨ができて器甲がまだ整わないうちに撤去させることもできなかった。こうして相手の狙いを許してしまった以上、いま改めて処理しようとすれば、大きな労力を要するだろう。加えて当司は、北界と沿邊の往復文書の内容や意図を一切把握できていない。現在、事情を照会しているところであり、経過を見極めたうえで、当司としての見解がまとまれば、改めて奏聞する。謹んで状を具して奏する。）

とあるように、辺境の争いに対する処理が沿邊安撫司の往来文書に閉じ、転運司が内容を把握できないまま推移している点である。何を根拠に争い、北界がどう返してきたのかが見えない。情報が切れた状態では、判断も手当ても遅れ、結局は現地の出来上がった形に引きずられる。銀坊・城南冶谷口の寨子は、建てられた時点で終わっていない。ここまで来ると、拆去を求めても相手は応じにくく、こちらも追理に力が必要。文書が言う「事勢已成」は、境界が紙面より先に工事と駐屯で固定される現場感覚をそのまま表している。失策の筋道も段階で書かれている。辺境社会の側から見れば、寨子の建設と駐屯は人夫・物資・移動に影響し、耕作や交易の空間も狭まると見える。転運司もいま手元に材料が足りないという状況に近いであり、内部で情報が閉じれば、境界の変化を止める速度が出ない。北界はその遅れを見て前へ進む。そうした循環が、この文書の背後に透けていると言えるであろう。

3.3.3 小結

本節が束ねた「辺境統治」は、外敵との対峙と内側の秩序維持が、別々の問題として切り分けられない現場である。盗賊の横行は単なる治安案件にとどまらず、逃軍や軍賊が機動力を握って数州をまたぎ、市場・村落の生活圏そのものを攪乱する。その一方で、巡検・県尉が前へ出られず、監督官も責任を軽く見せて早期終結を図る気配がある。捕捉の手續と末端の執行が噛み合わないこと自体が、賊勢の再編を許し、地域社会を巻き込む形で不安を長引かせる、という見取りがここに立つ。

地界紛争の文書群が示すのは、境界が誓約や名分よりも、寨柵・鋪屋・築城・駐屯・人夫動員といった「出来てしまった形」によって書き換えられていく現実である。そこまで進んでからの是正は費用も摩擦も増える。しかも沿辺安撫司の往来文書が閉じ、転運司が根拠と経過を把握できないまま推移すれば、判断は遅れ、遅れがさらに既成事実を厚くする。境界を守るとは、武力衝突を避けつつも、文書・現地確認・責任線の共有によって早い段階で線を引き直し、相手に押し込みの余地を与えない作業であった。

総じて、本節で描く河北の辺境社会は、治安の動揺と地界の侵食が同時進行し、その双方が情報の流れと初動の速度によって増幅される空間である。賊の移動も、寨の築造も、遅れた側が不利を背負う。ゆえに欧陽脩の関心は、勇敢さの称揚ではなく、現場を動かす執行体制と、官司間で情報を共有しうる回路を確保する点へ向けられているのである。

3.4 賦役財政

軍備の論点が水面上に浮かぶ河北であっても、前線を実際に支えるのは穀物や舟船、人役、銭物といった資源の手当である。転運司の官務は、徴収・輸送の実務だけで完結せず、負担の割り付けや制度運用の線引きにも及ぶ。本節は、賦役財政に関わる諸文書を通して、その線引きがどの局面で、どの語彙で行われたのかを追う。

3.4.1 河北 06「乞一面罷差兵士拽磨」

『欧陽文忠公集』巻一一七、河北奉使奏草卷上、「乞一面罷差兵士拽磨」に、

右臣準中書劄子：訪聞昨來石待舉擘畫酒務，内令兵士拽磨，所貴省得草料。轉運司尋依此遍下諸州軍施行訖。今仰立便指揮只依舊用驢子拽磨，仍具因依聞奏。”臣今檢取到元初一宗行遣公案，勘會得慶曆三年十一月九日，轉運使張洸因巡歷到保州。本州通判石待舉擘畫申請，乞更不差磨樵驢子，只以廂軍兵士推磨，所有轉運使張洸尋依所申行下。今來朝廷指揮，仰疾速止絕。本司相度即日已是秋深，磨樵踏麴罷多日，兼又保塞亂兵纔息，若非時急，行出上件指揮，深慮扇惑小人，別致引惹。欲乞直俟來年將及踏麴之時，只作本司一面行遣，依舊却差驢子，所貴不至張皇引惹。謹具狀奏聞。

（臣は中書省の劄子を受けた。「近ごろ石待舉が酒務を計画し、兵士に臼を引かせて草料を節約した。転運司もこれに従って諸州軍へ施行させたが、今後は旧どおり驢に引かせるよう、ただちに指揮し、その理由を具して奏聞せよ。」と。臣が旧来の処理記録一件を取り寄せて点検したところ、慶曆三年十一月九日、転運使の張洸が巡歴で保州に至った際、本州通判の石待舉が計画して申請し、「臼を引く驢を出さず、廂軍の兵士に推して回させたい」と願い出たため、張洸はその申請どおりに行下していたことが分かった。今回、朝廷はこれを速やかに停止

するよう指揮している。しかし本司で検討するに、いまはすでに秋も深く、臼挽きや麴踏みは多くの所でとくに終わっている。加えて保塞の乱兵もようやく鎮まったばかりである。ここで急を要しないのに上記の指揮を拙速に出せば、小人をあおって惑わせ、別の騒ぎを招くおそれがある。そこで、来年の麴踏みの時期が近づいた段階で、本司が一方的に処置し、旧どおり驢を差し出して臼を引かせるよう戻すのがよいと考える。そうすれば不必要に騒ぎを立て、禍を引き寄せることもない。以上、謹んで状を具して奏聞する。)

とあるように、軍事と財用が日常の労役の配分で結び付いている状況である。酒務の磨を驢子から兵士に替えれば草料は省ける。そういう小さな節減が、転運司の指揮で諸州軍へ一斉に広がる。軍備の議論の外側に見えるが、実際には兵を、どこに置か、何をさせるか、という管理の問題である。ここで欧陽脩が気にしているのは時期である。秋深く、踏麴もすでに終わっている。しかも保州の乱兵がようやく収まった直後である。この局面で朝廷の停止命令を大きく打ち出すと、理屈より先に噂が立つ。小人が扇惑し、別の引惹が起きることを恐れる。兵士を労役に回す措置は、負担の軽重だけでなく、兵の不満、周囲の視線、治安の温度に触れる。だから直ちに改めるより、来年の踏麴の時期に合わせて転運司が「一面行遣」として旧来の驢子に戻す。張皇を避け、波風を立てない。辺境社会の実態として、政策の正否以上に、出し方の粗さが秩序を揺らし得ることがここからわかる。

3.4.2 河北 22「乞置御河催綱」

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞置御河催綱」に、

臣伏見沿邊鎮、定等十六州軍，每年入中斛斗，並支在京一色見錢，自來不止全仰沿邊入中，亦於近裏州軍計置斛斗，從御河漕運輸邊，所以軍儲不闕。近年廢却御河運船，不曾般運，只藉沿邊入中。加又京師近歲難得見錢，客旅交鈔無價，雖於沿邊多添價例，終亦入中不前。近裏州軍却合相兼計置，然須先修運路，俟漕運路既行，方敢近裏儲積。今有擘畫事件：一、乞復置御河催綱二員。一、乞將見行三說新法地分與沿邊見錢糴州軍，分爲兩番，更互入中。所貴漕運通流，邊儲易備，在京亦省費見錢之半。今具利害畫一如後：

一、點檢本司帳曆，係管御河堪好糧船一千八百隻，見在只有三百餘隻，內一千五百隻不知所在，自來不曾點檢。見差官二員根磨尋覓，至今未見歸着。其見在三百餘隻，每年亦全不曾般運斛斗，只是雜般虛名占使。蓋由御河催綱廢罷，後來綱運無人提轄，致使綱梢偷減，拌和濕爛，損惡却饋邊之粟，因此轉運司漸廢漕運之利。殊不思若只仰沿邊入中，則在京廣費見錢。在京錢少，則沿邊亦難入中。兼昨本司近據廣信軍通判蔣賁擘畫，求得江南配來船匠打造鑠楸船，比舊船減省得物料人工，又可以封鑠，不令偷拌，已打成一隻，甚見利便，見今廣謀打造次。臣今欲乞朝廷却復催綱二員，一員依舊於大名府，一員於乾寧軍，漸用新船，興行漕運之利。

一、勘會沿邊十六州軍元係見錢便糴外，近裏大名府等七州軍近年已許客人三說入中。然二法不可並行。若兩處抄價苦相爭，即客人只就近裏入中，蓋沿邊全少土居斛斗，皆藉近裏客人販去中官。若沿邊價高有利，即近裏少人肯入，以此二法並行未便，臣今欲乞將見錢、三說二法，分爲兩番，一年於沿邊見錢入中，則近裏權住三說，次年於近裏行三說，即沿邊權住見錢。若近裏入中而權住沿邊，斛斗無所往，官中便糴必多。若沿邊隔年一入，則京師減費見錢之半，不至滯却客抄，則

沿邊入中亦必多矣。若明立二法分番，示信於客人，則久遠不勞朝廷改法，自可省得見錢，邊備亦易計置。然近裏沿御河州軍用三說，本要輪邊，則須先修運路，故先乞復催綱二員也。

右謹具如前。臣所乞復置催綱及糴便利害，伏乞朝廷特賜裁度。如允臣所請，即更有約束條件，候朝旨別具奏聞。

（臣が拝見するに、沿邊の鎮州・定州など十六の州軍は、毎年入中の斛斗について、京師ではすべて現金で支給を受けてきた。従来は沿邊の入中だけに頼り切っていたわけではなく、近隣の州軍でも斛斗を手当てし、御河の漕運で辺境へ送り込んでいたため、軍の備蓄は欠乏しなかった。ところが近年、御河の運船が廃され、運送が行われなくなり、沿邊の入中だけに頼るようになった。さらに京師では近年、現金が得にくくなり、旅商は交鈔が値を成さない。沿邊では価格の例を増しても、結局は入中が進まない。近隣の州軍もあわせて手当てすべきであるが、そのためにはまず運送路を修め、漕運が実際に動くのを待ってからでなければ、近隣側に備蓄を積むこともできない。そこで次の二点を計画したい。一、御河の催綱（運送監督）二員を復置すること。一、現在の三說新法の地分と、沿邊で現金買い入れを行う州軍とを二組に分け、年ごとに入中を交代させることである。こうすれば漕運が通じ、辺境の備えも整えやすくなり、京師で用意する現金も半分に抑えられる。利害の要点は次のとおりである。

一、当司の帳簿を点検すると、御河で使用可能な糧船は一千八百隻を管理することになっているが、現存は三百余隻にすぎず、一千五百隻は所在不明で、これまで点検もされてこなかった。官二員を差して追跡・搜索させたが、いまだ所在は確定していない。現存の三百余隻も、毎年斛斗を運ぶことはまったくなく、雑運に名目だけ使われている。これは催綱が廃止され、その後の綱運を統轄する者がいなくなって、綱梢が盗みを働き、湿ったものや腐ったものを混ぜ、損悪の粟を辺境へ納める事態を招いたためであり、その結果、転運司も次第に漕運の利を見切ってしまったのである。しかし沿邊の入中だけに頼れば、京師では現金を大量に費やす。京師の銭が乏しければ、沿邊でも入中が進みにくい。加えて近ごろ、広信軍通判の蔣賁の計画で、江南から来た船匠に鎖楸船を造らせたところ、旧船より材料と人手を減らせ、しかも封鎖できて盗み混ぜができない。すでに一隻を造って実用上の利が明らかで、現在さらに造船を図っている。よって朝廷には、催綱二員を復置し、一員は従来どおり大名府に、もう一員は乾寧軍に置き、新船を順次用いながら漕運の利益を復興させていただきたい。

一、沿邊十六州軍は本来、現金での買い入れによって入中してきたが、近隣の大名府など七州軍では近年、客人に三說での入中を許している。しかし二つの制度を同時に走らせるのは不便である。両方が抄価を競い合えば、客人は近隣側へだけ入中する。というのも沿邊は地元で斛斗がほとんどなく、近隣の客人が運んで中官に納めてきたからである。逆に沿邊の価格が高く利が出れば、近隣側に入中する者が減る。そこで臣は、現金と三說の二法を二組に分け、年ごとに交代させたい。すなわち、ある年は沿邊で現金の入中を行い、近隣は三說を停止する。翌年は近隣で三說を行い、沿邊は現金を停止する。近隣が入中して沿邊を止めれば、斛斗の行き場がなくなり、官の便糴が増えざるを得ない。だが沿邊が隔年で入中すれば、京師の現金負担は半減し、客の抄の滞りも起こりにくく、沿邊の入中も増えるはずである。二法の交代を明確に定め、客人に対して信用を示せば、

長期的には朝廷がたびたび制度を改めずとも、現金を節約でき、辺備も計画しやすくなる。ただし近隣で御河沿いの州軍が三説を用いるのは、本来は辺境へ輸送するためであるから、まず運送路を修めねばならない。ゆえに先に催綱二員の復置を願うのである。

右、謹んで申し述べた。臣が願う催綱の復置と買い入れ・入中の利害について、朝廷において特に裁量のうえ、ご許可いただけるなら、さらに守るべき約束条項があるので、朝旨を待つて別に奏聞する。)

とあるように、沿辺の軍の備えが、沿辺だけで完結していない実態を組み立てていると言えよう。近くの州で集めた穀物を川の船で運び、足りない分を補ってきた。ところが船の運びが止まり、沿辺が納める分に寄りかかる形が強まる。都で金が出にくくなり、商人も動きにくい。値を上げても集まらない。こうなると、現場の努力より先に、仕組みの詰まりが備えの薄さになる。船が動かなくなった背景も、生活に近い形で描かれる。帳面では船があるのに、現物が見当たらず、点検もされてこなかった。残った船も穀物運びに使われず、名目だけで別の運びに回る。見張る人がいなければ、量をごまかす者が出るし、濡れた穀物を混ぜて傷ませる者も出る。辺境へ届く穀物の質が落ち、不信が増える。さらに、運ぶための人手や馬車の負担、余計な出費が積み重なり、地域の側が疲弊していく。ここでの辺境社会は、戦場の外で起きる小さな手抜きや放置が、長い時間をかけて不安を育ててしまう空間として立ち上がる。欧陽脩が求めるのは、まず運びを見張る役を戻し、船と運びの筋を立て直すことである。新しい船を使い、勝手な混ぜ物をしにくくする工夫も添える。次に、穀物を納めるやり方を年ごとに交代させ、商人が迷わず動けるようにする。片方だけに人が偏れば、もう片方が空になる。沿辺が近くの商人に頼ってきた以上、その空白がそのまま欠乏になる。運び道とルールを整え、先の見通しを示し、動く人を呼び戻す。

3.4.3 小結

本節が描く賦役財政は、軍備の背後にある軍備を下支えする運用のあり方を露わにしている。兵士を酒務の磨に回すか、驢を使うかという一見些末な配分も、時機を誤れば噂と不満を呼び、鎮圧直後の空気を揺らしうる。ここでは、負担の軽重そのもの以上に、指揮の出し方、改めるタイミング、そして波風を立てない統治感覚が問われている。他方、御河漕運をめぐる議論は、前線の備えが沿辺の「入中」だけでは回らないという構造認識を示す。船の所在不明、点検の欠落、監督不在が、盗み混ぜや湿爛を招き、運送の信頼を崩し、結果として京師の現金不足と商人の停滞が沿辺の欠乏へ直結する。そこで欧陽脩は、催綱の復置によって運送を統轄し直し、船体の工夫で不正を抑え、さらに現金買い入れと三説を年ごとに分番して、商人が動ける見通しを制度として示そうとする。賦役財政とは、徴収や輸送の技術に加えて、資源の通り道を整流し、負担の割り付けを「継続可能な形」に落とし込む作業であった。

このように、3.4で焦点となるのは、軍を支える物資と人役が、制度の綻びや現場の空気によって簡単に滞り、滞りがそのまま辺境秩序の不安定化へ転化する、という点である。ゆえに次節の「人事任免」は、こうした配分と運用を実際に回す官僚・監督者をいかに選び、動かし、責任を負わせるかという問題として、賦役財政の議論と連続して立ち上がる。

3.5 人事任免

人事任免類に属する奏草は、官職の推挙や罷免の記録にとどまらない。河北という前線では、誰を任じ、誰を退け、誰に監督を担わせるかが、防務・財政・刑政を同時に回す前提となる。欧陽脩は具体の案件を処理しながら、任用と監督の回路を立て直し、誤事が拡大する前に止めようとする。

3.5.1 河北 13・14

『欧陽文忠公集』卷一一七、河北奉使奏草卷上、「乞罷郭承祐知邢州」に、

臣近日伏睹差郭承祐知邢州。臣自蒙朝廷差充轉運按察使已來、前後累準密降不下司宣頭、劄子、令常用心體量轄下官吏。臣細詳朝旨、本爲河北於天下諸路最爲用武之地。曩因北虜通和之後、弛備多年、一旦恐有事宜、百事隳廢。朝廷悔鑒前弊、故先慎擇官吏、務欲脩整頽綱。昨準宣頭節文：一十九州軍擇人久任外、其餘州軍長吏、令中書門下、樞密院選差。并下轉運司體量大小文武官不堪其任者、不得容庇不才、因循不切糾舉、却致臨事闕悞。朝廷留意河北、丁寧切至如此。加以近自保州兵亂之後、至今民尚虛驚、軍情未帖、相次順安軍、瀛州、安肅軍、衛州、通利軍等諸處、不住驕兵扇搖結構。當此之際、臣實不意選差郭承祐爲河北長吏。承祐頃知澶州、引惹修城兵士幾至作鬧。去年差來河北將兵、臣在諫院、曾極論列、尋罷知相州。貪穢之狀、狼籍多端、又爲按察使張昞之奏論、罷爲北京部署。今者移陝西、遷延不去、又以邢臺委之。當河朔多事、朝廷丁寧留意之時、承祐累任不離河北。不審其人果以何能、當此慎選？承祐庸劣貪穢、奴厮之材。若以曾效僕使之勞、不忍廢棄、豈無閑處可畜養之？況邢州北連鎮、定、控扼西山、軍馬所屯、人民繁富、禦戎鎮俗、尤須擇吏。萬一乏人選差、止得中常之材、尚勝承祐。伏望朝廷顧惜河朔名藩重地、不使庸劣小人壞之。其郭承祐、伏乞特賜指揮罷去、邢州別選差人。取進止。

（臣は近ごろ、郭承祐を邢州知州に任じたとの命を拝見した。臣が轉運按察使に任ぜられて以来、前後してたびたび密かに下された「不下司」の宣頭・劄子を受け、管下の官吏について常に注意して実情を調べよと命じられてきた。朝旨を詳しく拝すると、そもそも河北は天下諸路のうち最も軍事上の要地である。北虜との通和の後、備えを緩めた年が重なり、ひとたび事が起これば万事が荒廃するおそれがある。朝廷は前弊を悔い戒め、まず官吏の選任を慎み、乱れた綱紀を立て直そうとしている。先の宣頭の節文でも、十九州軍は人を選んで久任させ、それ以外の州軍の長吏は中書門下と樞密院が選んで差遣せよ、また轉運司には大小の文武官で任に堪えない者を調べ、無能をかばって放置し、糾舉を怠って臨事の過誤を招くことがないように命じている。朝廷が河北に心を配り、ここまで丁寧になを押ししていることは明らかである。しかも保州の兵乱以来、民はなお動揺し、軍情も落ち着かない。順安軍・瀛州・安肅軍・衛州・通利軍など諸處で、驕兵が絶えず扇動し結託している。このような時期に、臣は郭承祐が河北の長吏に選ばれたとは到底思いもよらなかった。承祐は以前、澶州知州で修城の兵士をあおり、ほとんど騒擾に至らせた。昨年、河北の將兵に差された際には、臣は諫院にあってこれを強く論じ、ほどなく相州知州を罷免された。貪汚の実態は醜聞が多く、さらに按察使の張昞之が奏して弾劾し、北京部署に罷免された。その後も陝西への転任を命じられながら引き延ばして赴かず、今また邢州を委ねられたのである。

河朔が多事で、朝廷がことさらに注意して人選しているこの時に、承祐は任を重ねても河北を離れない。いったいこの人物が、どのような能力でこの慎重な選任に値するのか、臣には理解できない。承祐は凡庸で貪汚が甚だしく、下僕同然の器である。もし従前の労に免じて見捨てがたいというのであれば、閑職に置いて養えば足りるはずである。まして邢州は北に鎮州・定州と連なり、西山を押さえる要地で、軍馬の駐屯地であり、人民も多く富み、戎を防ぎ、民を鎮めるためには、とりわけ良吏を選ぶべきである。万一人材が乏しく、中程度の器量の者しか得られないとしても、それでも承祐よりはましである。伏して願うのは、朝廷が河朔の名藩・重地を大切に、凡庸な小人にこれを壊させないことである。郭承祐については、特に指揮を賜って罷免し、邢州には別の人物を選任していただきたい。ご裁可を仰ぐ。)

とあり、また、『欧陽文忠公集』巻一一七、「河北奉使奏草」巻上、「再奏郭承祐」に、

臣昨睹朝廷差郭承祐知邢州、已曾具劄子奏論、乞別選差人、至今未奉朝旨。臣昨因準中書劄子權知成德、自邢州經過、見其城壁嚴整、居人繁富、不惟爲朝廷惜此名藩重地、兼痛惜一城軍民將罹其毒。仍採問得邢州之民、自聞朝廷差下郭承祐、其上等人戶各訴免行戶、及欲逃移他郡。緣承祐久在河北、其贓穢之狀人盡知之。竊恐朝廷未知民情不悅如此、謹再具奏聞。取進止。

(臣は先ごろ、朝廷が郭承祐を邢州知州に差し向けたことを見て、すでに劄子を具して奏し、別の人を選任していただきたいと願い出たが、今日まで朝旨を賜っていない。臣は先日、中書省の劄子により權知成德となり、邢州を通過した。その際、城壁は嚴整で、住民は多く富んでおり、朝廷のためにもこの名藩の重地を惜しむのみならず、一城の軍民が承祐の害を受けることを思うと痛惜に堪えない。また聞き取りによれば、邢州の民は、朝廷が郭承祐を差し下したと聞くや、上等の人戸はそれぞれ免行戸に訴え出て、他郡へ逃れ移ろうとしているという。承祐は長く河北にあり、その贓穢の実態は人々が皆知っているからである。朝廷はこのように民情が強く不満であることをご存じないのではないかと案じ、謹んで重ねて奏聞する。ご裁可を仰ぐ。)

とあるように、河北 13・14 は、官員をめぐる適否判断が、辺備を支える官司運用そのものに結び付くことを示す。この二つの奏草から伝わってくるのは、河北の不安定さが外から来る圧力だけで動いていないということである。保州の兵乱の後で民は虚驚が残り、軍情もまだ収まらない。順安軍以下で驕兵が扇動し合うという認識も置かれている。こうした局面では、州の長吏の一手一投足が、そのまま前線の空気と地方の安心に触れる。欧陽脩が問題にするのが、郭承祐の起用ということ。彼は過去に修城の兵士を刺激して騒擾寸前に至らせたと言われ、將兵の配置をめぐっても批判を受け、貪穢の噂が重なり、按察側の奏論でも動かされてきた。それでも河北から離れず、移任も滞り、なお邢州に回される。ここに映る辺境官員の姿は、能力や廉潔で選ぶという建前が揺らぎ、問題を抱えた人物が要地に残り続ける運用である。

邢州という場所の描写も重い。北に鎮・定両州を連ね、西山を控え、軍馬が屯し、人民も繁富だという。防務と生活が同じ空間で重なり、州の統治が乱れば軍の秩序も市場も巻き込まれる。だから欧陽脩は、せめて中常の材でもよいと言い切る。

再奏では、民の反応がさらに具体化する。邢州の上等の人戸が免行を訴え、他郡への逃移まで口にするという。郭承祐の贓穢が「人尽知之」とされ、赴任の噂だけで人

と財が動き出す。辺境社会の実態はここに出る。官の評判が治安と経済の前提になり、住民は兵乱の記憶が新しいほど敏感に反応し、危ないと見れば先に身を引く。州県の統治は、軍備の整否と同じくらい、官員への信頼の薄さに左右されるのである。

3.5.2 河北 43「自劾乞罷転運使」

『欧陽文忠公集』卷一一八、河北奉使奏草卷下「自劾乞罷転運使」に、

右臣檢會轉運司近爲相度順安軍塘泊水口子，與楊懷敏等所奏頗有異同，議方未決。近準樞密院劄子節文：臣寮奏乞今後近塘泊州軍人戸地内蘆葦等，並不得採取。及自順安軍以西漸近西山，水難瀦聚，今即不住開治。及乞今後標占却人戸田土，即將官地給還人戸，或估計價錢，給付等第。奉聖旨依奏，仍令本路提刑田京專切管勾者。臣伏見國朝之制，河北轉運使皆領都大制置屯田使之名。兼臣赴職之初，被朝旨密授經略之任。以此見朝廷差選之際，其任非輕，於臣職分之間，所責尤重。至於塘泊邊防利害之事，皆其職也，職隳其守，咎將安歸？豈有親蒙密授經略之旨，身領都大制置之名，而煩朝廷別委他官專切管勾？則臣之不才，不能任事，不待彈劾，可以自知。況臣將及期年，絕無績效，考其常課，已合黜幽，又以不才，失其本職。且都大制置豈是假人之虛名，苟非其人，自當易去。豈可容不才之人尸位，移本職於他司，使臣偷安，實難自處。伏望聖慈據臣不才失職之狀，降授一小郡差遣，庶以警勸在位之人。臣無任祈天望聖激切屏營之至。謹具狀自劾奏聞，伏候敕旨。

（当司として点検したところ、転運司は近ごろ順安軍の塘泊の水口について検討しているが、楊懷敏らの奏上とは食い違いがあり、議論はいまだ決していない。この件につき、近く受けた樞密院の劄子には、臣僚が「今後、塘泊近辺の州軍では、人戸の地内の蘆葦などを採取させないこと」「順安軍以西で西山に近い地域は水が溜まりにくいので、引き続き開削・整備すること」「標占で奪った田地は官地で返すか、値を見積もって等級に応じて支給すること」を奏請し、聖旨はこれを認め、さらに本路提刑の田京に専任で管勾させる、とある。しかし臣が思うに、国朝の制度では河北の転運使は皆「都大制置屯田使」を兼ね、臣も赴任当初に密かに経略の任を授けられている。つまり塘泊や辺防の利害は本来、臣の職掌である。それを朝廷が別の官に専任させるというのは、臣が不才で職を果たせないことを示すに等しい。弾劾を待つまでもなく、臣自身がすでに知るべきことである。しかも臣はまもなく在任一年になるのに、これといった実績がない。常課に照らせば退けられて当然であり、「都大制置」という名も虚名ではない。任に当たれない者を居座らせ、職掌だけ他司へ移して臣が安んじる形は、臣として耐え難い。伏して願うのは、臣の不才・失職の実状により、小郡の差遣に降していただき、これをもって在位の者への戒めとしていただきたい。切なる思いで、ここに自らを弾劾して奏聞し、敕旨を伏して待つ。）

とあるように、この文書で欧陽脩が転運使を辞したい理由は、能力の不足を嘆くというより、職務の実体がすでに自分の手から外れつつあることにある。順安軍の塘泊・水口をめぐるのは、転運司の相度と楊懷敏らの奏が食い違い、方針が定まらない。そのさなかに、樞密院の劄子によって具体的な措置が決められ、さらに提刑の田京に「専切管勾」が命じられる。辺防と屯田に関わる最重要の争点が、転運司の裁量を通らずに別の官へ移されていく。

欧陽脩はここで、自分の官職が本来担うべき領分を強く押し出す。河北転運使は都大制置屯田使の名を帯び、赴任当初には密授の経略任も受けた。塘泊の利害はまさにその職掌であり、守れなければ責任の所在は自分に帰する。にもかかわらず、朝廷が別の官に専任を付すのは、転運使が任に堪えないと判断したに等しい。名目上の重任を負わされながら、実務の核心から外される。その状態で席に留まれば、職名だけを抱えて安逸をむさぼる形になると彼は言う。辞任願いは、この矛盾を自分の側で断つための選択として出ている。自分が不才であるなら、本来は弾劾を待つまでもなく退くべきだとする。しかも赴任からほぼ一年で「絶無績效」と述べ、常課に照らしても黜幽に当たるとまで言い切る。都大制置という肩書きを「虚名」として残し、実務だけ他司に移す運用は許し難い。朝廷が求めるのは責任を負える者であり、負えない者が居座れば制度が緩む。だからこそ小郡への転出を願い、在位者への警めにしたいと結ぶ。つまり、転運使を続けたくない直接の理由は、塘泊をめぐる政策が別官へ付け替えられ、自分の職掌が空洞化したことにある。その空洞化を受け入れれば、辺防上の判断が遅れた際の責は残り、権限と責任の釣り合いが崩れる。欧陽脩はそこを自効という形で可視化し、身を引くことで筋を通そうとしている。

3.5.3 小結

本節で人事任免が河北という不安定な前線で統治を回すための装置として扱われていることを示す小節である。郭承祐の罷免要請では、保州兵乱後の虚驚と驕兵の扇動が続く局面で、長吏の資質と評判が軍心・民心を同時に左右し、赴任の噂だけで富裕層の逃移や取引回路の萎縮が起こり得るという、地域社会の敏感さが前面に出る。続く自効では、塘泊をめぐる最重要争点が提刑へ「専切管勾」として移され、転運使が重任の名目を負いながら実務の核心から外れる、権限と責任の不均衡が露呈する。ここで欧陽脩が立て直そうとしているのは、任用の適否と監督の線を曖昧にしないことであり、要地の統治を「誰が担い、誰が責を負うのか」を先に確定して、誤事が拡大する余地を狭める点にある。

3.6 本章小結

第三章は、保州兵変後の河北を、戦場の出来事としてではなく、意思決定と行政運用が同時に揺れる空間として捉え直した。軍政改革類で明らかになったのは、危機が先行し、枠組みが後から追いつくという時間差である。攻討と招撫の切り替えが難しく、合議の名分がなければ動けない。さらに密授経略の任を負いながら、転運司が辺報から遮断されるという制度上の捻じれが、準備と責任線そのものを不安定にした。ここで欧陽脩が繰り返すのは、勇猛の不足ではなく、情報の集約と権限配置の欠落が前線を停滞させる、という認識であった。

軍事防務類では、前線の備えが編制・住居・軍需の循環に依存することが、具体の手続として現れた。指揮が並走すれば修営は遅れ、資材の偏在が進度差を生む。兵器は分散製造では粗造と修換に吸い込まれ、都作院の設置と条制は、規格化・点検・配分統制によって「使える状態」を維持する回路を作ろうとした。すなわち、河北の防務は兵力の多寡よりも、物資と人力が詰まらずに回るかどうか強く拘束されていた。

辺境統治類が示したのは、内側の治安と外側の境界管理が相互に増幅する局面である。逃軍・軍賊は駅伝と市場を攪乱し、捕捉の手続と末端執行の遅れが賊勢の再編を許す。他方、地界紛争では寨柵・築城・駐屯が「出来てしまった形」として境界を押

し広げ、初動の遅れがそのまま既成事実を厚くした。しかも官司間で文書と情報が閉じれば、判断はさらに遅れ、遅れが相手の前進を招く。ここで境界を守るとは、大戦のためではなく、文書・現地確認・責任線の共有によって、早い段階で線を引き直す作業であった。

賦役財政類と人事任免類は、こうした全体を底から支える層として本章の議論を締めた。兵士を労役に回す措置一つが、時機を誤れば鎮圧直後の空気を乱し得る。御河漕運の停滞は、点検の欠落と監督不在を介して、京師の現金不足と商人の停滞を沿辺の欠乏へ直結させた。したがって人事は、単なる推挙・罷免ではなく、要地に誰を据え、誰に監督と責任を負わせるかという統治の条件である。郭承祐の事例が示すように、官の評判は民心と資源の流れを動かし、塘泊問題が示すように、職掌が空洞化すれば権限と責任の均衡が崩れる。

以上より「河北奉使奏草」は、保州兵変後の河北を、軍事・防務・治安・境界・財政・人事が一本の線でつながる場として描き出している。前線の不安定さは、戦闘の強弱だけで決まらない。情報が集まる回路、責任線の引き方、物資と人役の配分、そしてそれらを担う官吏の適否が、互いに噛み合うかどうかで決まる。本章で確認したのは、この噛み合わせを整えるために、欧陽脩が文書上で手続と監督を繰り返し前景化させた点であった。

結語

本論文は、北宋中期の西北辺境を、宋夏戦争の激化や宋遼関係の緊張という出来事の連鎖としてではなく、戦争へも和平へも振り切れない状況のなかで境界秩序を維持しようとする政治過程として捉えた。序章で示したとおり、対外関係の揺らぎは軍事措置だけに収まらず、財用の配分、人事の運用、州県統治の手続を引きずり出し、地域社会の負担配列を変形させる。こうした接合面の露出こそが、慶暦前後の西北辺境の「情勢」であった。本論はその具体像を、欧陽脩「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」の語彙選択と論理の運びから復元した。

奏草が示すのは、決着した政策の「結果」ではない。未確定の状況で、何を判断材料として揃え、どの官司の権限で、どの順序で実行可能性を組み立てるのか、その途中の筋道である。ゆえに、そこに現れる辺境社会は、外敵の脅威だけで輪郭づけられない。兵は配されるだけでは戦力にならず、器械はあるだけでは使えず、錢穀は出納の数字としてだけでは前線を支えない。迎送・作樂が民力の損耗へつながり、遠距離輸送が怨嗟を積み、専売や配売が資金繰りを詰まらせ、役の配分が逃散を呼ぶ。境界は紙の線ではなく、城柵の修築、寨柵の起立、糧草の貯蓄、舟運の停滞、巡検の不作為といった「出来てしまう形」によって日々書き換えられる。奏草の密度は、その現実を統治の言葉へ落とし直したところにある。

「河東奉使奏草」から浮かぶのは、対夏前線を支える条件が、地形と補給の制約の下で、いかに地方社会の疲弊と直結していたかという像である。ここでの辺境社会は、軍需の名目がそのまま政策の合理性にならず、実務の工程が生活の側で摩擦を生む空間である。欧陽脩は、数目・時期・地理の条件を揃え、強制を切れるところを切り、必要の立つ工程だけを残すことで、前線維持の持続可能性を確保しようとしたのである。「河北奉使奏草」が照らすのは、対遼条約秩序の下で、内部の規律崩壊や情報遮

断が境界秩序を揺らし得るという現実である。保州兵変後の河北では、軍事的危機が先行し、意思決定の枠組みが後追いになる。河北の情勢は、戦場の外側で起きる小さな放置が、長い時間をかけて不安を育てる現実としても現れるのである。

こうして両奏草を対照すると、西北辺境の実態は、軍政・財用・地方統治が互いに拘束し合う接合面として立ち上がる。河東では、前線設計と補給負担が直結し、輸送・調達・役の配列を誤れば、外敵以前に内側の疲弊が防務の持続性を壊す。河北では、条約秩序の維持が前提であるがゆえに、内部の秩序維持と情報運用の失調が、境界摩擦と外交不安へ接続しやすい。どちらにも共通するのは、境界が州県の手続、官吏の適否、物資の循環、住民の負担感覚を通じて日々再生産されるという点である。奏草に描かれた辺境社会は、兵と民が分かれた二層ではない。兵の教閲不足は民の供輸負担とつながり、器械の粗造は修換の労役と材料費を呼び、官の評判は人と財の流れを動かし、境界線の遅れは人夫動員と耕地の縮減として現れる。境界維持とは、軍事・財用・統治を同時に回しながら、摩擦が連鎖して増幅する回路をどこで断つか、という仕事であった。

この作業において、筆者が第二章・第三章で繰り返し確認したのは、欧陽脩が軍事を理念として語り切るのではなく、判断材料の回収、数目の提示、調査と相度の段取り、権限の線引き、密奏の回路、点検と賞罰の制度化といった形で、判断可能性そのものを作り出そうとした点である。軽発を避ける抑制と、密かな準備を並べる。全面停止が難しい局面では半配や漸次納付で着地を探る。制度の正しさを誇示するより、運用の摩擦を抑えて前線を持たせる方へ重心を置く。こうした言葉の組み立ては、文臣が軍事に関与する際に避けがたい制約の下で、統治を実施できる案件へ変換する技術であったと位置づけられる。

さらに、本論文の到達点と課題を述べておきたい。本論は、奏草を中核に据えることで、北宋中期西北辺境の情勢を、軍政・財用・地方統治の再接合として具体化し得た。他方で奏草は集成史料であり、草稿である以上、裁可後の最終形や他史料の叙述と必ずしも一致しない。したがって、重要条目については、序章で述べた方針どおり、同時代史料との突合をさらに精密化し、奏草が残した論点と沈黙の意味を、より確かな座標の上で確認する必要がある。また、本論が提示した河東と河北の差異と共通語彙は、比較の入口である。二正面構造の下で資源配分が競合する実態を、両地域の論点構成の断裂と接続として、もう一段深く整理する作業が残る。もっとも、その際にも、結論を大きく語ることより、判断へ至る途中の論点整理がいかに形づくられたかを追う視角を失うべきではない。境界維持の政治過程は、まさにその途中に、統治の実態を濃く残すからである。本論は河東・河北を章別に析出したが、当初構想していた両路の比較分析は、最終的に章立てとしては採用しなかった。したがって、各章で確認できた差異と共通性を、同一の枠組みに置いて再配列し、差がどこで生まれ、どこで収斂するのかを論理的に示す作業は、今後の課題として残る。河東では前線維持と供輸の連鎖が強く前景化し、河北では秩序維持と対境配慮が文書運用の前提として働きやすいという見通しは得られたが、これを単なる地域性の印象にとどめず、統治が優先した課題の配列として比較し直す必要がある。

比較の枠組みを強化するうえで、軍制史の議論と奏草の接続は欠かせない。宋代軍制は、中央禁軍を軸とする編成と、辺境の土兵・郷兵を含む編成とが並存し、前者は募兵・民兵の問題系へ、後者は将兵制の問題系へ接続すると整理されてきた。欧陽脩の奏草は、単に個別の軍情に応答するだけでなく、どの官司がどの情報を握り、どの

段階で裁可が下り、最終的にどの兵・どの地域負担が動員されるのかという運用の回路を露出させる。ゆえに、奏草を将兵制へ連なる改革の流れの中に置き、制度語彙の選択、命令の射程、責任の所在を精査したうえで、文書実務が軍制の再編とどの地点で交差したのかを検討することが求められる。

また、慶暦改革という新たな政治改革の局面を、遼・西夏をめぐる西北辺の軍事情勢と同時に整理し、奏草の政治的意義をより明確にする必要がある。本論が示した「境界維持」が、軍事行動の記録というより官司間連絡と手続の累積として構成されるという特徴は、改革が進む局面ほど、政策決定の速度と責任配分が争点化し、情報の遅滞や連絡断絶が前線負担へ転化するという状況と結び付いて理解されるべきである。慶暦期の改革語彙を参照しつつ、河東・河北で手続が増幅した局面と抑制された局面を対比し、奏草がどの問題を政策の課題として立ち上げたのかを確定したい。

そのためには、奏草本文に閉じた読解では不十分であり、『宋史』『続資治通鑑長編』『宋會要輯稿』などを用いて当該時期の西北辺情勢を再整理し、奏草の叙述を外部史料の時間軸へ接続する作業が残る。同一事件が別史料では異なる語彙で記され、あるいは要点のみが切り出されることもある。重要なのは一致・不一致の判定ではなく、どの史料が何を統治上の問題として記録し、どの機関の行為をどの順序で可視化するのか、その機能差を踏まえて相互参照することである。ここを丁寧に積み上げてはじめて、河東・河北の差異を、実務の回路と負担の累積として具体的に描写しうる。

さらに、慶暦年間に西北軍事問題でも大きく関与した范仲淹・韓琦との同時代的連関を視野に入りたい。欧陽脩の奏草を、個人の見解としてのみ読むと、政策形成の共同性が見えにくくなる。改革期の政策群は、特定の人物に還元されず、複数の担い手の間で提案が循環し、官司実務を通じて具体化していく。その循環の中で、欧陽脩の文書がどの争点を鋭く言語化し、どの実施上の隘路を指摘し、どの点で范・韓らの路線と共鳴し、あるいは距離を取ったのかを、比較の視角で捉え直すことが今後の課題である。

奏草が示すのは、境界を維持するとは、目立つ決戦ではなく、誓書、地界、役務、兵員、糧食といった項目をめぐる小さな処理を絶えず重ねることにはほかならない、という理解である。筆者は、その処理の言語を篇別に読み分ける作業を通じて、北宋中期西北辺境の実相を史料の内側から描くことを試みた。

参考文献

1. 単行本（年代順）

- 李華瑞『宋夏関係史』（河北人民出版社、1998年）
金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』（汲古書院、2000年）
曾瑞龍『経略幽燕：宋遼戦争軍事災難的戦略分析』（香港中文大学出版社、2003年）。
何冠環『北宋武将研究』（香港中華書局、2003年）
陳峰『北宋武将群体与相关问题研究』（中華書局、2004年）
曾瑞龍『拓边西北：北宋中後期対夏戦争研究』（香港中華書局、2006年）
陶晋生『宋遼関係史研究』（中華書局、2008年）
王曾瑜『宋朝軍制初探（増訂本）』（中華書局、2011年）

陳瑞青『黒水城宋代軍政文書研究』（知識産権出版社、2014 年）
范学輝『宋代三衙管軍制度研究』（中華書局、2015 年）
方震華『和戦之間的両難：北宋中後期の軍政與対遼夏關係』（社会科学文献出版社、2020 年）
平田茂樹・山口智哉・小林隆道・梅村尚樹編『宋代とは何か：最前線の研究が描き出す新たな歴史像』（勉誠出版、2022 年）
劉子健 著 劉雲軍、李思、王金煥 訳『欧陽修：十一世紀的新儒家』重慶出版社、2022 年。

2. 論文（年代順）

漆俠「范仲淹集團与慶曆新政——讀欧陽脩『朋党論』書後」（『歴史研究』第 3 期、1992 年）
王軍營、陳峰「北宋中期文人談兵社会風尚芻議」（『西北大学学报（哲学社会科学版）』第 41 卷第 3 期、2011 年）
伊藤一馬「北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制」（『待兼山論叢』第 46 号史学篇、2012 年）
吳挺誌「北宋士人对『文臣統兵』的合理化論述」（『清華學報』新第 44 卷第 4 期、2014 年）
東英寿「『欧陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について——欧陽脩新発見書簡九十六篇を手がかりとして」（『中国文学論集』45 号、2016 年）
陳峰「簡論宋朝的治軍特点与边防困境」（『西北大学学报（哲学社会科学版）』第 48 卷第 1 期、2018 年）
伊藤一馬「北宋の対西夏戦略と情報伝達」（『神女大史学』第 39 号、2022 年）
陳峰「宋代的文官掌軍制度及其效应」（『中国社会科学』第 7 期、2022 年）
東英寿「欧陽脩書簡九十六篇の発見——新資料発見の経緯と九十六篇の特色——」（平田茂樹・山口智哉・小林隆道・梅村尚樹編『宋代とは何か：最前線の研究が描き出す新たな歴史像』（勉誠出版、2022 年）
陳峰、朱晨鷺「宋仁宗『仁孝寛裕』的特点及其对朝政等方面的影响」（『西北大学学报（哲学社会科学版）』（第 53 卷第 5 期、2023 年）

3. 史料（本文所引）

『欧陽文忠公集』（『四部叢刊初編』第 886～921 冊、上海涵芬楼景印元刊本）

付録 「河東奉使奏草」「河北奉使奏草」分類（番号付き）

①軍政改革（9）

- 【河東 01】「画一起請劄子」
- 【河東 05】「相度并縣牒」
- 【河東 06】「同前奏状」
- 【河北 01】「乞許同商量保州事劄子」
- 【河北 03】「乞不親教閱劄子」
- 【河北 09】「訪問逐州利害牒」

- 【河北 10】「乞不令提刑司点檢賞給」
- 【河北 33】「乞預聞邊事劄子」
- 【河北 34】「再奏」

②軍事防務 (11)

- 【河東 16】「論西北事宜劄子」
- 【河東 17】「論宣毅萬勝等兵劄子」
- 【河東 18】「論麟州事宜劄子」
- 【河東 30】「論代州開壕事宜劄子」
- 【河北 19】「乞真定府分驍武兵士別作指揮」
- 【河北 20】「乞放行牛皮膠鰓」
- 【河北 24】「乞置弓弩都作院」
- 【河北 30】「乞免差人往岢嵐軍築城劄子」
- 【河北 31】「再奏」
- 【河北 38】「乞條制都作院劄子」
- 【河北 39】「再乞放行皮角劄子」

③邊境統治 (9)

- 【河東 23】「請耕禁地劄子」
- 【河北 04】「乞許轉運司差兵士捉賊」
- 【河北 05】「奏洺州盜賊事」
- 【河北 15】「五保牒」
- 【河北 26】「乞不免兩地供輸人役劄子」
- 【河北 27】「再乞不放兩地供輸人色役劄子」
- 【河北 35】「乞令邊臣弁明地界劄子」
- 【河北 40】「奏北界爭地界」
- 【河北 41】「論契丹侵地界狀」

④賦役財政 (27)

- 【河東 03】「免晉絳等州人戶遠請蠶鹽牒」
- 【河東 04】「同前」
- 【河東 07】「倚閣忻代州和糴米奏狀」
- 【河東 08】「義勇指揮使代貧民差役奏狀」
- 【河東 11】「乞減配賣銀五萬兩狀」
- 【河東 12】「相度銅利牒」
- 【河東 13】「再乞減配銀狀」
- 【河東 15】「論礬務利害狀」
- 【河東 19】「乞罷鉄錢劄子」
- 【河東 20】「乞免諸州一年支移劄子」
- 【河東 21】「乞不配賣醋糟與人戶劄子」
- 【河東 22】「乞減放逃戶和糴劄子」
- 【河東 24】「乞減樂平縣課額劄子」
- 【河東 25】「乞放麟州百姓沽酒劄子」

- 【河東 33】「乞罷刈白草劄子」
- 【河東 34】「乞免浮客及下等人戶差科劄子」
- 【河東 35】「乞免蒿頭酒戶課利劄子」
- 【河北 06】「乞一面罷差兵士拽磨」
- 【河北 18】「乞一面除放欠負」
- 【河北 21】「乞展便糴斛斗限」
- 【河北 22】「乞置御河催綱」
- 【河北 23】「乞催納放外稅物」
- 【河北 25】「乞再定奪減放應役人數劄子」
- 【河北 28】「乞重定進納常平倉恩澤劄子」
- 【河北 29】「乞條制催綱司劄子」
- 【河北 37】「乞住買羊劄子」
- 【河北 42】「論河北財產上時相書」

⑤人事任免 (25)

- 【河東 02】「辟郭固隨行劄子」
- 【河東 09】「舉米光濬狀」
- 【河東 10】「米光濬斬決逃軍乞免勘狀」
- 【河東 14】「再舉米光濬狀」
- 【河東 26】「舉孫直方奏狀」
- 【河東 27】「條列文武官材能劄子」
- 【河東 28】「舉劉羲叟劄子」
- 【河東 29】「繳進劉羲叟春秋災異奏狀」
- 【河東 31】「舉張旨代王凱劄子」
- 【河東 32】「論不才官吏狀」
- 【河東 36】「舉陸詢武劄子」
- 【河東 37】「論舉官未行劄子」
- 【河東 38】「論永寧軍捉獲作過兵士劄子」
- 【河北 02】「舉官劄子」
- 【河北 07】「奏李昭亮私取叛兵子女」
- 【河北 08】「乞不詰問劉渙斬人」
- 【河北 11】「保舉王果」
- 【河北 12】「保明張景伯」
- 【河北 13】「乞罷郭承祐知邢州」
- 【河北 14】「再奏郭承祐」
- 【河北 16】「乞推究李昭亮」
- 【河北 17】「乞將誤降配廂軍依舊升為禁軍」
- 【河北 32】「乞選差文臣知定州劄子」
- 【河北 36】「乞差武衛人員劄子」
- 【河北 43】「自劾乞罷轉運使」